

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年6月20日提出
【発行者名】	りそなアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 西岡 明彦
【本店の所在の場所】	東京都江東区木場一丁目5番65号
【事務連絡者氏名】	中越 正喜
【電話番号】	03-6704-3821
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	F Wりそな円建債券アクティブファンド F Wりそな国内株式アクティブファンド F Wりそな先進国債券アクティブファンド F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンド F Wりそな先進国株式アクティブファンド F Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンド F Wりそな絶対収益アクティブファンド F Wりそな国内リートインデックスオープン F Wりそな先進国リートインデックスオープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	F Wりそな円建債券アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな国内株式アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国債券アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国株式アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな絶対収益アクティブファンド 1兆円を上限とします。 F Wりそな国内リートインデックスオープン 1兆円を上限とします。 F Wりそな先進国リートインデックスオープン 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

FWりそな円建債券アクティブファンド  
 FWりそな国内株式アクティブファンド  
 FWりそな先進国債券アクティブファンド  
 FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド  
 FWりそな先進国株式アクティブファンド  
 FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド  
 FWりそな絶対収益アクティブファンド  
 FWりそな国内リートインデックスオープン  
 FWりそな先進国リートインデックスオープン

- ・以下、上記を総称して「りそなファンドラップ（プレミアムコース）」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、以下の略称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称
FWりそな円建債券アクティブファンド	円建債券アクティブ
FWりそな国内株式アクティブファンド	国内株アクティブ
FWりそな先進国債券アクティブファンド	先進国債券アクティブ
FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド	先進国+新興国債券アクティブ
FWりそな先進国株式アクティブファンド	先進国株アクティブ
FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド	先進国+新興国株アクティブ
FWりそな絶対収益アクティブファンド	絶対収益アクティブ
FWりそな国内リートインデックスオープン	国内リートインデックスオープン
FWりそな先進国リートインデックスオープン	先進国リートインデックスオープン

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
  - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、1兆円を上限とします。

## (4)【発行（売出）価格】

FWりそな円建債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。  
 FWりそな国内株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
 FWりそな先進国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。  
 FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F Wりそな先進国株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F Wりそな絶対収益アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。

F Wりそな国内リートインデックスオープン：取得申込受付日の基準価額とします。

F Wりそな先進国リートインデックスオープン：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成30年 6月21日から平成30年12月20日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<http://www.resona-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

当ファンドは、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。受益権の取得申込者は、原則として、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結し、投資一任契約の資産を管理する口座を開設した者に限るものとします。

投資一任業者である株式会社りそな銀行が、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買付ける場合があります。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

- < F Wりそな円建債券アクティブファンド >
- < F Wりそな国内株式アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国債券アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国株式アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >
- < F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- < F Wりそな国内リートインデックスオープン >

東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

- < F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

- < F Wりそな円建債券アクティブファンド >

## 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
		債 券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)		
大型株 中小型株	年2回	日本				
債券 一般	年4回	北米				
公債	年6回 (隔月)	欧州				
社債	年12回 (毎月)	アジア				
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	オセアニア				
不動産投信	その他 ( )	中南米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ				
資産複合 ( )		中近東 (中東)				
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

#### < F Wりそな国内株式アクティブファンド >

##### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株	年2回	日本	
中小型株	年4回	北米	
債券 一般	年6回	欧州	
公債	(隔月)	アジア	
社債	年12回	オセアニア	
その他債券 クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ( )	中近東 (中東)	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(株式 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

< F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

< F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

1) 商品分類

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ( )
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット属性 ( )	( )	中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(債券 一般))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

< F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

#### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株 式
	海外	債 券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ( )
一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)			
社債		アジア		
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ( )	(毎月)			
日々				
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 ( )	その他 ( )	アフリカ		
（投資信託証券 (株式 一般)）		中近東 (中東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

#### < F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

##### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ( )	特殊型 (絶対収益追求型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分



投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型	
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリーファンド	あり ( )	ブル・ベア型	
	年2回	日本				
年4回	北米					
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州			条件付運用型	
	年12回 (毎月)	アジア				
不動産投信	日々	オセアニア			絶対収益追求型	
	その他 ( )	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合))		アフリカ			ファンド・オブ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				その他 ( )

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

#### < F Wりそな国内リートインデックスオープン >

##### 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ( )	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	日経 225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	その他 (東証REIT指数 (配当込み))
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))	その他 ( )	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

#### < F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

##### 1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ( ) 資産複合	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### 2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州		( )	
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ			(S&P先進国RE IT指数(除く日 本、配当込み、円 換算ベース))
		中近東 (中東)			
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（不動産投信）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

#### < 商品分類の定義 >

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

- (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 4. 独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。  
(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。  
(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### < 補足として使用する商品分類 >

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。  
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分の定義 >

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

###### (4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

##### 2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

### 4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

### 5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

### 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

### 7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

## ファンドの特色

1

**「りそなファンドラップ(プレミアムコース)」は、原則として、投資者と株式会社りそな銀行が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するための専用ファンドです。**

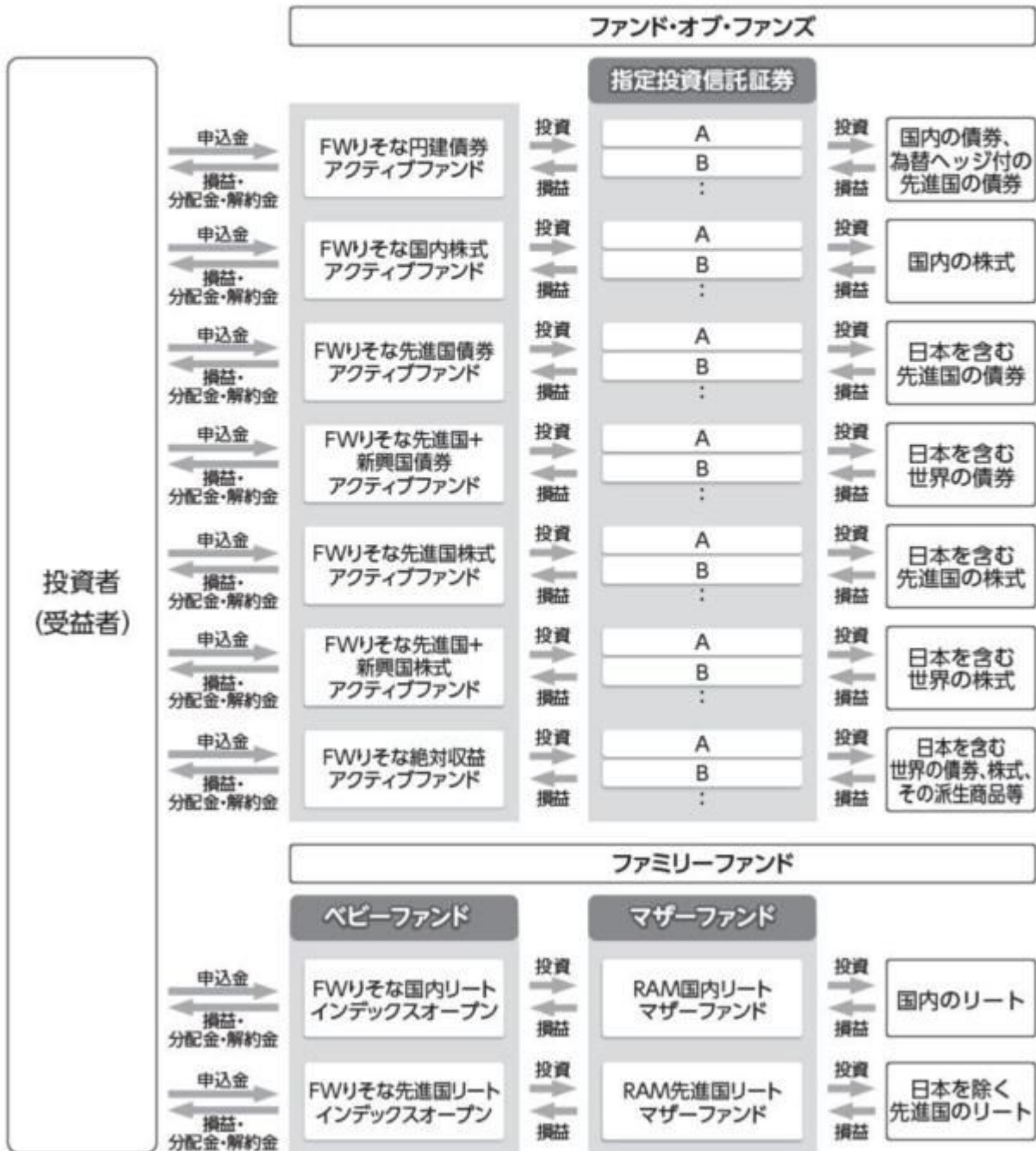
- 「りそなファンドラップ(プレミアムコース)」の受益権の取得申込者は、株式会社りそな銀行と投資一任契約を締結する必要があります。

※投資一任業者である株式会社りそな銀行は、投資者との投資一任契約に基づく運用財産の効率的な運営および維持のため、ファンドを買い付ける場合があります。

## 2

「りそなファンドラップ(プレミアムコース)」を構成する各ファンドは、複数の指定投資信託証券\*を通じて実質的に投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行いますが、一部はマザーファンドを通じて実質的に投資を行うファミリーファンド方式で運用を行います。

## ■ ファンドの仕組み





### 3 各ファンドの運用方針は以下の通りです。

#### FWりそな円建債券アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に国内債券や為替を対円でヘッジした先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

※一般的に外貨建債券へ投資を行う場合には、購入時の支払いならびに利息および償還金の受取りが外貨のため為替変動の影響を受けるリスク(為替リスク)が生じます。当ファンドが組み入れる指定投資信託証券のうち、投資している資産が外貨建の場合、原則対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図っているため、実質的に円建で運用している場合と同様の効果が得られると考えられます。  
ヘッジ付外貨建債券への投資に伴うリスクについては、後記「投資リスク」をご参照ください。

- 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行います。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

#### FWりそな国内株式アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に国内株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

#### FWりそな先進国債券アクティブファンド

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。



**FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド**

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国債券へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

**FWりそな先進国株式アクティブファンド**

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

**FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド**

主として複数の指定投資信託証券への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国株式へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

**FWりそな絶対収益アクティブファンド**

主として絶対収益\*を追求する複数の指定投資信託証券へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

\*「絶対収益」とは、特定の市場の変動の影響を受けない投資元本に対する収益を意味します。また、必ず収益を得られるという意味ではありません。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、指定投資信託証券によっては、絶対収益を追求するうえで投資対象となる資産から為替変動による影響を排除するため、為替ヘッジを行う場合があります。
- 指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価(定性評価)に加えて運用実績にかかる評価(定量評価)等を勘案して決定します。
- 指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。
- 指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組み入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。
- 各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

**FWりそな国内リートインデックスオープン**

1. 国内の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、東証REIT指数(配当込み)\*の動きに連動する投資成果を目指します。

\*「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。

2. RAM国内リートマザーファンドを通じて、国内の不動産投資信託証券\*への投資を行います。

- 東証REIT指数(配当込み)への連動性を高めるため、東証REIT指数(配当込み)を対象指数としたETF(上場投資信託証券)または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。

\*一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

**FWりそな先進国リートインデックスオープン**

1. 日本を除く先進国の不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)\*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

\*「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株値指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。

2. RAM先進国リートマザーファンドを通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券\*および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF(上場投資信託証券)への投資を行います。

- S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。

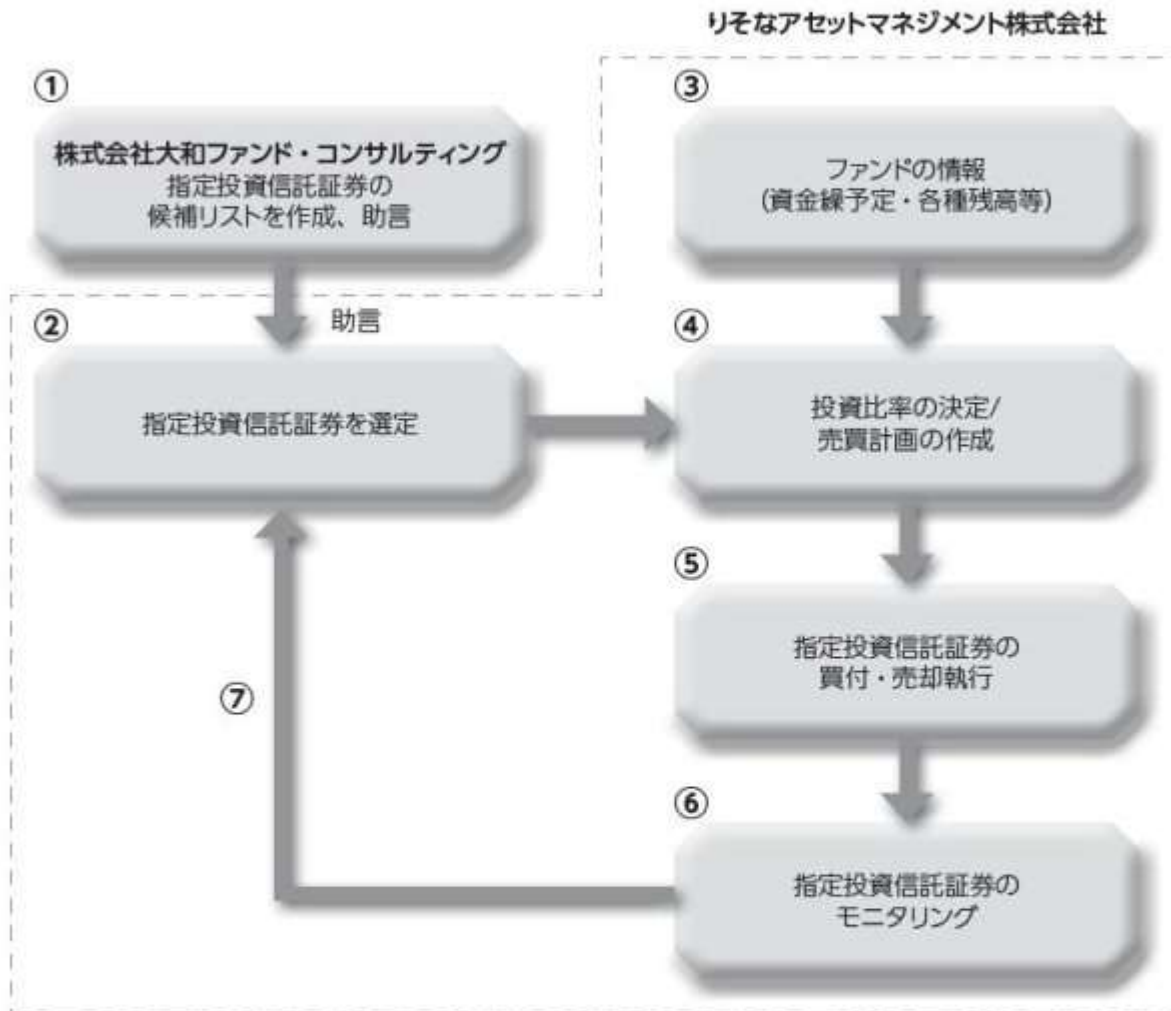
\*一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。

3. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。



## 4 ファンド・オブ・ファンズにおける指定投資信託証券の選定については、株式会社大和ファンド・コンサルティングの助言を受け、りそなアセットマネジメント株式会社が指定投資信託証券および投資比率の決定を行います。

### ■ ファンド・オブ・ファンズの運用プロセスのイメージ



①大和ファンドコンサルティングは運用ファンドに関する調査・分析に基づき指定投資信託証券の候補リストを作成し、助言を行います。

・下記②～⑦はりそなアセットマネジメントでの運用プロセスです。

②定性評価（運用体制・運用哲学等）や定量評価（運用実績等）を勘案し指定投資信託証券を選定します。

③ファンドの設定解約による資金繰予定のほか、指定投資信託証券の購入・解約条件等を確認します。

④指定投資信託証券の投資比率を決定し、売買計画を作成します。

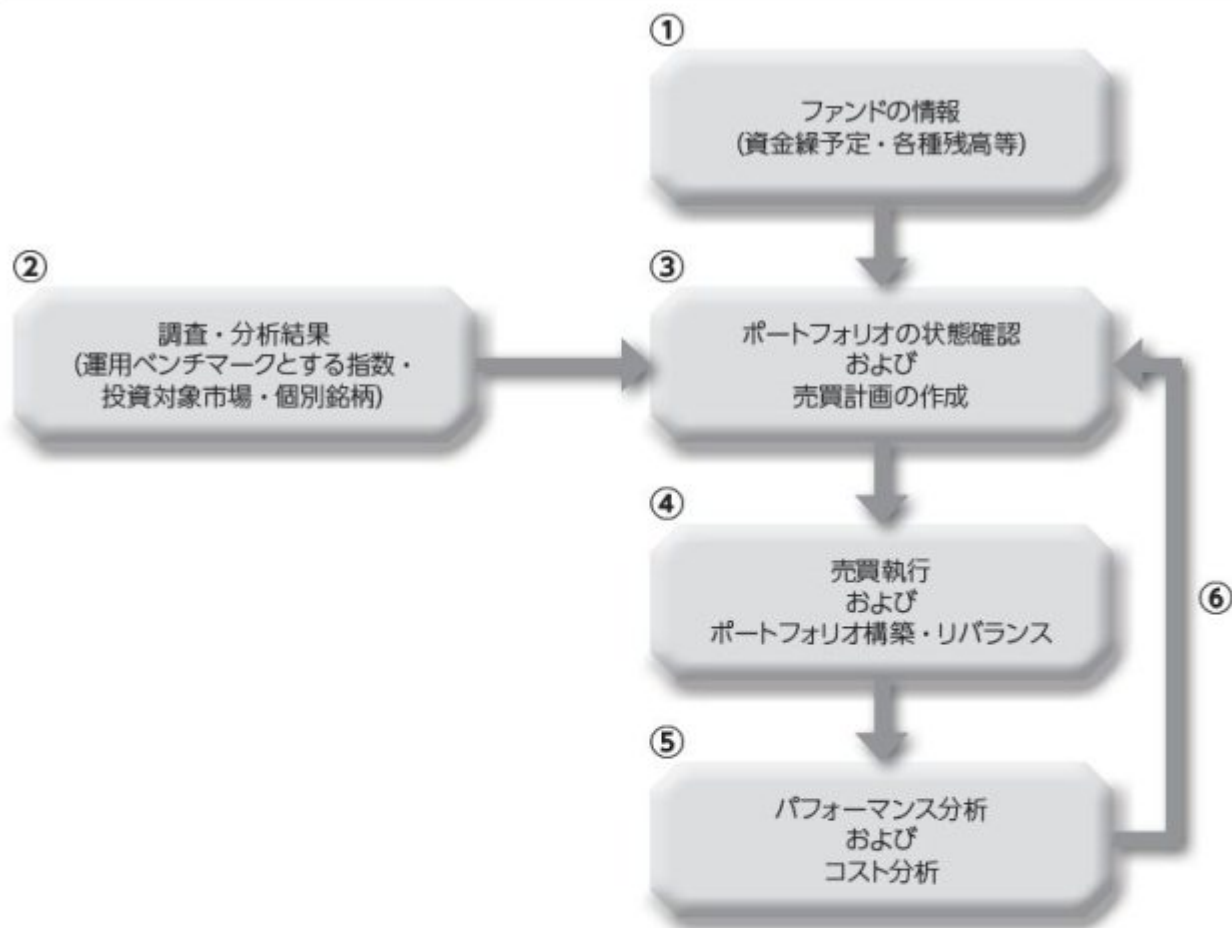
⑤ファンド売買計画に則り、指定投資信託証券の買付や売却を行います。

⑥ファンドと指定投資信託証券のリスク特性や運用パフォーマンスの分析等を行います。

⑦上記⑥の分析結果を反映し、指定投資信託証券を適宜見直し、必要に応じて入替を行います。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

## ■ ファミリーファンドの運用プロセスのイメージ(国内リートインデックスオープン、先進国リートインデックスオープンの場合)



- ①設定・解約による資金繰予定のほか、個別銘柄・現金等の残高・取引履歴情報を確認します。
- ②運用ベンチマークとする指数および投資対象となる市場・個別銘柄に関する調査・分析を行います。
- ③各種情報を基にポートフォリオの状態を確認し、必要に応じて個別銘柄の売買計画を作成します。
- ④売買執行(市場での個別銘柄等の売買)により、ポートフォリオの構築・リバランスを行います。
- ⑤運用パフォーマンスや運用ベンチマークとの連動性、売買執行に要したコストの分析等を行います。
- ⑥上記⑤の分析結果を反映し、継続的な運用の改善につなげます。

※上記の運用プロセスおよびイメージ図は、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 主な投資制限

### ● FWりそな円建債券アクティブファンド

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

### ● FWりそな国内株式アクティブファンド

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

### ● FWりそな先進国債券アクティブファンド

### ● FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド

### ● FWりそな先進国株式アクティブファンド

### ● FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド

### ● FWりそな絶対収益アクティブファンド

- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

### ● FWりそな国内リートインデックスオープン

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は、行いません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

### ● FWりそな先進国リートインデックスオープン

- 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

## ■ 分配方針

原則、毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。

★将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ 各マザーファンドが対象とする指数の著作権等について

### ● RAM国内リートマザーファンド

「東証REIT指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託(REIT)全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。なお、指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

### ● RAM先進国リートマザーファンド

「S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)をもとに委託会社が円換算して計算したものです。S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み)は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)および同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数であり、指数に関する著作権、知的財産権その他の権利はS&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCに帰属します。

### 信託金限度額

- ・ F Wりそな円建債券アクティブファンド：5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内株式アクティブファンド：2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国債券アクティブファンド：3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンド：3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国株式アクティブファンド：2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンド：2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな絶対収益アクティブファンド：3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな国内リートインデックスオープン：1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ F Wりそな先進国リートインデックスオープン：1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### (2) 【ファンドの沿革】

平成29年 1月 5日

- ・ ファンドの信託契約締結、当初自己設定、運用開始

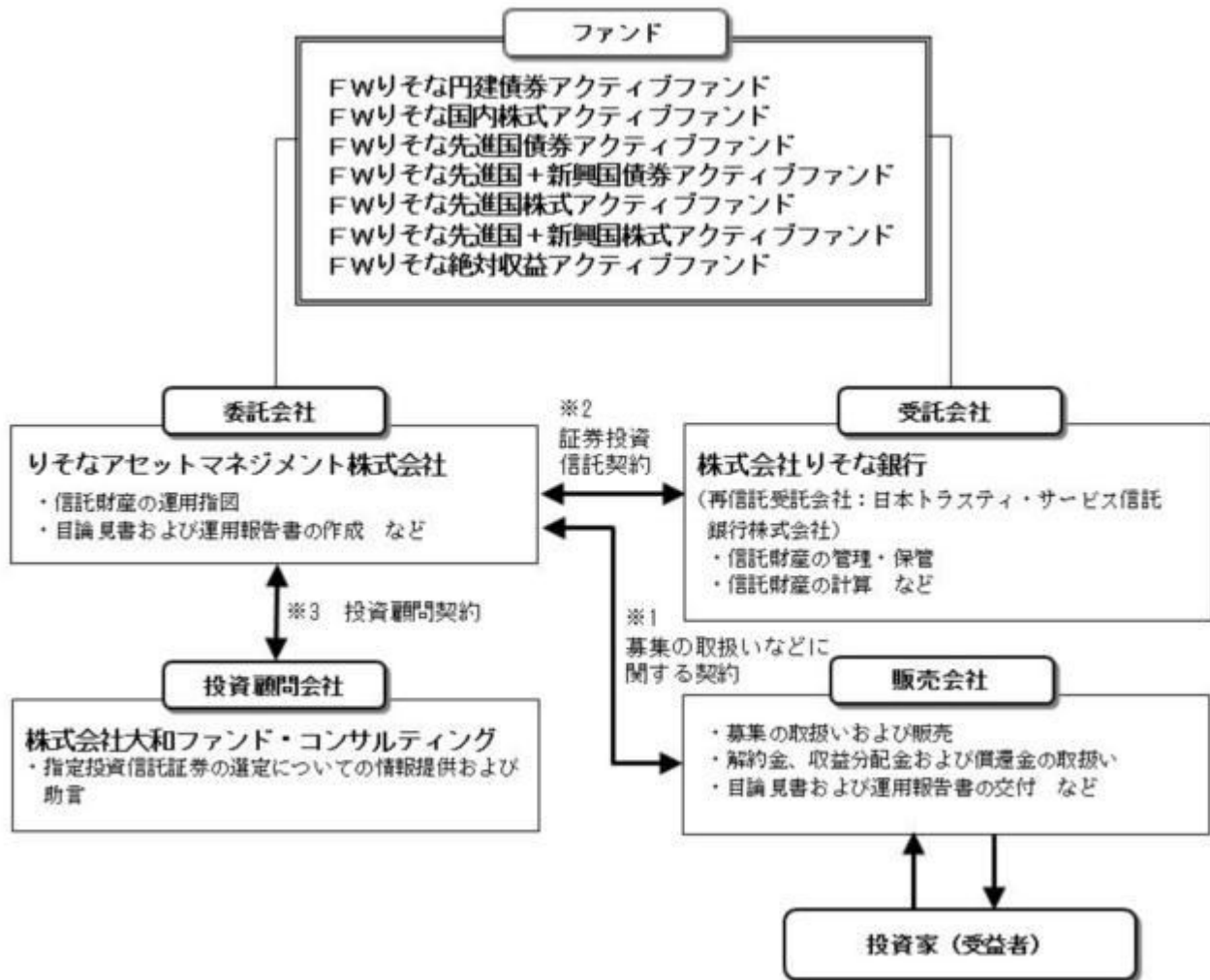
### (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

- < F Wりそな円建債券アクティブファンド >
- < F Wりそな国内株式アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国債券アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国株式アクティブファンド >
- < F Wりそな先進国+新興国株式アクティブファンド >

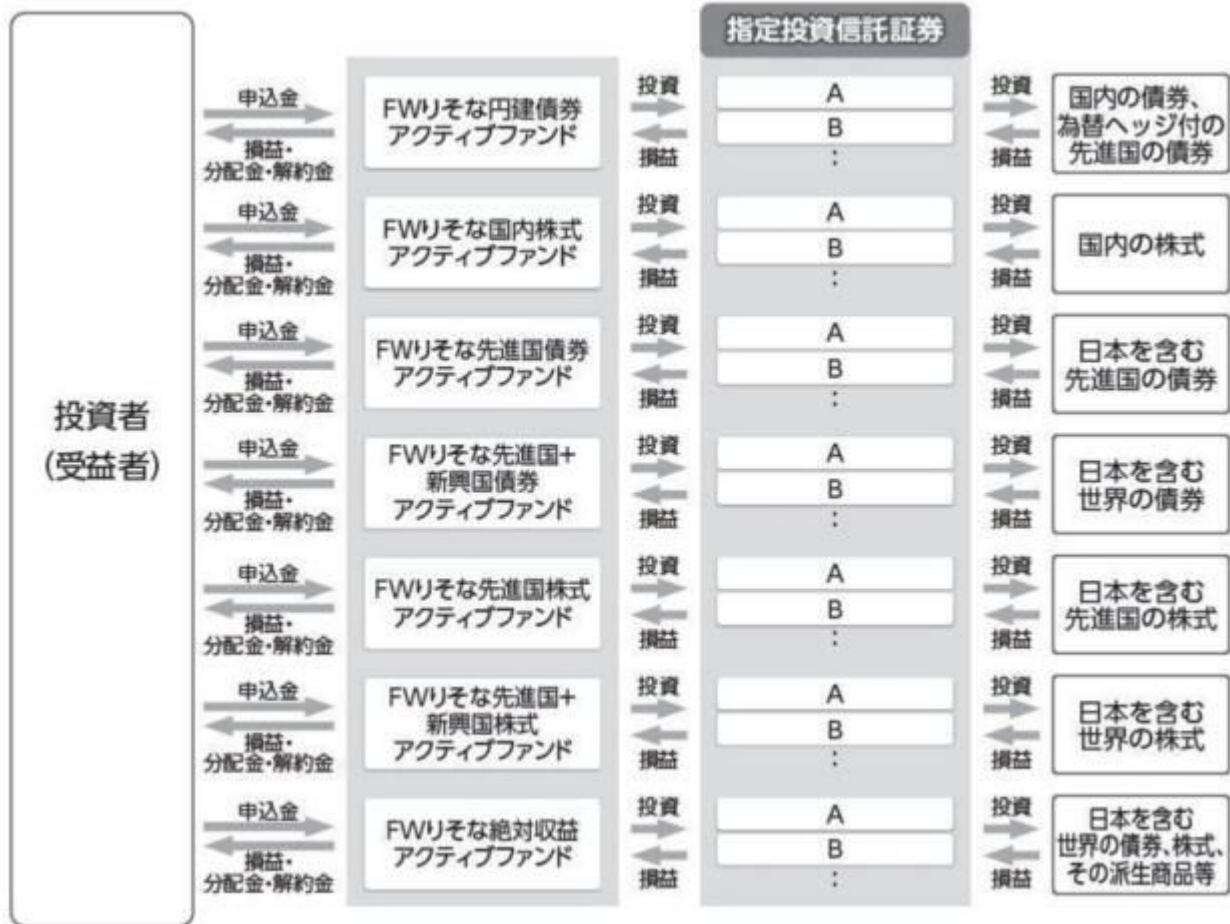


## &lt; F Wりそな絶対収益アクティブファンド &gt;



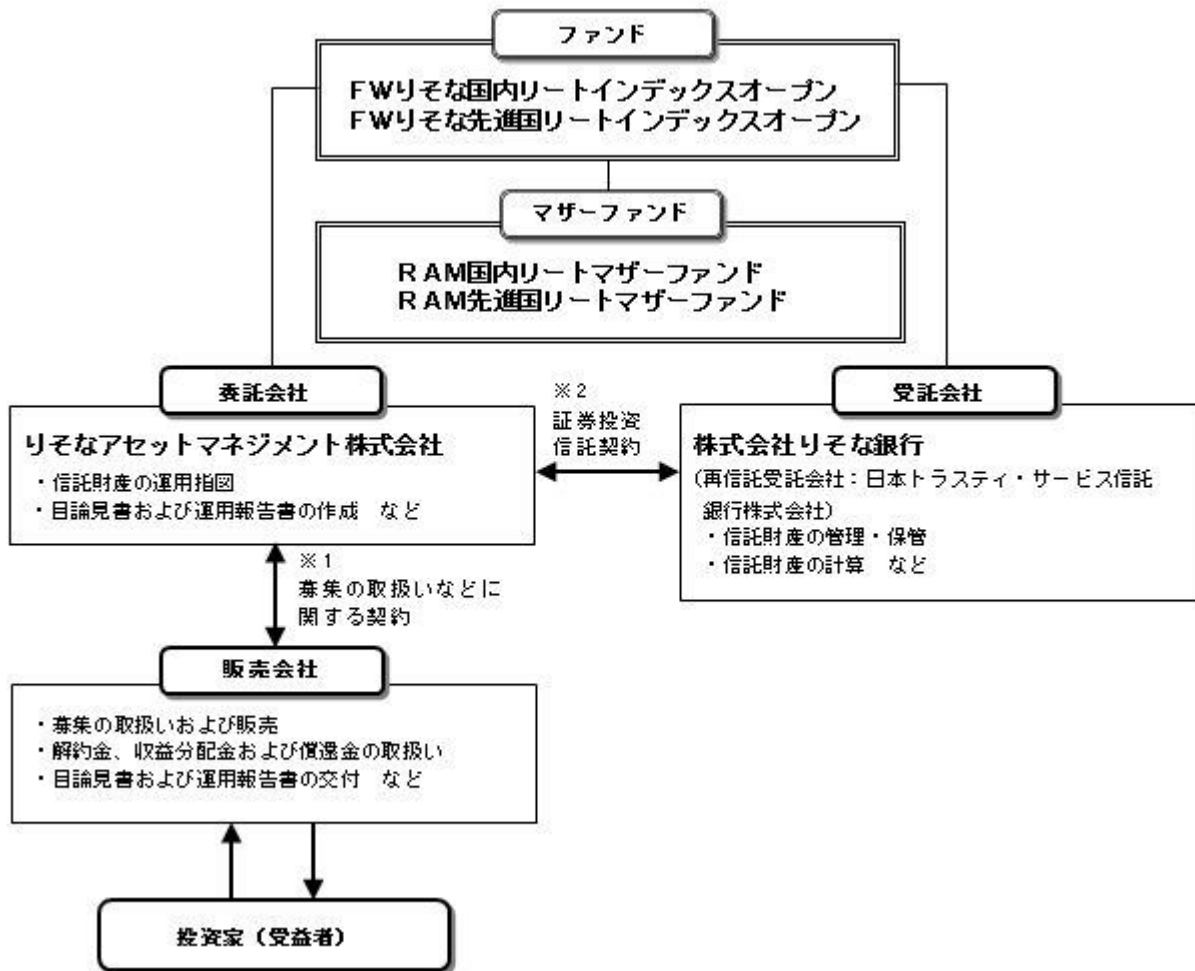
- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社から指定投資信託証券の選定についての情報提供および助言を受けるルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したものの。情報提供および助言を受ける対象資産、助言の内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

## ファンド・オブ・ファンズの仕組み



- < FWリそな国内リートインデックスオープン >
- < FWリそな先進国リートインデックスオープン >





- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成30年3月末現在）

- 1) 資本金  
1,000百万円
- 2) 沿革  
平成27年8月3日：りそなアセットマネジメント株式会社設立
- 3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
株式会社りそなホールディングス	東京都江東区木場一丁目5番65号	3,960,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### <FWりそな円建債券アクティブファンド>

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に国内債券や為替を対円でヘッジした先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行います。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）

に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな国内株式アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に国内株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国債券への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国債券へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった

場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

主として複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じ、実質的に日本を含む先進国株式への投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。あわせて新興国株式へも投資を行い付加価値獲得を目指します。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

主として絶対収益<sup>\*</sup>を追求する複数の投資信託証券（以下、各投資信託証券を「指定投資信託証券」といいます。）へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

\*「絶対収益」とは、特定の市場の変動の影響を受けない投資元本に対する収益を意味します。また、必ず収益を得られるという意味ではありません。

各指定投資信託証券への投資比率の合計は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、指定投資信託証券によっては、絶対収益を追求するうえで投資対象となる資産から為替変動による影響を排除するため、為替ヘッジを行う場合があります。

投資対象とする指定投資信託証券の選定については、運用体制や運用哲学などの評価（定性評価）に加えて運用実績にかかる評価（定量評価）等を勘案して決定します。

投資対象となる指定投資信託証券および信託財産全体のリスク特性やパフォーマンス等を継続的にモニターし、投資比率を調整します。

投資対象となる指定投資信託証券は適宜見直しを行い、組入れている指定投資信託証券の入替を行う場合があります。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな国内リートインデックスオープン >

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、東証 R E I T 指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、東証 R E I T 指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証 R E I T 指数（配当込み）を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

#### < F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株式または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数とした E T F（上場投資信託証券）に投資し、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。

マザーファンド受益証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。

国内リートインデックスオープン、先進国リートインデックスオープンの指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、前述の「ファミリーファンドの運用プロセスのイメージ」をご参照ください。

## （２）【投資対象】

#### < F Wりそな円建債券アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件

付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

#### 投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

#### < 1. 明治安田日本債券アクティブ・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用) >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。
投資方針	<p>「NOMURA - BPI総合」をベンチマークとして信託財産の成長を目指します。</p> <p>投資対象は、国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券ならびに委託者が別に定める格付会社のいずれかより取得時においてBBB格以上の格付けを有する債券およびそれと同等の信用度を有すると判断した債券とします。</p> <p>マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等を勘案して、ポートフォリオの見直しを随時行います。</p> <p>信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われるデリバティブ取引等を行うことができます。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.1944%～0.3024%(税抜0.18%～0.28%)
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
決算日	毎年2月26日および8月26日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	明治安田アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### < 2 . アムンディ円債アクティブ・ファンド（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を目的として運用を行います。
主な投資対象	アムンディ円建債券アクティブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、円建ての公社債等に直接投資することがあります。
投資方針	マザーファンドを通じて主として円建ての公社債に投資することにより、投資信託財産の成長をめざします。このほか、円建ての公社債等に直接投資することがあります。 NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。 マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。） 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.3240%～0.3996%（税抜0.30%～0.37%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

### < 3 . りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

主な投資対象	RAM日本債券コア・アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。（なお、国内の債券に直接投資することがあります。）
投資方針	<p>主として、マザーファンド受益証券への投資を通じ、ベンチマークであるNOMURA - B P I総合に採用されている国内の債券に投資し、NOMURA - B P I総合を中長期的に上回る投資成果を目指します。なお、NOMURA - B P I総合で採用されていない債券（ユーロ円債を含む）に投資することがあります。</p> <p>マクロ経済動向や金融市場の分析を基に、将来の金融・財政政策等を予想し、金利およびクレジットスプレッドの方向性を予測することによって、NOMURA - B P I総合に対する超過収益の獲得を目指します。債券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p> <p>デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.2052%～0.3132%（税抜0.19%～0.29%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社S M B C 信託銀行
その他	RAM日本債券コア・アクティブマザーファンドにおける債券等の運用について、株式会社りそな銀行に運用指図に関する権限を委託します。

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます）の受益証券
投資方針	<p>主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。</p> <p>（イ）組入れる債券（国債を除きます。）の格付けは、取得時においてBBB格相当以上（R&amp;I、JCR、S&amp;P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上）とします。</p> <p>当ファンドにおいて先進国通貨とはFTSE世界国債インデックスの構成通貨をいいます。</p> <p>（ロ）対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。</p> <p>（ハ）債券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>（ニ）運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。</p> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使等により取得したものに限りません。</p> <p>株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4644%（税抜0.43%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社



## &lt; 5 . 三菱UFJ国際ヘッジ付外国債券オープン（適格機関投資家限定） &gt;

運用の基本方針	
基本方針	利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
主な投資対象	MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、先進国の債券に直接投資することがあります。
投資方針	<p>MUAM ヘッジ付外国債券オープンマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界主要国（日本を除く）の公社債に投資を行い、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）を中長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>デュレーション調整等のため、債券先物取引等を利用する場合があります。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。</p> <p>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p> <p>外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.3456%（税抜0.32%）
申込手数料	自由手数料（上限0%）（税抜）
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・ 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・ 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・ その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>
その他	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社

受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
------	---------------

#### < F Wりそな国内株式アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ）有価証券

ロ）約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ）金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）の証券の性質を有するもの

3）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4）国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4）の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1）預金

2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3）コール・ローン

4）手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

#### < 1 . ダイワ・ジャパン・オープン（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ダイワ・ジャパン・オープン・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資方針	<p>主として、マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>マザーファンドの運用にあたっては、以下の方針を基本とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) わが国の株式を中心に投資します。</li> <li>2) 銘柄選定、組入比率等については、運用主担当者の方針に基づいて決定します。</li> <li>3) 市況動向、追加設定等への対応のため、株価指数先物取引等を利用することがあります。この場合には、以下の範囲で利用することを基本とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ．株価指数先物取引等の買建てについては、買建玉の時価総額と株式等の時価総額の合計額の上限を、信託財産の純資産総額に当日の設定申込金額と解約申込金額との差額を加減した額程度とします。</li> <li>ロ．株価指数先物取引等の売建てについては、売建玉の時価総額の上限を保有株式等の時価総額程度とします。</li> </ul> </li> </ol> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</p> <p>株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下とします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.6912%（税抜0.64%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年4月24日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2 . ダイワ・バリュース株・オープン（FOFs用）（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券

投資方針	<p>マザーファンドの受益証券を通じて、主としてわが国の上場株式を投資対象とし、取得時にPER、PBRなどの指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。ただし、取得した後にこの条件を満たさない銘柄であっても保有を継続することがあります。</p> <p>銘柄の選定にあたっては、主に次の観点から行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業の再構築力、新しい事業展開</li> <li>2) 本業の技術力、市場展開力</li> <li>3) 株主本位の経営姿勢</li> </ol> <p>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5724%（税抜0.53%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
決算日	毎年3月9日および9月9日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 3 . りそな日本株リサーチ戦略ファンド（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	アムンディ日本株リサーチ戦略マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。

投資方針	<p>マザーファンドを通じて、主としてわが国の上場株式の中から個別企業のイノベーションや成長・改善戦略により今後の収益性向上が期待できる銘柄へ投資し、投資信託財産の成長をめざします。このほか、わが国の株式に直接投資することがあります。</p> <p>銘柄選択にあたっては、ストラテジストによるマクロ分析およびアナリストによるボトムアップ調査等に基づくアクティブ運用を行います。</p> <p>株式の実質組入比率（マザーファンドを通じての組み入れを含む保有比率を言います。）は、原則として高位を維持します。</p> <p>株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドを通じての投資を含む投資の割合をいいます。以下同じ。）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は行いません。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.702%（税抜き0.65%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年7月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

< 4 . S B I / アリアンツ日本株集中投資戦略ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	ファミリーファンド方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	S B I / アリアンツ日本株集中投資戦略・マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券

投資方針	<p>マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所に上場する企業のうち、企業の本源的価値に比べ、株価が過小評価されていると見込まれる20～30銘柄程度を選定し集中投資することにより、超過リターンを目指します。</p> <p>組入銘柄選定にあたっては、原則として下記のようなポイントに着目します。</p> <p>(1)カタリスト：構造的変化・株主還元計画・収益サプライズ  (2)認識のギャップ：企業価値・競合他社に比べて割安  (3)トレンドライン：長期成長性・特有の利益創出力  (4)経営の質</p> <p>本ファンドはTOPIX（配当込み）をベンチマークとし、ベンチマークに対して超過収益を目指し運用を行います。</p> <p>マザーファンドの運用に関しては、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ジャパン株式会社より投資助言を受けます。</p> <p>株式の実質組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資は、行いません。</p> <p>デリバティブ商品への実質投資は、行いません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5184%（税抜0.48%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年3月28日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

#### <FWりそな先進国債券アクティブファンド>

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以

下同じ。)

イ) 有価証券

ロ) 約束手形(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ) 金銭債権(イ)およびロ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

#### 投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

#### < 1. 三菱UFJ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定） >

運用の基本方針	
基本方針	利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
主な投資対象	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、日本を除く世界主要国の公社債に直接投資することがあります。

投資方針	<p>三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界主要国（日本を除く）の公社債に投資を行います。FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。</p> <p>運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、ントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p> <p>外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.486%（税抜0.45%）
申込手数料	自由手数料（上限0%）（税抜）
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・ 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・ 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・ その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 2 . ノムラF0Fs用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用） >



運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標として積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	海外アクティブ債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、日本を除く世界の高格付けの債券に実質的に投資します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。
投資方針	<p>債券への投資にあたっては、ソブリン債（日本を除く世界先進主要国が発行する国債・政府保証債）を中心とした債券に実質的に投資をすることを基本とします。</p> <p>実質的に投資する債券の格付は、AA格相当以上を中心にBBB格相当までとします。</p> <p>ポートフォリオのデュレーションは、日本を除く世界先進主要国国債市場全体のデュレーション±40%程度以内に維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資するため、公社債にかかる有価証券店頭オプション取引を利用することができます。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して税込0.4806%（税抜0.445%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	

決算日	毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 3 . グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)</p> <p>信託財産は、マザーファンドを通じて日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に投資します。</p> <p>ポートフォリオの平均格付は、ダブルA 格（ダブルA マイナス格を含みます。）相当以上を維持することを目指します。</p> <p>マザーファンドの投資対象となる債券の格付は、組入れ時においてトリプルB 格（トリプルB マイナス格を含みます。）相当以上のものとします。また、格付を取得していない債券に関しては、委託会社またはその運用の外部委託先が前記格付相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。</p> <p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。</p> <p>市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>外貨建資産の組入れについては制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5508%（税抜0.51%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料・資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< F W りそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

八) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

#### < 1. 三菱UFJ国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定） >

運用の基本方針	
基本方針	利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
主な投資対象	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、日本を除く世界主要国の公社債に直接投資することがあります。

投資方針	<p>三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界主要国（日本を除く）の公社債に投資を行います。FTSE世界国債インデックス（除く日本・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果をめざします。</p> <p>運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、ントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブに超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p> <p>金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p> <p>外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.486%（税抜0.45%）
申込手数料	自由手数料（上限0%）（税抜）
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・ 有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・ 有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・ その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	三菱UFJ国際投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 2 . ノムラF0Fs用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標として積極的な運用を行ないます。
主な投資対象	海外アクティブ債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、日本を除く世界の高格付けの債券に実質的に投資します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。
投資方針	<p>債券への投資にあたっては、ソブリン債（日本を除く世界先進主要国が発行する国債・政府保証債）を中心とした債券に実質的に投資をすることを基本とします。</p> <p>実質的に投資する債券の格付は、AA格相当以上を中心にBBB格相当までとします。</p> <p>ポートフォリオのデュレーションは、日本を除く世界先進主要国国債市場全体のデュレーション±40%程度以内に維持することを基本とします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資するため、公社債にかかる有価証券店頭オプション取引を利用することができます。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して税込0.4806%（税抜0.445%）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	

決算日	毎年12月6日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 3 . グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	グローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<p>主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率を高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)</p> <p>信託財産は、マザーファンドを通じて日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に投資します。</p> <p>ポートフォリオの平均格付は、ダブルA 格（ダブルA マイナス格を含みます。）相当以上を維持することを目指します。</p> <p>マザーファンドの投資対象となる債券の格付は、組入れ時においてトリプルB 格（トリプルB マイナス格を含みます。）相当以上のものとします。また、格付を取得していない債券に関しては、委託会社またはその運用の外部委託先が前記格付相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わず、ブルームバーグ・パークレイズ・グローバル・アグリゲート・インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。</p> <p>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドに債券および通貨の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）の指図に関する権限を委託します。</p> <p>市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。</p>

主な投資制限	<p>外貨建資産の組入れについては制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の3%以下とします。</p> <p>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5508%（税抜0.51%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料・資産を外国で保管する場合の費用、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

< 4 . 世界新興国ソブリン・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	「世界新興国ソブリン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。



投資方針	<p>マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として現地通貨建ての新興国の政府、政府機関もしくは企業の発行する債券（エマージング・マーケット債券）に投資します。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p> <p>JPモルガンGBI-EM Diversified指数（円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産の組入れに制限は設けません。</p> <p>為替予約は、純資産の範囲内で行います。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.9936%（税抜0.92%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 5 . G I M F O F s用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	この投資信託は、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

<p>主な投資対象</p>	<p>「G I M新興国現地通貨ソブリン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>ご参考「マザーファンドの投資対象」</p> <p>主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。「新興国」とは、信託約款第20条第1項に規定する者が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます（以下同じ）。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下同じ）。</p> <p>上記のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限に、政府および政府機関の発行する債券以外の、新興国に所在する発行体の発行する債券を投資対象とします。</p> <p>上記 および のほか、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限ります。またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付（格付機関が公表するもの）または収益率を反映しようとする債券指数の格付（当該指数の作成者が公表するもの）以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の35%未満とします。</p>
<p>投資方針</p>	<p>主として、マザーファンドの受益証券に投資します。</p> <p>信託財産に属する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。</p> <p>ご参考「マザーファンドの投資態度」</p> <p>上記主な投資対象、およびに掲げる債券（以下「投資対象債券」といいます。）に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。</p> <p>投資対象債券は、主に当該債券発行国（なお、上記主な投資対象に掲げる仕組債に関しては、反映対象の信用リスクまたは収益率にかかる発行体の所在国とします。）の現地通貨に基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の75%以上をそのような債券に投資します。</p> <p>信託財産として保有する債券の平均格付は、BB-（S &amp; P社）またはBa3（ムーディーズ社）以上に維持します。平均格付の算出にあたり、個々の債券の銘柄が上記の各格付機関から異なる格付を得ている場合は、最も高い格付により判断し平均を算出します。信託約款第20条第1項に定める者は上記のいずれの格付機関からも格付を付与されていない債券にも投資する場合がありますが、当該債券に投資した場合の平均格付は、信託約款第20条第1項に定める者の判断により当該債券をS &amp; P社またはムーディーズ社の格付にあてはめた上で算出します。</p> <p>外貨建資産については、円貨に対する為替ヘッジを行いません。なお、保有する債券について、円以外の通貨に対する為替ヘッジも原則として行いませんが、市況に応じて信託約款第20条第1項に定める者が必要と判断した場合は、その建値以外の通貨（円以外）に基づく為替リスクをヘッジするために、機動的に外国為替の売買の予約を行うことがあります。</p>

<p>主な投資制限</p>	<p>株式への実質投資割合（信託約款第16条第5項および第6項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下同じ。）の10%以下とします。投資信託証券（信託約款第16条第1項なお書きに規定するものをいい、マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合（信託約款第16条第4項および第6項に基づき算出したものをいいます。）は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>有価証券先物取引等（信託約款第20条各項に定める取引をいいます。以下同じ。）は、信託約款第20条の範囲で行います。</p> <p>スワップ取引（金融商品取引法施行前の旧投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「旧投信法施行規則」といいます。）第4条第5号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第21条の範囲で行います。</p> <p>金利先渡取引および為替先渡取引（旧投信法施行規則第4条第1号および第2号に規定するものをいいます。以下同じ。）は、信託約款第22条の範囲で行います。</p> <p>デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引をいいます。以下同じ。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。</p> <p>デリバティブ取引ならびに信託約款第16条第1項第11号および第16号に定める有価証券にかかる取引（以下あわせて「デリバティブ取引等」といいます。）を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。</p> <p>（先物取引等の運用指図・目的・範囲）</p> <p>委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、取引所金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引、ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。</p>
<p><b>ファンドに係る費用</b></p>	
<p>信託報酬</p>	<p>純資産総額に対して年率0.7992%（税抜0.74%）</p>
<p>申込手数料</p>	<p>販売会社が定めます。</p>
<p>信託財産留保額</p>	<p>ありません。</p>

その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
決算日	毎月26日(休業日の場合は翌営業日)
委託会社	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 6 . エマージング債券ファンド(為替戦略型)(F o F s 用)(適格機関投資家専用)>

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	信託財産の成長を目指して積極的な運用を行うことを基本とします。
主な投資対象	SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債に直接投資する場合があります。
投資方針	<p>SNAM コルチェスター・エマージング債券マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)受益証券への投資を通じて、新興国の国債、地方債、政府保証債、政府系機関債、国際機関債等(以下「国債・政府機関債等」といいます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指した運用を行います。</p> <p>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(除くBB - 格未満・ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを上回る運用成果を目指します。</p> <p>親投資信託を通じて投資する国債・政府機関債等は、原則として、取得時においてBB - 格相当以上の格付を有するものとします。</p> <p>実質組入外貨建資産については、為替変動リスクのヘッジおよび投資収益の確保を目的として、為替ヘッジを機動的に行います。</p> <p>資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

<p>主な投資制限</p>	<p>株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（親投資信託受益証券および上場投資信託証券（取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）なものを含みます。以下同じ。））ならびに信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>スワップ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>金利先渡し取引、為替先渡し取引および直物為替先渡し取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>外国為替予約取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、為替変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p><b>ファンドに係る費用</b></p>	
<p>信託報酬</p>	<p>純資産総額に対して年率0.7668%（税抜0.71%）</p>
<p>申込手数料</p>	<p>ありません。</p>
<p>信託財産留保額</p>	<p>ありません。</p>
<p>その他の費用など</p>	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<p><b>その他</b></p>	
<p>決算日</p>	<p>毎年2月15日（休業日の場合は翌営業日）</p>
<p>委託会社</p>	<p>損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社</p>
<p>受託会社</p>	<p>みずほ信託銀行株式会社</p>

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）  
なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

#### 投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

#### < 1. ダイワ/ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界（日本を除く、以下同じ）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR（預託証券）を含みます。）

投資方針	<p>主として、世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>株式等にはDR、REIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。</p> <p>日本を除く世界の企業の中から、主として投下資本利益率の維持・改善に焦点を当て、将来の投下資本利益率を考慮したうえで割安であると考えられる企業の株式等に投資します。</p> <p>外貨建資産の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>株式等の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.0584%（税抜0.98%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2 . シュロージャー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	この証券投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	シュロージャー外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。ただし、市場動向等によっては、直接株式等へ投資することがあります。



投資方針	<p>マザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCIコクサイインデックスの構成国の株式等に実質的に投資することより、信託財産の成長をめざして運用を行います。</p> <p>運用にあたりましては、マザーファンドへの投資を通じて、MSCIコクサイインデックス（円ベース）をベンチマークとして超過収益の獲得を図ることを目的とします。</p> <p>日本を除く世界各国の市場から、委託者が優良銘柄と判断し選択した銘柄を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。</p> <p>株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況や市場動向等を勘案して弾力的に対応します。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、地域配分についてはトップダウン・アプローチにより、地域の銘柄選択についてはボトムアップ・アプローチにより実質的な運用を行うことで、ベンチマークを上回るリターンをめざします。</p> <p>実質的外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、マザーファンドの受益証券および金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能なものはその計算の対象外とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.864%（税抜0.80%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>

その他	
決算日	毎年5月20日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

### < 3 . アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、日本を除く世界の株式に直接投資することがあります。
投資方針	<p>マザーファンドを通じて主として日本を除く世界の株式に投資することにより、投資信託財産の成長を目指します。このほか、日本を除く世界の株式に直接投資することがあります。</p> <p>株式への投資にあたっては独自の運用モデルを活用します。マクロとミクロの両面から投資魅力度を判断するとともに、多角的な観点からリスクをコントロールしたポートフォリオを構築します。</p> <p>MSCI-KOKUSAIをベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。</p> <p>株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.486%（税抜き0.45%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%
その他の費用など	<p>組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
決算日	毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

### < F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) 約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ) 金銭債権（イ）およびロ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

< 1. ダイワ/ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	世界（日本を除く、以下同じ）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。また、DR（預託証券）を含みます。）

投資方針	<p>主として、世界の株式等に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>株式等にはDR、REIT、ETF、新株予約権証券および転換社債を含みます。</p> <p>日本を除く世界の企業の中から、主として投下資本利益率の維持・改善に焦点を当て、将来の投下資本利益率を考慮したうえで割安であると考えられる企業の株式等に投資します。</p> <p>外貨建資産の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>株式等の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<p>株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.0584%（税抜0.98%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2 . シュローダー先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	この証券投資信託は、信託財産の成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	シュローダー外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。ただし、市場動向等によっては、直接株式等へ投資することがあります。

投資方針	<p>マザーファンドへの投資を通じて、主としてMSCIコクサイインデックスの構成国の株式等に実質的に投資することより、信託財産の成長をめざして運用を行います。</p> <p>運用にあたりましては、マザーファンドへの投資を通じて、MSCIコクサイインデックス（円ベース）をベンチマークとして超過収益の獲得を図ることを目的とします。</p> <p>日本を除く世界各国の市場から、委託者が優良銘柄と判断し選択した銘柄を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、成長性を重視した銘柄選択を行いながら積極的に分散投資を行い、信託財産の成長をめざします。</p> <p>株式等への実質組入比率は原則として高位でのぞむ方針ですが、ファンドの運用状況や市場動向等を勘案して弾力的に対応します。</p> <p>マザーファンドへの投資を通じて、地域配分についてはトップダウン・アプローチにより、地域の銘柄選択についてはボトムアップ・アプローチにより実質的な運用を行うことで、ベンチマークを上回るリターンをめざします。</p> <p>実質的外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。ただし、マザーファンドの受益証券および金融商品取引所等に上場等され、かつ当該金融商品取引所等において常時売却可能なものはその計算の対象外とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.864%（税抜0.80%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>

その他	
決算日	毎年5月20日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 3 . アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・マザーファンド（以下「マザーファンド」）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、日本を除く世界の株式に直接投資することがあります。
投資方針	マザーファンドを通じて主として日本を除く世界の株式に投資することにより、投資信託財産の成長を目指します。このほか、日本を除く世界の株式に直接投資することがあります。 株式への投資にあたっては独自の運用モデルを活用します。マクロとミクロの両面から投資魅力度を判断するとともに、多角的な観点からリスクをコントロールしたポートフォリオを構築します。 MSCI-KOKUSAIをベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 上記にかかわらず、資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引はヘッジ目的に限定しません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.486%（税抜き0.45%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

< 4 . アライアンス・バーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

主な投資対象	主としてA B エマージング・グロース株式マザーファンド受益証券に投資します。
投資方針	<p>主としてA B エマージング・グロース株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。</p> <p>株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の25%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.9720%（税抜0.90%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.5%
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
決算日	毎年5月29日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

< 5 . シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用） >

<b>運用の基本方針</b>	
基本方針	この証券投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。



主な投資対象	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することがあります。
投資方針	<p>主として、マザーファンド受益証券に投資し、長期的な信託財産の成長を目的に積極的な運用を行います。</p> <p>投資にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックスの構成国の株式を実質的な主要投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの国に限定されないほか、運用者の判断で見直される場合があります。</p> <p>運用にあたっては、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）をベンチマークとします。</p> <p>実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。</p> <p>株式等の実質組入比率については、原則としてフルインベストメントで積極的な運用を行います。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。</p> <p>一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率1.0368%（税抜0.96%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%
その他の費用など	組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
決算日	毎年6月7日および12月7日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

## &lt; 6 . UBS 新興国株式厳選投資ファンド（適格機関投資家専用） &gt;

運用の基本方針	
基本方針	新興国籍もしくは主に新興国に活動拠点を置く企業等の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS 新興国株式厳選投資マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	マザーファンド受益証券への投資を通じて、新興国籍もしくは主に新興国に活動拠点を置く企業等の株式に、主として投資を行います。 銘柄選択にあたっては、長期的な成長見通しに対して株価のバリュエーション妙味があり、相対的にクオリティが高いと判断される銘柄を厳選し、マクロ動向にも注意を払いつつポートフォリオを構築します。 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。 マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への実質投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.9936%（税抜0.92%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
決算日	毎年11月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

## &lt; F Wりそな絶対収益アクティブファンド &gt;

に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以

下同じ。)

イ) 有価証券

ロ) 約束手形(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ) 金銭債権(イ)およびロ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、 に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの

3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

4) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、4)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

#### 投資対象とする投資信託証券の概要

以下に記載されている各ファンドの内容等については、2018年3月末現在で委託会社が知りうる情報などを基に作成したものです。今後、記載の内容や指定投資信託証券が変更されることがあります。

### < 1. ダイワ・トピックス・ニュートラル（F0Fs用）（適格機関投資家専用） >

運用の基本方針	
基本方針	マーケットの状況にかかわらず、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	ダイワ・バリュエーション・トピックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および株価指数先物取引

投資方針	<p>「マーケット・ニュートラル戦略」を採用することにより、マーケットの状況にかかわらず、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。</p> <p>当ファンドにおける「マーケット・ニュートラル戦略」とは次のとおりです。</p> <p>1) 現物株式のポートフォリオが有するTOPIX(東証株価指数)の動きに依存して変動する要素(以下「マーケット・リスク」といいます。)を株価指数先物取引の売建てを利用して可能な限りヘッジし、TOPIXの動きの影響を受けにくい投資成果の獲得をめざします。</p> <p>株式と株価指数先物の価格変動の差異その他の事情により、マーケット・リスクが完全にヘッジできないことがあります。その他、値幅制限やサーキットブレーカー制度など株価指数先物取引における取引を規制する制度が適用されたあるいは適用される可能性が高まった場合には、その差異が顕著になることが想定されます。また、そうした場合には、株価指数先物取引の流動性が低下していることがあり、必要な建玉数量の調整ができなくなることがあります。</p> <p>2) マザーファンドの受益証券への投資は、通常の状態では信託財産の純資産総額に対して70%程度から80%程度を基本とします。当該比率は、株価指数先物取引の証拠金にも依存し、当該証拠金の額もしくは率に変更された場合には、当該比率も変更となることがあります。</p> <p>3) 株価指数先物取引は、TOPIX先物取引を利用することを原則としますが流動性その他を考慮して他の株価指数先物取引等を利用することがあります。</p> <p>株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<p>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4428%(税抜0.41%)
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年2月25日(休業日の場合は翌営業日)
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

< 2 . ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家専用) >

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
主な投資対象	ニッセイ安定収益追求 マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 なお、ニッセイクレジットキャリー マザーファンド受益証券および直接公社債、株式等に投資を行う場合があります。
投資方針	<p>主として、ニッセイ安定収益追求 マザーファンド受益証券を通じて、実質的に国内外の公社債および株式に投資を行い、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。なお、ニッセイクレジットキャリー マザーファンド受益証券を通じて、実質的に国内外の社債等に投資を行うことがあります。</p> <p>国内外の公社債および株式への資産配分は、市場環境および投資対象資産のリスク水準等に応じて、変更を行います。</p> <p>実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを活用し為替変動リスクの抑制を図ります。なお、実質組入外貨建資産の外貨のエクスポージャーは、市場環境およびリスク水準等に応じて変更を行いますが、原則として、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>安定的な収益確保および運用の効率化を図るため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価指数先物取引等のデリバティブ取引を実質的に活用する場合があります。</p> <p>上記親投資信託の受益証券の組入比率は、原則として高位に保ちます。資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</p> <p>外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.4752%（税抜0.44%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用（純資産総額に対して0.0108%（税抜0.01%）を上限）および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
決算日	毎年6月24日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

## &lt; 3 . グローバル・ボンドアルファ戦略ファンド（ F O F s 用 ）（ 適格機関投資家専用 ） &gt;

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主な投資対象	D I A Mグローバル・ボンドアルファ戦略（積極型）マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<p>主として、D I A Mグローバル・ボンドアルファ戦略（積極型）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、実質的に国内外の債券先物取引を用いたロングショート戦略により、絶対収益の獲得をめざします。</p> <p>マザーファンドの組入比率は、原則として高位を保ちます。</p> <p>実質外貨建て資産については、原則として為替フルヘッジを行います。</p> <p>資金動向、市況動向等によっては上記のような運用が出来ない場合があります。</p> <p>当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。</li> <li>・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%未満とします。</li> <li>・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>・スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限らず行うことができます。</li> <li>・一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</li> </ul>
ファンドに係る費用	
信託報酬	純資産総額に対して年率0.5238%（税抜0.485%）
申込手数料	販売会社が定めます。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、ファンドの監査費用および信託事務の処理に要する諸費用など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
その他	
決算日	毎年6月10日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

## &lt; F Wりそな国内リートインデックスオープン &gt;

R A M国内リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）に直接投資することがあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)
  - ハ) 約束手形(イ)に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ) 金銭債権(イ)、ロ)およびハ)に掲げるものに該当するものを除きます。)

- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ) 為替手形

#### 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「RAM国内リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)
- 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、 に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

#### 《参考情報》

投資対象とするマザーファンドの概要

<RAM国内リートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 ・東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）
投資方針	主として、東証REIT指数（配当込み）に採用されている不動産投資信託証券に投資し、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。なお、東証REIT指数（配当込み）への連動性を高めるため、東証REIT指数（配当込み）を対象指数としたETF（上場投資信託証券）または不動産投信指数先物取引を活用することがあります。 不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は、行いません。 デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。



収益分配	収益分配は行いません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
<b>その他</b>	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

#### < F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

R A M先進国リートマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）、不動産関連株式および不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたE T F（上場投資信託証券）に直接投資することがあります。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ）有価証券
  - ロ）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
  - ハ）約束手形（イ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
    - ニ）金銭債権（イ）、ロ）およびハ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2）次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として、親投資信託「R A M先進国リートマザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1）株券または新株引受権証書
- 2）国債証券
- 3）地方債証券
- 4）特別の法律により法人の発行する債券
- 5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6）特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8）協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9）特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）から11）までの証券または証書の性質を有するもの

- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって19)の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

#### その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付けの指図、外国為替予約取引の指図、資金の借入れの指図を行うことができます。

#### 《参考情報》

投資対象とするマザーファンドの概要

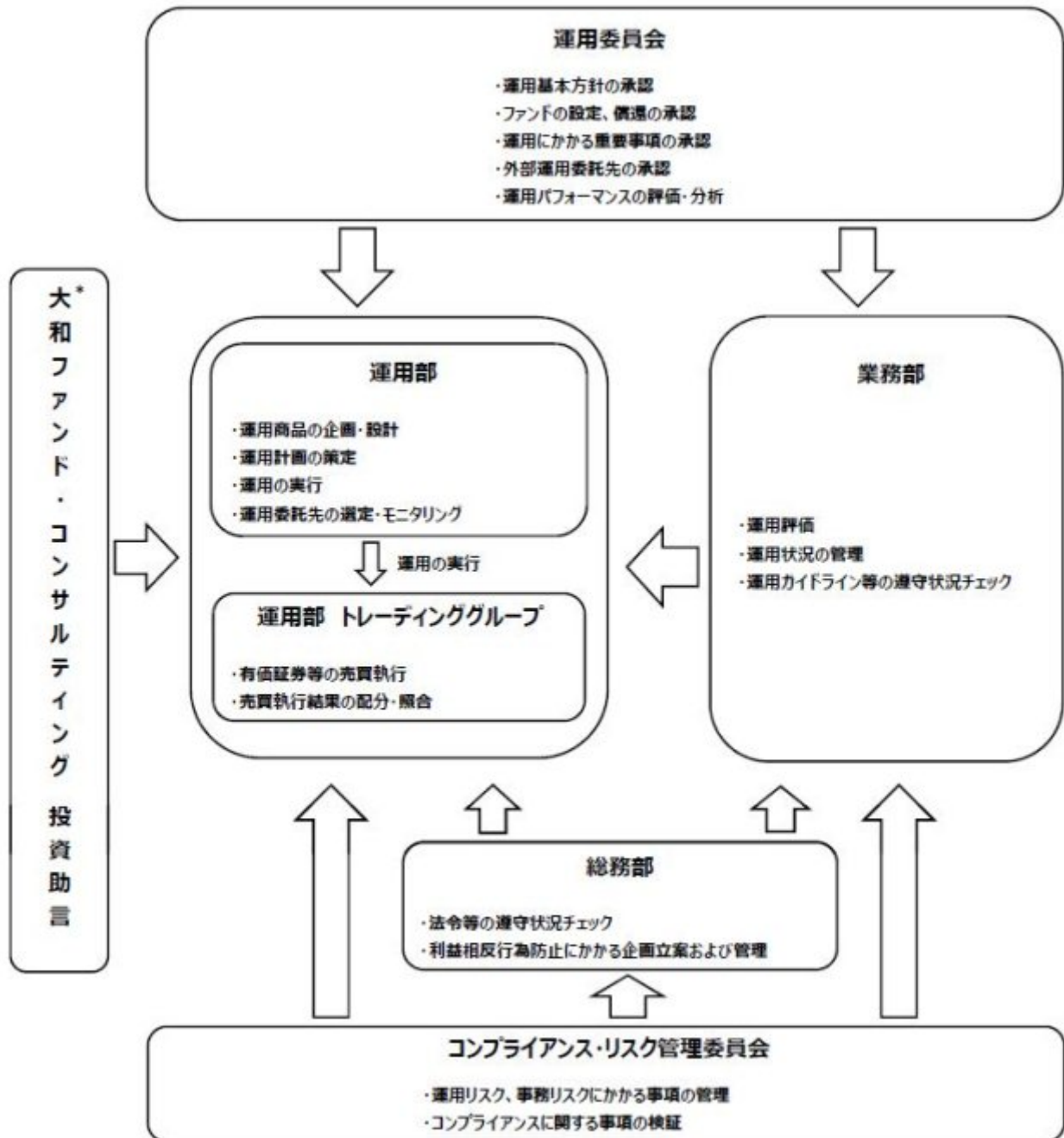
<RAM先進国リートマザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、S & P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	次の有価証券を主要投資対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に規定する不動産投資信託証券をいいます。）</li> <li>・先進国（除く日本）の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されているまたは店頭登録されている（登録予定を含みます。）不動産関連株式</li> <li>・先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）</li> </ul>

投資方針	<p>主として、先進国の不動産投資信託証券および不動産関連株または先進国の不動産投資信託証券に関する指数を対象指数としたETF（上場投資信託証券）に投資し、S &amp; P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。なお、S &amp; P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）への連動性を高めるため、海外の金融商品取引市場に上場する指数先物取引を活用することがあります。</p> <p>不動産投資信託証券またはETF（上場投資信託証券）の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。</p> <p>為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。</p> <p>資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合および信託が終了する場合等のやむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>不動産投資信託証券および株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
収益分配	収益分配は行いません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
決算日	毎年1月25日（休業日の場合は翌営業日）
委託会社	りそなアセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

### （3）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



\* 国内リートインデックスオープン、先進国リートインデックスオープンは除きます。  
コンプライアンス・リスク管理委員会は6名程度、運用委員会は6名程度で構成されています。

りそなアセットマネジメント株式会社の運用体制に関する社内規則等は次の通りです。  
委託会社では、運用に関する社内規程およびリスク管理規程を定め、適切な運用を行うと共に運用リスクの管理を行っています。

ファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を受託会社より受け取っております。

上記の運用体制は、平成30年3月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

#### (4) 【配分方針】

収益配分方針

原則として毎決算時に以下の収益配分方針に基づいて分配を行います。

- 1) 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価額を含みます。)等とします。
- 2) 原則として、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益は、運用の基本方針に基づいて運用します。  
委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

#### 収益分配金の支払い

##### <分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### <分配金受取りコース(一般コース)>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

## (5)【投資制限】

### 約款に定める投資制限

#### <FWりそな円建債券アクティブファンド>

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲  
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 9) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <FWりそな国内株式アクティブファンド>

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資は行いません。

- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 資金の借入れ
  1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### < F W りそな先進国債券アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲  
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
  1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲  
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
  1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 9) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### < F W I りそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲  
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 9) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### < F W I りそな絶対収益アクティブファンド >

- 1) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。



- 4) デリバティブの直接利用は行いません。
- 5) 投資信託証券を組入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 7) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限  
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 8) 外国為替予約取引の指図および範囲  
委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 9) 資金の借入れ
  1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
  3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### < F Wりそな国内リートインデックスオープン >

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は、行いません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
  1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  2. 前記1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

## 9) 信用取引の指図範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前記1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - ロ) 株式分割により取得する株券
  - ハ) 有償増資により取得する株券
  - ニ) 売出しにより取得する株券
  - ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  - ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

## 10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10)で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10)で規

定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 金利先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。  
イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額を超えないものとします。

ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 14) 資金の借入れ

1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### < F W りそな先進国リートインデックスオープン >

- 1) 不動産投資信託証券および株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 5) デリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に従い、合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれの区分毎に10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 8) 投資する株式等の範囲
  1. 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  2. 前記1. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の指図範囲
  1. 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  2. 前記1. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- ロ) 株式分割により取得する株券
- ハ) 有償増資により取得する株券
- ニ) 売出しにより取得する株券
- ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 10) 先物取引等の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等（株式、株価指数にかかる先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10) で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象と

する金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ）先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第16条第2項第1号から第6号までに掲げる金融商品で運用している額（以下ロ）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

ハ）コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ10）で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 11) スワップ取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
6. 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

1. 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下3.において「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

4. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下4.において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
  5. 前記3.および4.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
  6. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
  7. 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 13) 有価証券の貸付けの指図および範囲
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
    - イ) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    - ロ) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
    - ハ) 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
  2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  3. 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 16) 資金の借入れ
1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。



3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### 法令による投資制限

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律)

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

##### <FWりそな円建債券アクティブファンド>

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

##### 市場リスク

###### ・金利(債券価格)変動リスク

金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりの場合は、基準価額の下落要因となります。

###### ・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることをしていますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受け、基準価額が下落する場合があります。また為替ヘッジを行う通貨の短期金利より円短期金利が低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

##### 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

##### 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### (その他の留意点)

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。



す。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### < F Wりそな国内株式アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

##### 市場リスク

##### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

##### 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### （その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### < F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

##### 市場リスク

##### ・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して

変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(その他の留意点)

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F Wりそな先進国+新興国債券アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・金利(債券価格)変動リスク

金利(債券価格)は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇(低下)した場合は値下がり(値上がり)します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合ま

たはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

#### 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### （その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### < F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

#### 市場リスク

##### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### ・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

#### 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設

や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

< F W りそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

市場リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

（その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が

下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### < F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

##### 市場リスク

###### ・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

###### ・金利（債券価格）変動リスク

金利（債券価格）は、金融・財政政策、市場の需給、それらに関する外部評価の変化等を反映して変動します。債券価格は、一般に金利が上昇（低下）した場合は値下がり（値上がり）します。債券価格が値下がりした場合は、基準価額の下落要因となります。

###### ・為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

##### 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

##### 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

##### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

##### デリバティブ取引のリスク

実質的に組み入れている先物やオプション、スワップなどのデリバティブ取引の以下のようなリスクが顕在化した場合、基準価額の下落要因となります。

- ・信用リスク：デリバティブの取引相手が倒産などによって当初の契約通りの取引を実行できなくなる可能性があります。
- ・価格変動リスク：証拠金を積むなどによってレバレッジを効かせた結果、原資産の価格変動よりデリバティブの価格変動が大きくなる可能性があります。
- ・流動性リスク：デリバティブの流動性の低下によって、理論価格よりも不利な価格でしか反対取引ができなかったり、反対取引自体ができない可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## （その他の留意点）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

## &lt; F Wりそな国内リートインデックスオープン &gt;

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

## 市場リスク

## ・ リートの価格変動リスク

リーートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リーートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

## 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

## 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## （その他の留意点）

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証REIT指数（配当込み）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・ 運用管理費用（信託報酬）、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

#### < F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

当ファンドの基準価額は、実質的に組み入れている有価証券等の値動きにより影響を受けますが、運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重にご判断くださいますようお願いいたします。

#### 市場リスク

##### ・ リートの価格変動リスク

リーートの価格は、不動産市況（不動産価格、賃貸料等）、金利・景気動向、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。リーートの価格および分配金がその影響を受け下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

##### ・ 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、金利動向、政治情勢等のさまざまな要因により変動します。当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

#### 信用リスク

実質的に組み入れている有価証券等の発行体が倒産した場合、発行体の財務状況が悪化した場合またはそれらが予想された場合等には、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなることにより、基準価額の下落要因となります。

#### 流動性リスク

時価総額や取引量が少ない市場で流動性が低い場合、市場の混乱・取引規制等の理由から流動性が低下している場合、急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合等、市場実勢から期待できる価格よりも大幅に不利な価格で売買せざるを得ないことがあり、この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治や経済、社会情勢等の変化または金融取引等に関する規制の新設や変更により、実質的に組み入れている有価証券等の価格が大きく変動することがあります。そのため基準価額が予想以上に下落することや、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### （その他の留意点）

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）（以下、当項目において「指数」といいます。）に連動する投資成果を目指して運用しますが、主として以下の理由から、当ファンドの投資成果は指数の動きから乖離する場合があります。

- ・ 指数を構成する全ての銘柄を指数の算出方法どおりに組み入れない場合や、指数を構成する銘柄以外の銘柄や先物を組み入れる場合があること。
- ・ 有価証券等の売買価格や基準価額算出に使用される有価証券等の時価が、指数の算出に使用される有価証券等の時価と一致しない場合があること。
- ・ 外貨取引時の為替レートや基準価額算出に使用される為替レートが、指数の算出に使用される為替レートと一致しない場合があること。

・運用管理費用(信託報酬)、監査費用および有価証券等の売買にかかる売買委託手数料等の費用負担が発生すること。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入る有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響をおよぼすことがあります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

ファンドは、預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。

## (2) リスク管理体制

### 委託会社における投資リスクに対する管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。また、運用ガイドライン等の遵守状況および運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

運用委員会は、運用実績等を統括し運用部に対する管理・指導を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会では、審議事項を代表取締役または取締役会に報告します。

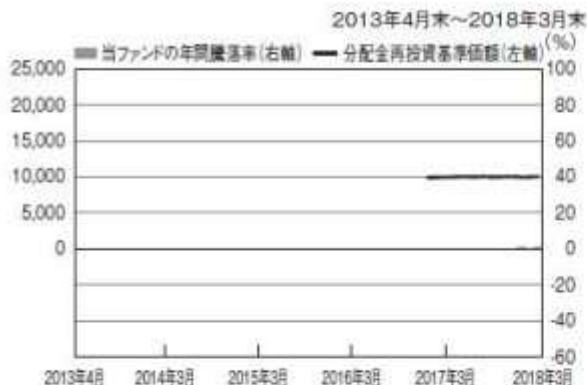
上記体制は平成30年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



## 〔参考情報〕

## FWりそな円建債券アクティブファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

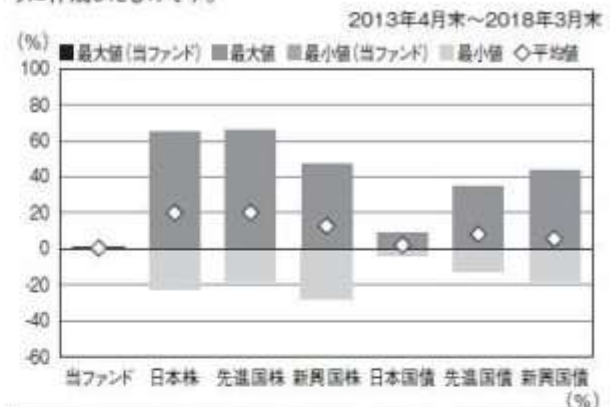


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2018年1月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

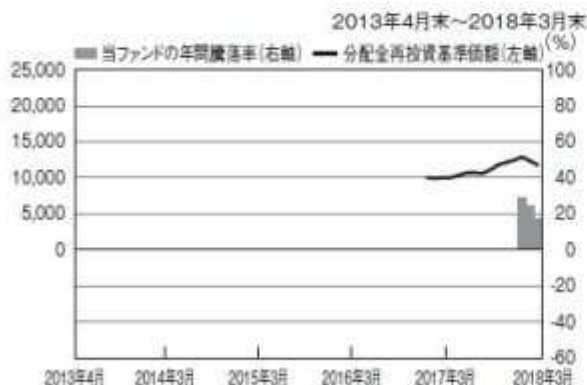


当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	1.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	0.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	0.6	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間(当ファンドは2018年1月から2018年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## FWりそな国内株式アクティブファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

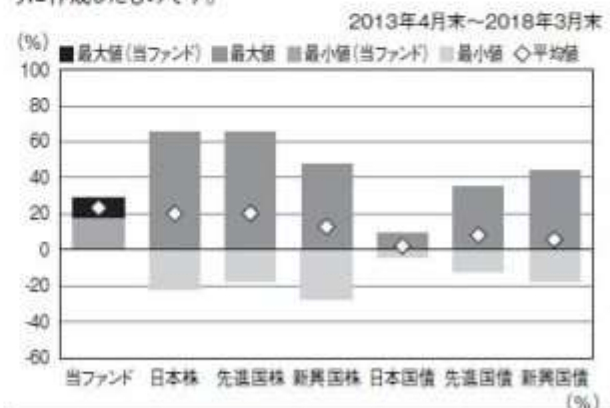


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2018年1月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

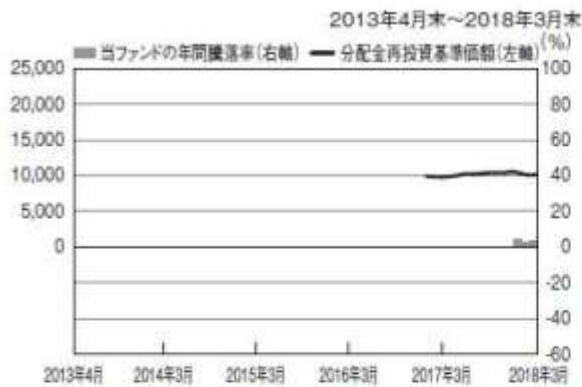


当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値	28.5	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	17.7	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	23.4	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間(当ファンドは2018年1月から2018年3月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## FWりそな先進国債券アクティブファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

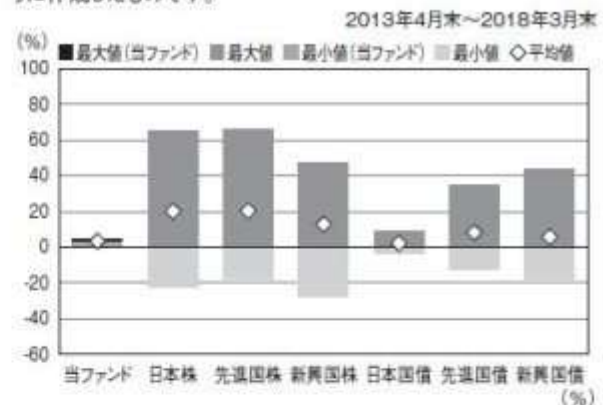


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2018年1月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	4.3	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	2.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	3.4	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間（当ファンドは2018年1月から2018年3月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

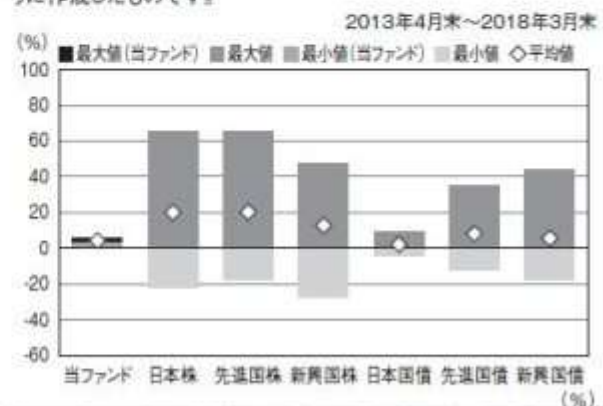


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2018年1月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	5.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	3.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	4.4	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間（当ファンドは2018年1月から2018年3月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## FWりそな先進国株式アクティブファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

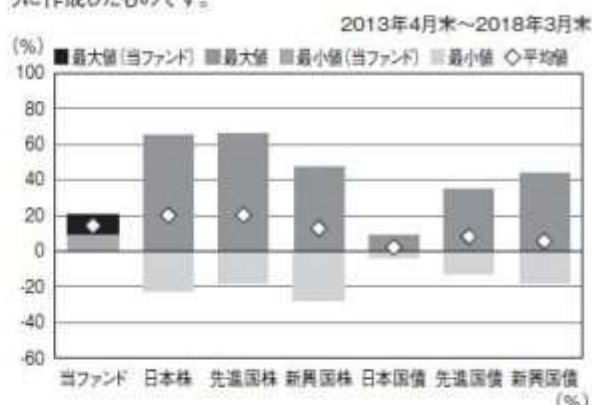


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2018年1月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

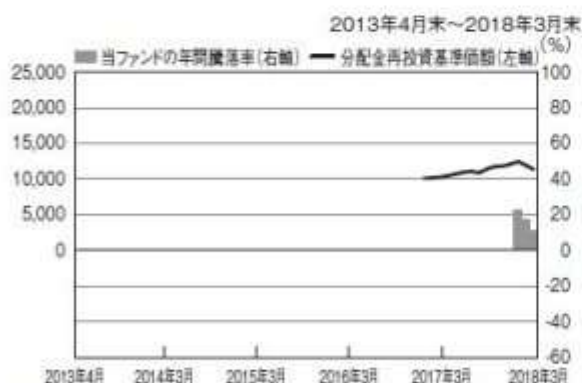


当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	20.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9
最小値	8.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3
平均値	14.3	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間（当ファンドは2018年1月から2018年3月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

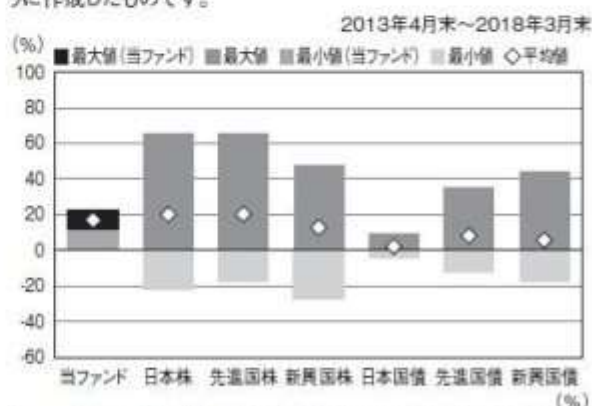


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2018年1月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



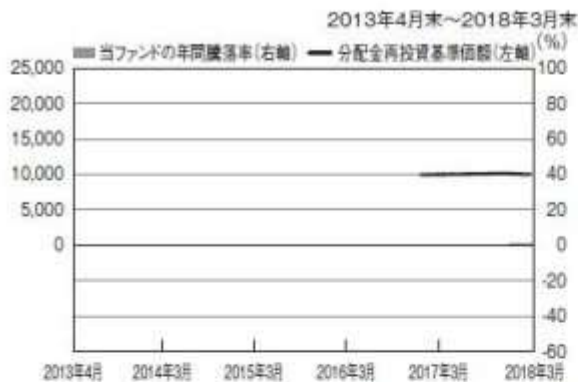
当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	23.0	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9
最小値	10.7	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3
平均値	17.0	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間（当ファンドは2018年1月から2018年3月）の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



## FWりそな絶対収益アクティブファンド

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

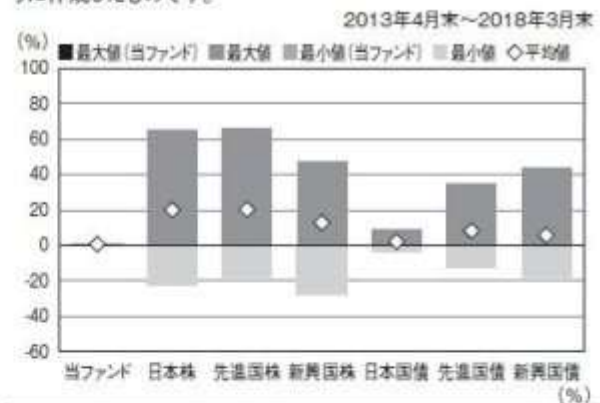


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2018年1月から2018年3月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

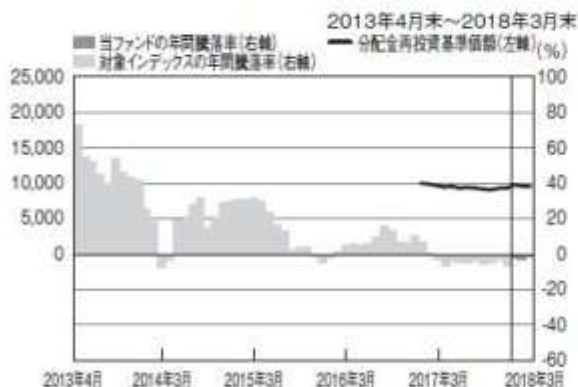


当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	1.2	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9
最小値	0.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3
平均値	0.7	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## FWりそな国内リートインデックスオープン

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

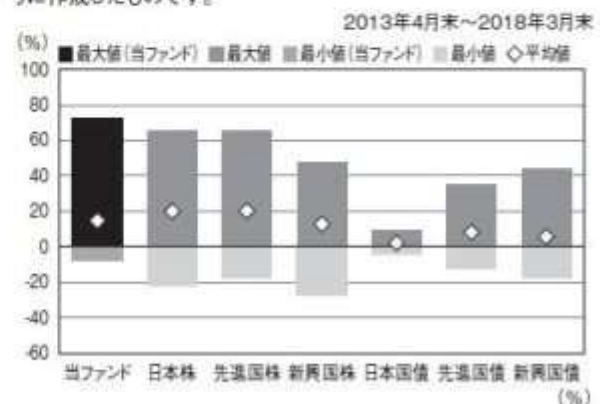


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、2017年12月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	72.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9
最小値	△7.4	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3
平均値	14.8	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## FWりそな先進国リートインデックスオープン

## ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

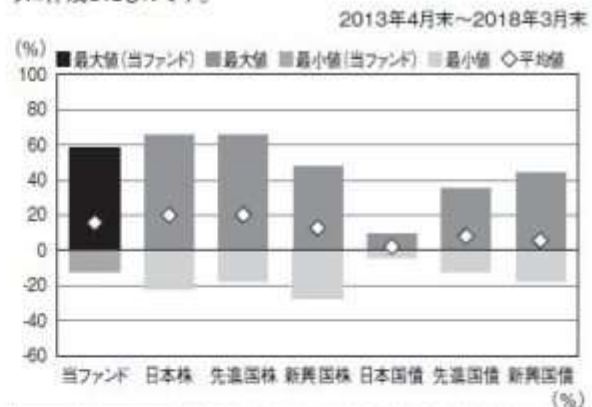


- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- \* 年間騰落率は、2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
- なお、2017年12月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

## ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	58.6	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△12.0	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	15.8	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX, 配当込み)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み, 円ベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み, 円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## 東証株価指数(TOPIX, 配当込み)

東証株価指数(TOPIX, 配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

## MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み, 円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み, 円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み, 円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み, 円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

## NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

## FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本, 円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

## JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### （３）【信託報酬等】

#### < F Wりそな円建債券アクティブファンド >

##### 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.351%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	新発10年国債利回りが1%未満の場合 0.3068%（税抜0.2840%）程度*
	新発10年国債利回りが1%以上2%未満の場合 0.3500%（税抜0.3240%）程度*
実質的負担	新発10年国債利回りが1%未満の場合 0.6578%（税抜0.6090%）程度
	新発10年国債利回りが1%以上2%未満の場合 0.7010%（税抜0.6490%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

\*当ファンドが予定する指定投資信託証券に均等に投資した場合の信託報酬率の平均概算値です。この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況によって0.5454%～0.8154%の間で変動します。また日々の純資産総額に応じて変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

##### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

#### < F Wりそな国内株式アクティブファンド >

##### 信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	0.351%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0.6210%（税抜0.5750%）程度*
実質的負担	0.9720%（税抜0.9000%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

\*当ファンドが予定する指定投資信託証券に均等に投資した場合の信託報酬率の平均概算値です。この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況によって0.8694%～1.0530%の間で変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

#### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

#### < F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

##### 信託報酬

信託報酬率（年率） < 純資産総額に対し >	
当ファンド	0.351%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0.5058%（税抜0.4684%）程度*
実質的負担	0.8568%（税抜0.7934%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

\*当ファンドが予定する指定投資信託証券に均等に投資した場合の信託報酬率の平均概算値です。この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況によって0.8316%～0.9018%の間で変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

##### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

#### < F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

##### 信託報酬

信託報酬率（年率） < 純資産総額に対し >	
当ファンド	0.351%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0.6795%（税抜0.6292%）程度*
実質的負担	1.0305%（税抜0.9542%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

\*当ファンドが予定する指定投資信託証券に均等に投資した場合の信託報酬率の平均概算値です。この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況によって0.8316%～1.3446%の間で変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投

資信託証券の変更などにより変動します。

#### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

#### < F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

##### 信託報酬

信託報酬率（年率） < 純資産総額に対し >	
当ファンド	0.351%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0.8028%（税抜0.7434%）程度 <sup>*</sup>
実質的負担	1.1538%（税抜1.0684%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

\*当ファンドが予定する指定投資信託証券に均等に投資した場合の信託報酬率の平均概算値です。この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況によって0.8370%～1.4094%の間で変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

##### 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

#### < F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

##### 信託報酬

信託報酬率（年率） < 純資産総額に対し >	
当ファンド	0.351%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0.9018%（税抜0.8350%）程度 <sup>*</sup>
実質的負担	1.2528%（税抜1.1600%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

\*当ファンドが予定する指定投資信託証券に均等に投資した場合の信託報酬率の平均概算値です。この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況によって0.8370%～1.4094%の間で変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。



## 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

## &lt; F Wりそな絶対収益アクティブファンド &gt;

## 信託報酬

信託報酬率（年率） < 純資産総額に対し >	
当ファンド	0.351%（税抜0.325%）
投資対象とする投資信託証券	0.4806%（税抜0.4450%）程度*
実質的負担	0.8316%（税抜0.7700%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.351%（税抜0.325%）の率を乗じて得た額とします。

\*当ファンドが予定する指定投資信託証券に均等に投資した場合の信託報酬率の平均概算値です。この値は目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況によって0.7938%～0.8748%の間で変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。

## 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.325%	0.270%	0.030%	0.025%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

委託会社が受取る信託報酬には、投資顧問会社（株式会社大和ファンド・コンサルティング）に対する報酬が含まれております。

## &lt; F Wりそな国内リートインデックスオープン &gt;

## &lt; F Wりそな先進国リートインデックスオープン &gt;

## 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。

< F Wりそな国内リートインデックスオープン >

年率0.324%（税抜0.300%）

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

年率0.432%（税抜0.400%）

## 信託報酬の配分

信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

ファンド	信託報酬 = 日々の純資産総額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
F Wりそな国内リートインデックスオープン	0.300%	0.240%	0.030%	0.030%
F Wりそな先進国リートインデックスオープン	0.400%	0.340%		

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

#### 《支払先の役務の内容》

支払先	主な役務
委託会社	ファンドの運用・調査、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

#### 《支払時期》

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

#### （４）【その他の手数料等】

監査法人に支払うファンドの監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて日々計上され毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用は証券会社等に信託財産中から都度支払われます。また、外貨建資産の保管等に要する費用は海外の保管機関に信託財産中から都度支払われます。（消費税等相当額を含みます。）

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から都度支払われます。信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から都度支払われます。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支払われます。

その他諸費用（法律・税務顧問への報酬、法定書類の作成・印刷・交付費用、公告費用等）および当該諸費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができません（現在、その他諸費用として受益者負担項目はありません。）。

これらのその他の手数料等は、信託財産の運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額またはその計算方法の概要等を記載することができません。

上場投資信託証券、上場不動産投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、これら費用を表示することができません。

上記の手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

##### １）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### ２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）<sup>\*</sup>については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地

方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

\* 解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

原則として、益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

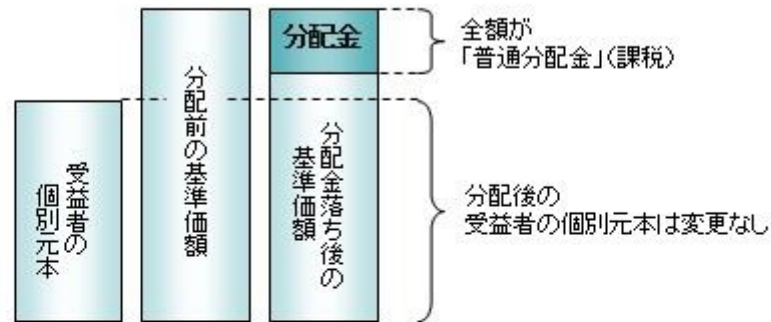
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

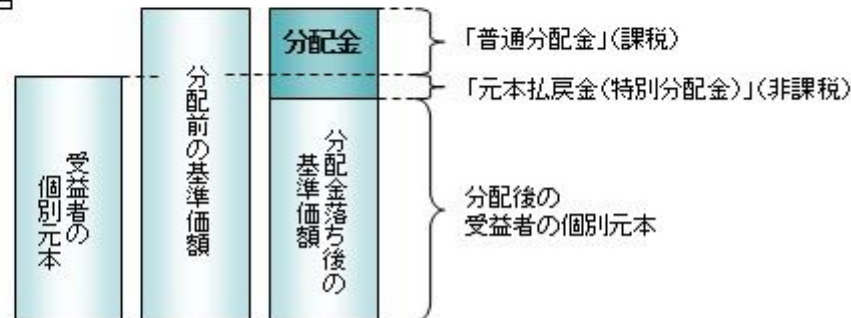
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## &lt;分配金に関するイメージ図&gt;

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成30年3月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## 【F Wりそな円建債券アクティブファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	78,750,197,168	98.90
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		874,267,992	1.10
合計(純資産総額)		79,624,465,160	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
日本	投資信託受益証券	明治安田日本債券アクティブ・ファンド(F O F s用)(適格機関投資家専用)	24,230,332,898	1.0624	25,744,593,296	1.0732	26,003,993,266	32.66

日本	投資信託受益証券	アムンディ円債アクティブ・ファンド（適格機関投資家専用）	25,058,372,806	1.0014	25,094,689,869	1.006	25,208,723,042	31.66
日本	投資信託受益証券	ネオ・ヘッジ付債券ファンド（F O F s用）（適格機関投資家専用）	14,154,541,944	1.0567	14,957,362,321	1.0569	14,959,935,380	18.79
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ国際ヘッジ付外国債券オープン（適格機関投資家限定）	12,480,199,921	1.0056	12,550,565,970	1.0078	12,577,545,480	15.80

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.90
合 計	98.90

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	46,291	46,291	1.0039	1.0039
2017年 3月末日	16,858		0.9971	
4月末日	23,555		1.0002	
5月末日	26,509		1.0027	
6月末日	29,984		1.0037	
7月末日	38,780		1.0007	
8月末日	43,572		1.0063	
9月末日	48,323		1.0009	
10月末日	55,848		1.0016	
11月末日	58,994		1.0053	
12月末日	62,864		1.0042	
2018年 1月末日	69,559		0.9994	
2月末日	74,314		1.0011	
3月末日	79,624		1.0068	

### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.39
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	0.04

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	47,385,886,964	1,272,700,151
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	35,722,834,362	4,717,300,251

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【FWりそな国内株式アクティブファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	12,453,050,789	99.26
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		93,211,300	0.74
合計(純資産総額)		12,546,262,089	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	りそな日本株リサーチ戦略ファンド(適格機関投資家専用)	3,599,885,516	1.1671	4,201,556,352	1.2143	4,371,340,982	34.84
日本	投資信託受益証券	ダイワ・ジャパン・オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)	3,135,843,156	1.2232	3,835,851,183	1.3062	4,096,038,330	32.65

日本	投資信託受益証券	ダイワ・バリュー株・オープン（F O F s 用）（適格機関投資家専用）	3,529,641,762	1.1348	4,005,542,356	1.1292	3,985,671,477	31.77
----	----------	--------------------------------------	---------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.26
合 計	99.26

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	7,739	7,739	1.0999	1.0999
2017年 3月末日	3,692		1.0011	
4月末日	5,105		1.0029	
5月末日	5,855		1.0356	
6月末日	6,730		1.0704	
7月末日	6,398		1.0726	
8月末日	7,064		1.0595	
9月末日	8,192		1.1129	
10月末日	9,602		1.1819	
11月末日	10,327		1.2137	
12月末日	11,302		1.2448	
2018年 1月末日	11,856		1.2892	
2月末日	12,267		1.2328	
3月末日	12,546		1.1787	

### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000

当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	
------	-------------------------	--

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	9.99
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	7.86

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	8,347,858,355	1,311,054,672
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	4,763,957,667	1,430,291,997

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【FWりそな先進国債券アクティブファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,937,186,276	98.60
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		56,105,376	1.40
合計(純資産総額)		3,993,291,652	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ国際 海外債券オープン (適格機関投資家限定)	1,316,494,841	1.0314	1,357,876,913	1.019	1,341,508,242	33.59
日本	投資信託受益証券	ノムラF O F S用・海外アクティブ 債券ファンド(適格機関投資家専 用)	1,352,139,042	1.0143	1,371,525,406	0.991	1,339,969,790	33.56
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド(適 格機関投資家専用)	1,266,090,184	1.0243	1,296,933,679	0.9918	1,255,708,244	31.45



## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.60
合 計	98.60

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	2,536	2,536	1.0413	1.0413
2017年 3月末日	1,226		0.9784	
4月末日	1,726		0.9883	
5月末日	1,957		1.0013	
6月末日	2,248		1.0255	
7月末日	2,134		1.0229	
8月末日	2,376		1.0303	
9月末日	2,636		1.0429	
10月末日	3,013		1.0443	
11月末日	3,111		1.0405	
12月末日	3,324		1.0590	
2018年 1月末日	3,504		1.0335	
2月末日	3,654		1.0058	
3月末日	3,993		1.0136	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	4.13
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	4.17

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	2,905,740,787	469,470,297
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	1,692,762,312	303,122,185

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	5,407,604,644	98.70
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		71,425,003	1.30
合計（純資産総額）		5,479,029,647	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ国際 海外債券オープン (適格機関投資家限定)	1,436,072,953	1.032	1,482,151,014	1.019	1,463,358,339	26.71
日本	投資信託受益証券	ノムラF O F S用・海外アクティブ 債券ファンド(適格機関投資家専 用)	1,475,270,099	1.0149	1,497,332,790	0.991	1,461,992,668	26.68
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド(適 格機関投資家専用)	1,413,504,002	1.0252	1,449,146,833	0.9918	1,401,913,269	25.59
日本	投資信託受益証券	世界新興国ソブリン・ファンド(F O F S用)(適格機関投資家専用)	491,796,706	1.1027	542,350,976	1.1002	541,074,735	9.88

日本	投資信託受益証券	GIM FOFs用新興国現地通貨 ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	1,109,143,632	0.5086	564,156,497	0.4862	539,265,633	9.84
----	----------	---	---------------	--------	-------------	--------	-------------	------

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.70
合 計	98.70

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	3,221	3,221	1.0567	1.0567
2017年 3月末日	1,424		0.9910	
4月末日	2,014		1.0005	
5月末日	2,291		1.0136	
6月末日	2,663		1.0381	
7月末日	2,622		1.0365	
8月末日	2,973		1.0431	
9月末日	3,394		1.0568	
10月末日	3,828		1.0543	
11月末日	4,060		1.0506	
12月末日	4,444		1.0709	
2018年 1月末日	4,829		1.0516	
2月末日	5,115		1.0260	
3月末日	5,479		1.0314	

### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000

当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	
------	-------------------------	--

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	5.67
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	3.95

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	3,594,325,719	545,317,129
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	2,474,544,228	339,816,741

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【F Wりそな先進国株式アクティブファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	3,527,920,457	98.55
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		51,807,023	1.45
合計（純資産総額）		3,579,727,480	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	シュローダ 先進国外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	1,085,095,469	1.126	1,221,886,975	1.1085	1,202,828,327	33.60
日本	投資信託受益証券	アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド(適格機関投資家専用)	1,099,725,832	1.0896	1,198,370,858	1.0635	1,169,558,422	32.67

日本	投資信託受益証券	ダイワ/ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	882,288,851	1.323	1,167,342,246	1.3097	1,155,533,708	32.28
----	----------	---	-------------	-------	---------------	--------	---------------	-------

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.55
合 計	98.55

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	2,438	2,438	1.1012	1.1012
2017年 3月末日	1,227		1.0115	
4月末日	1,854		1.0312	
5月末日	2,072		1.0510	
6月末日	2,322		1.0754	
7月末日	2,088		1.0844	
8月末日	2,216		1.0578	
9月末日	2,519		1.1114	
10月末日	2,858		1.1454	
11月末日	2,957		1.1455	
12月末日	3,200		1.1780	
2018年 1月末日	3,489		1.2081	
2月末日	3,528		1.1554	
3月末日	3,579		1.0974	

### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
---	----	--------------

第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	10.12
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	3.55

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	2,756,631,880	542,661,198
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	1,391,717,745	415,668,539

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	9,441,452,709	98.88
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		107,271,983	1.12
合計（純資産総額）		9,548,724,692	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド(適格機関投資家専用)	2,409,181,470	1.0931	2,633,490,939	1.0635	2,562,164,493	26.83
日本	投資信託受益証券	シュローダ 先進国外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	2,305,274,927	1.13	2,605,152,221	1.1085	2,555,397,256	26.76

日本	投資信託受益証券	ダイワ/ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,860,807,245	1.3279	2,471,060,029	1.3097	2,437,099,248	25.52
日本	投資信託受益証券	アライアンス・パーンスタイン・エマージング成長株ファンド（適格機関投資家専用）	517,796,438	1.829	947,099,969	1.8248	944,874,940	9.90
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	778,379,285	1.2252	953,699,761	1.2101	941,916,772	9.86

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.88
合 計	98.88

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	5,736	5,736	1.1342	1.1342
2017年 3月末日	2,740		1.0245	
4月末日	3,815		1.0460	
5月末日	4,265		1.0692	
6月末日	4,847		1.0933	
7月末日	4,801		1.1087	
8月末日	5,212		1.0871	
9月末日	6,008		1.1393	
10月末日	6,856		1.1753	
11月末日	7,225		1.1791	
12月末日	7,942		1.2071	
2018年 1月末日	8,935		1.2455	
2月末日	9,424		1.1914	
3月末日	9,548		1.1342	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	13.42
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	3.67

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	5,863,725,500	806,083,630
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	3,882,536,336	727,962,775

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【FWりそな絶対収益アクティブファンド】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	16,348,302,851	98.88
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		184,665,868	1.12
合計（純資産総額）		16,532,968,719	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細



国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家専用）	8,097,366,499	1.015	8,219,029,506	1.0105	8,182,388,847	49.49
日本	投資信託受益証券	ダイワ・トピックス・ニュートラル（FOFs用）（適格機関投資家専用）	6,135,169,093	1.0605	6,506,735,445	1.0654	6,536,409,151	39.54
日本	投資信託受益証券	グローバル・ボンドアルファ戦略ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,635,556,412	1.0187	1,666,159,426	0.9963	1,629,504,853	9.86

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.88
合計	98.88

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

### 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	9,726	9,726	1.0089	1.0089
2017年 3月末日	3,766		0.9998	
4月末日	5,344		1.0002	
5月末日	6,056		1.0054	
6月末日	6,872		1.0044	
7月末日	8,150		1.0060	
8月末日	9,174		1.0104	
9月末日	10,177		1.0095	
10月末日	11,664		1.0124	
11月末日	12,362		1.0161	
12月末日	13,190		1.0149	
2018年 1月末日	14,567		1.0111	
2月末日	15,504		1.0046	
3月末日	16,532		1.0053	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.89
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	0.52

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	9,887,224,469	247,117,518
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	7,323,582,375	925,770,864

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【FWりそな国内リートインデックスオープン】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,867,487,103	99.92
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		2,309,217	0.08
合計（純資産総額）		2,869,796,320	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RAM国内リートマザーファンド	2,679,894,489	1.0416	2,791,383,683	1.0700	2,867,487,103	99.92

#### ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.92
合計	99.92

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年9月20日)	2,272	2,272	0.9248	0.9248
2017年3月末日	1,335		0.9668	
4月末日	1,683		0.9452	
5月末日	1,868		0.9553	
6月末日	1,967		0.9286	
7月末日	2,041		0.9397	
8月末日	2,197		0.9300	
9月末日	2,337		0.9154	
10月末日	2,032		0.9035	
11月末日	2,189		0.9289	
12月末日	2,327		0.9282	
2018年1月末日	2,652		0.9766	
2月末日	2,717		0.9572	
3月末日	2,869		0.9522	

#### 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2017年 1月 5日 ~ 2017年 9月20日	0.0000
当中間期	2017年 9月21日 ~ 2018年 3月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2017年 1月 5日 ~ 2017年 9月20日	7.52
当中間期	2017年 9月21日 ~ 2018年 3月20日	2.26

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2017年 1月 5日 ~ 2017年 9月20日	2,753,426,012	296,170,588
当中間期	2017年 9月21日 ~ 2018年 3月20日	1,268,185,045	768,118,914

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## 【FWりそな先進国リートインデックスオープン】

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	4,950,908,883	99.92
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		3,871,821	0.08
合計(純資産総額)		4,954,780,704	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	RAM先進国リートマザーファンド	5,274,218,476	1.0161	5,359,628,680	0.9387	4,950,908,883	99.92

## ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.92
合 計	99.92

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2017年 9月20日)	3,066	3,066	0.9965	0.9965
2017年 3月末日	1,607		0.9562	
4月末日	2,179		0.9704	
5月末日	2,345		0.9551	
6月末日	2,662		0.9830	
7月末日	2,645		0.9805	
8月末日	2,875		0.9736	
9月末日	3,188		0.9966	
10月末日	3,566		0.9923	
11月末日	3,813		1.0099	
12月末日	4,147		1.0313	
2018年 1月末日	4,153		0.9527	
2月末日	4,600		0.8863	
3月末日	4,954		0.9012	

## 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.0000
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	

## 【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	0.35
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	9.51

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年 1月 5日～2017年 9月20日	3,493,435,489	415,692,129
当中間期	2017年 9月21日～2018年 3月20日	2,675,413,954	370,734,697

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

## (参考)

## RAM国内リートマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	13,259,742,820	96.55
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		474,216,121	3.45
合計（純資産総額）		13,733,958,941	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	買建	日本	511,942,500	3.73

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	1,634	587,242.24	959,553,822	588,000	960,792,000	7.00
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,596	563,372.82	899,143,025	551,000	879,396,000	6.40
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	4,996	151,867.96	758,732,369	146,800	733,412,800	5.34
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	3,188	216,741.92	690,973,250	204,200	650,989,600	4.74
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	3,723	171,052.1	636,826,979	166,800	620,996,400	4.52
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	3,350	171,067.22	573,075,217	163,200	546,720,000	3.98
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,250	249,056.96	560,378,177	229,000	515,250,000	3.75
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	1,964	266,553.44	523,510,960	254,600	500,034,400	3.64
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人	1,563	281,419.78	439,859,119	275,100	429,981,300	3.13
日本	投資証券	G L P投資法人	3,505	124,949.96	437,949,644	115,700	405,528,500	2.95
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,066	385,830.92	411,295,764	379,000	404,014,000	2.94
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	4,874	81,734.62	398,374,560	75,700	368,961,800	2.69
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	764	487,302.97	372,299,473	472,500	360,990,000	2.63
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	493	695,861.04	343,059,497	653,000	321,929,000	2.34
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	561	492,379.46	276,224,881	465,500	261,145,500	1.90
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	574	455,296.15	261,339,991	433,500	248,829,000	1.81
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	1,814	141,834.5	257,287,791	135,600	245,978,400	1.79
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人	1,125	214,289.9	241,076,145	218,500	245,812,500	1.79
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	1,961	125,602.78	246,307,055	119,500	234,339,500	1.71
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	4,630	50,879.68	235,572,947	49,050	227,101,500	1.65
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	364	616,459.87	224,391,396	616,000	224,224,000	1.63
日本	投資証券	ジャパンエクセレント投資法人	1,512	138,680.02	209,684,191	139,700	211,226,400	1.54
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人	1,207	165,014.87	199,172,960	156,300	188,654,100	1.37
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	1,146	169,904.49	194,710,547	163,000	186,798,000	1.36
日本	投資証券	イオンリート投資法人	1,603	123,079.44	197,296,349	112,300	180,016,900	1.31
日本	投資証券	プレミアム投資法人	1,525	115,932.56	176,797,168	111,600	170,190,000	1.24
日本	投資証券	東急リアル・エステート投資法人	1,132	144,705.01	163,806,076	146,700	166,064,400	1.21
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	640	248,104.55	158,786,918	249,000	159,360,000	1.16
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人	1,899	86,008.59	163,330,324	81,100	154,008,900	1.12
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	1,059	147,057.35	155,733,740	144,500	153,025,500	1.11

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.55
合計	96.55

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
不動産投信指数先物取引	大阪証券取引所	東証REIT指数先物	買建	305	日本円	503,142,940	511,942,500	3.73

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

## RAM先進国リ - トマザーファンド

以下の運用状況は2018年 3月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	6,050,270,533	69.13
	カナダ	174,399,306	1.99
	ドイツ	26,607,897	0.30
	イタリア	10,683,605	0.12
	フランス	415,765,016	4.75
	オランダ	39,820,668	0.46
	スペイン	99,616,127	1.14
	ベルギー	68,373,019	0.78
	アイルランド	24,713,759	0.28
	イギリス	524,108,342	5.99
	オーストラリア	695,892,269	7.95
	ニュージーランド	38,001,736	0.43
	香港	179,075,571	2.05
	シンガポール	334,313,880	3.82
	イスラエル	6,712,445	0.08
	ガーンジー	6,590,397	0.08
マン島	4,096,322	0.05	
	小計	8,699,040,892	99.40
コール・ローン等・その他資産(負債控除後)		52,553,245	0.60
合計（純資産総額）		8,751,594,137	100.00

## その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建		53,609,790	0.61

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄



## イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	23,655	17,358.26	410,609,694	16,398.14	387,898,096	4.43
アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	40,062	6,772.20	271,307,939	6,692.05	268,097,212	3.06
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	11,368	20,675.57	235,039,881	21,289.43	242,018,281	2.77
アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	10,356	17,948.85	185,878,376	17,472.23	180,942,418	2.07
フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO SE	7,461	26,505.76	197,759,477	24,231.03	180,787,775	2.07
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	27,612	6,439.88	177,818,101	6,546.50	180,762,201	2.07
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	15,660	11,558.69	181,009,214	11,195.57	175,322,645	2.00
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	28,029	6,267.79	175,680,100	5,782.64	162,081,706	1.85
アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	11,687	13,007.96	152,024,097	13,090.89	152,993,264	1.75
香港	投資証券	LINK REIT	164,500	947.79	155,912,017	907.18	149,231,110	1.71
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	26,975	5,786.68	156,095,818	5,262.06	141,944,263	1.62
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	405,448	329.86	133,745,073	312.75	126,807,024	1.45
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,959	24,512.75	121,558,742	25,569.84	126,800,852	1.45
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	21,479	5,630.15	120,930,005	5,495.79	118,044,185	1.35
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	55,448	2,202.12	122,103,507	1,980.31	109,804,428	1.25
アメリカ	投資証券	GGP INC	47,933	2,455.56	117,702,639	2,173.67	104,190,543	1.19
アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	7,681	13,322.55	102,330,513	13,268.31	101,913,917	1.16
オーストラリア	投資証券	WESTFIELD CORP	143,763	740.10	106,399,039	695.74	100,022,130	1.14
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	13,185	7,576.60	99,897,539	7,149.95	94,272,117	1.08
アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	9,762	9,052.69	88,372,451	9,281.12	90,602,356	1.04
アメリカ	投資証券	HCP INC	35,319	2,528.86	89,316,862	2,467.95	87,165,710	1.00
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	120,543	666.31	80,319,160	688.39	82,981,054	0.95
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	8,552	9,896.29	84,633,154	9,693.33	82,897,423	0.95
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	57,226	1,472.28	84,252,954	1,394.77	79,817,659	0.91
アメリカ	投資証券	DUKE REALTY CORP	27,260	2,747.90	74,907,776	2,813.23	76,688,792	0.88
アメリカ	投資証券	UDR INC	20,192	3,844.08	77,619,738	3,784.26	76,411,956	0.87
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	21,199	3,694.20	78,313,387	3,491.04	74,006,693	0.85
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	75,938	1,000.28	75,959,338	955.55	72,562,768	0.83
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	11,399	6,657.92	75,893,671	6,266.03	71,426,535	0.82
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	6,937	10,289.29	71,376,859	10,287.21	71,362,440	0.82

## ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	99.40
合計	99.40

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

資産の種類	名称	建別	数量	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
為替予約取引	米ドル	買建	318,000.00	33,669,109	33,776,910	0.39
	カナダドル	買建	28,000.00	2,294,880	2,306,080	0.03
	ユーロ	買建	18,000.00	2,357,730	2,349,360	0.03
	英ポンド	買建	36,000.00	5,394,500	5,357,520	0.06
	オーストラリアドル	買建	44,000.00	3,582,101	3,591,950	0.04
	香港ドル	買建	149,000.00	2,024,761	2,015,970	0.02
	シンガポールドル	買建	52,000.00	4,214,136	4,212,000	0.05

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

#### 参考情報

## 運用実績

## FWりそな円建債券アクティブファンド

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社	組入比率
明治安田日本債券アクティブ・ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント株式会社	32.7%
アムンディ円債アクティブ・ファンド (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	31.7%
ネオ・ヘッジ付債券ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	18.8%
三菱UFJ国際ヘッジ付外国債券オープン (適格機関投資家限定)	三菱UFJ国際投信株式会社	15.8%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。
- ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## FWりそな国内株式アクティブファンド

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

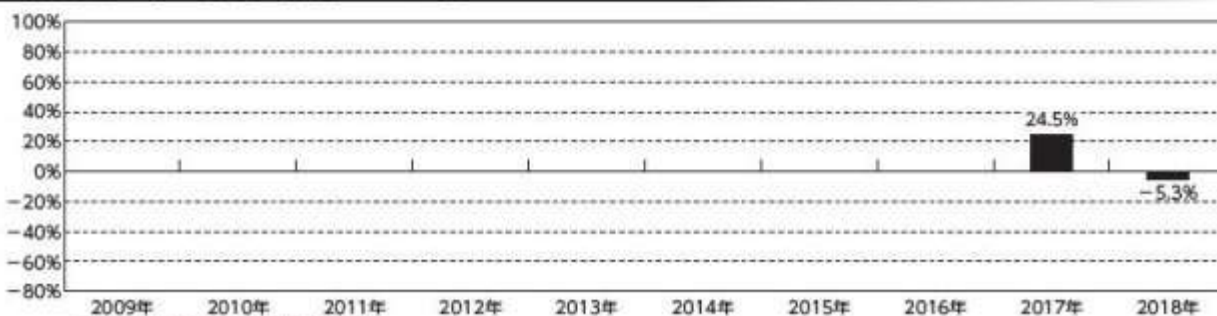
## 主要な資産の状況

## ■ 組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社	組入比率
ダイワ・ジャパン・オープン(FOF用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	32.6%
ダイワ・バリュー株・オープン(FOF用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	31.8%
りそな日本株リサーチ戦略ファンド (適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	34.8%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。  
・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。  
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## FWりそな先進国債券アクティブファンド

2018年3月30日現在

### 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
 ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

### 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

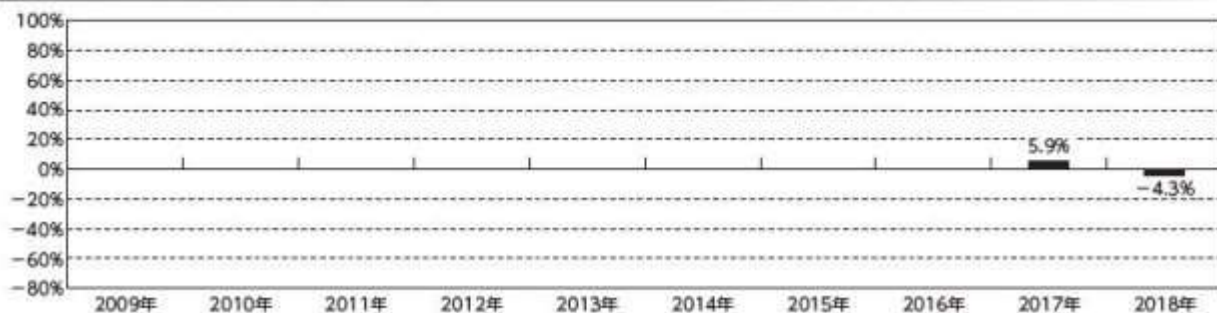
### 主要な資産の状況

#### ■ 組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社	組入比率
三菱UFJ国際 海外債券オープン (適格機関投資家限定)	三菱UFJ国際投信株式会社	33.6%
ノムラF0s用・海外アクティブ債券ファンド (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	33.6%
グローバル債券コア・ファンド (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	31.4%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。  
 ・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。  
 ・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。



## FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社	組入比率
三菱UFJ国際 海外債券オープン (適格機関投資家限定)	三菱UFJ国際投信株式会社	26.7%
ノムラFOFs用・海外アクティブ債券ファンド (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	26.7%
グローバル債券コア・ファンド (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	25.6%
世界新興国ノブリン・ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	BNFメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	9.9%
GIM FOFs用新興国現地通貨ノブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	9.8%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## FWりそな先進国株式アクティブファンド

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社	組入比率
ダイワ/ウエルントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	32.3%
シュローダー先進国外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	33.6%
アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド(適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	32.7%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。  
・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。  
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社	組入比率
ダイワ/ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド(RFs用)(適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	25.5%
シュローダー先進国外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	26.8%
アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド(適格機関投資家専用)	アムンディ・ジャパン株式会社	26.8%
アライアンス・パーンスタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	アライアンス・パーンスタイン株式会社	9.9%
シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	9.9%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。



## FWりそな絶対収益アクティブファンド

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

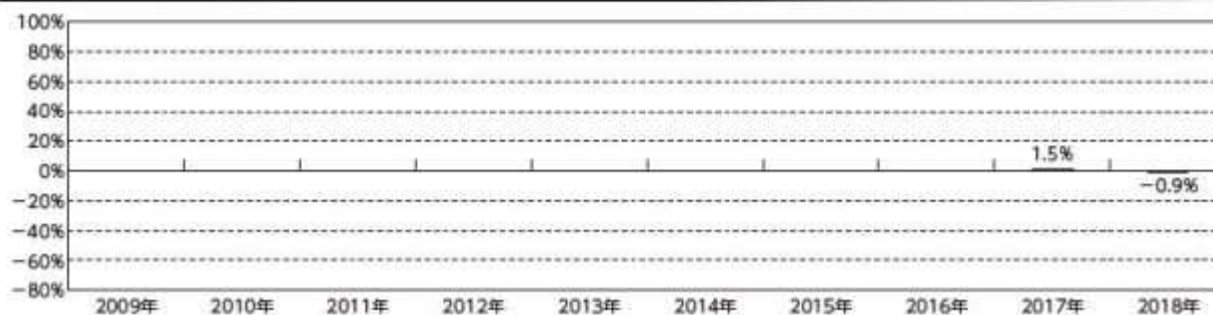
## 主要な資産の状況

## ■ 組入銘柄一覧

銘柄名	委託会社	組入比率
ダイワトピックス・ニュートラル(FOFs用) (適格機関投資家専用)	大和証券投資信託委託株式会社	39.5%
ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド (適格機関投資家専用)	ニッセイアセットマネジメント株式会社	49.5%
グローバル・ボンドアルファ戦略ファンド(FOFs用) (適格機関投資家専用)	アセットマネジメントOne株式会社	9.9%

※組入比率は当ファンドの純資産総額に対する比率であり、現金等の保有を含んでいない関係および四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・ファンドにベンチマークはありません。

・2017年1月5日が設定日のため、2016年以前の実績はありません。2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## FWりそな国内リートインデックスオープン

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万円当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万円当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
—	—
—	—
—	—
—	—
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
不動産投資信託証券	96.5%
先物	3.7%
現金等	-0.3%
合計	100.0%

## ■組入上位銘柄

	銘柄名	組入比率
1	日本ビルファンド投資法人	7.0%
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	6.4%
3	野村不動産マスターファンド投資法人	5.3%
4	日本リテールファンド投資法人	4.7%
5	ユナイテッド・アーバン投資法人	4.5%
6	オリックス不動産投資法人	4.0%
7	日本プロロジスリート投資法人	3.8%
8	大和ハウスリート投資法人	3.6%
9	アドバンス・レジデンス投資法人	3.1%
10	GLP投資法人	3.0%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・2009年から2016年までは、対象インデックス(東証REIT指数(配当込み))の年間騰落率です。

・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。

・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## FWりそな先進国リートインデックスオープン

2018年3月30日現在

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

## 分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年9月20日	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

## 主要な資産の状況

## ■ポートフォリオの状況

資産	組入比率
不動産投資信託証券	99.4%
先物	0.0%
現金等	0.6%
合計	100.0%

## ■国・地域別配分

国・地域	組入比率
米国	69.1%
オーストラリア	8.0%
英国	6.1%
フランス	4.8%
シンガポール	3.7%
その他	8.4%
合計	100.0%

## ■組入上位銘柄

	銘柄名	国・地域	組入比率
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	米国	4.4%
2	PROLOGIS INC	米国	3.1%
3	PUBLIC STORAGE	米国	2.8%
4	AVALONBAY COMMUNITIES INC	米国	2.1%
5	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	2.1%
6	EQUITY RESIDENTIAL	米国	2.1%
7	DIGITAL REALTY TRUST INC	米国	2.0%
8	WELLTOWER INC	米国	1.9%
9	BOSTON PROPERTIES INC	米国	1.7%
10	LINK REIT	香港	1.7%

※組入比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率であり、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。  
※国・地域はインデックスの国・地域分類を基準に表示しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



・2009年から2016年までは、対象インデックス(S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))の年間騰落率です。  
・対象インデックスはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
・2017年は1月5日から12月末までの騰落率です。2018年は3月末までの騰落率です。  
・年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※運用実績については、別途、委託会社のホームページで開示しています。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

## (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

## (2) コースの選択



収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)＞と＜分配金受取りコース(一般コース)＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース(一般コース)＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜F Wリそな円建債券アクティブファンド＞

＜F Wリそな先進国債券アクティブファンド＞

＜F Wリそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド＞

＜F Wリそな先進国株式アクティブファンド＞

＜F Wリそな絶対収益アクティブファンド＞

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

＜F Wリそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド＞

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・香港の銀行の休業日
- ・香港証券取引所の休業日

＜F Wリそな先進国リートインデックスオープン＞

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・シドニーの銀行の休業日
- ・オーストラリア証券取引所の休業日

(6) 申込金額

F Wリそな円建債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wリそな国内株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wリそな先進国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wリそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wリそな先進国株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wリそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wリそな絶対収益アクティブファンド：取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wりそな国内リートインデックスオープン：取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

F Wりそな先進国リートインデックスオープン：取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。

( 7 ) 申込単位

最低単位を1円または1口単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

( 8 ) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

( 9 ) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>\*</sup>における取引の停止、外国為替取引の停止(「国内株アクティブ」および「国内リートインデックスオープン」を除きます。)、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

\* 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金(解約)手続等】

( 1 ) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

( 2 ) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

( 3 ) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< F Wりそな円建債券アクティブファンド >

< F Wりそな先進国債券アクティブファンド >

< F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド >

< F Wりそな先進国株式アクティブファンド >

< F Wりそな絶対収益アクティブファンド >

- ・ニューヨークの銀行の休業日

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・ロンドンの銀行の休業日

- ・ロンドン証券取引所の休業日

< F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド >

- ・ニューヨークの銀行の休業日

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・ロンドンの銀行の休業日

- ・ロンドン証券取引所の休業日

- ・香港の銀行の休業日

- ・香港証券取引所の休業日

< F Wりそな先進国リートインデックスオープン >

- ・ニューヨークの銀行の休業日

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・ロンドンの銀行の休業日

- ・ロンドン証券取引所の休業日

- ・シドニーの銀行の休業日

- ・オーストラリア証券取引所の休業日

( 4 ) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約

には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (5) 解約価額

FWりそな円建債券アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

FWりそな国内株式アクティブファンド：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

FWりそな先進国債券アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

FWりそな先進国株式アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

FWりそな絶対収益アクティブファンド：解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。

FWりそな国内リートインデックスオープン：解約請求受付日の基準価額とします。

FWりそな先進国リートインデックスオープン：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### 委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ アドレス：<http://www.resona-am.co.jp/>

#### (6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (7) 解約単位

最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (8) 解約代金の支払い

FWりそな円建債券アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

FWりそな国内株式アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

FWりそな先進国債券アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

FWりそな先進国株式アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

FWりそな絶対収益アクティブファンド：原則として、解約請求受付日から起算して8営業日目からお支払いします。

FWりそな国内リートインデックスオープン：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

FWりそな先進国リートインデックスオープン：原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

#### (9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「国内株アクティブ」および「国内リートインデックスオープン」を除きます。)、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことがで

きます。

- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

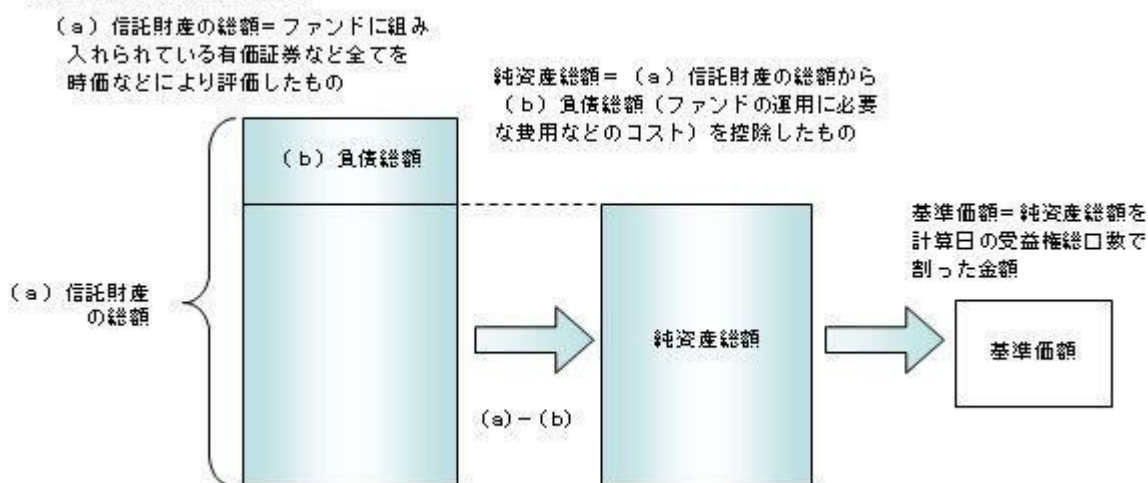
### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

###### 投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

###### マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

###### 国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

###### 海外上場不動産投信

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

##### 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### 委託会社の照会先

りそなアセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-223351

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.resona-am.co.jp/>

**(2) 【保管】**

該当事項はありません。

**(3) 【信託期間】**

無期限とします（平成29年 1月 5日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

**(4) 【計算期間】**

毎年9月21日から翌年9月20日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

**(5) 【その他】**

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

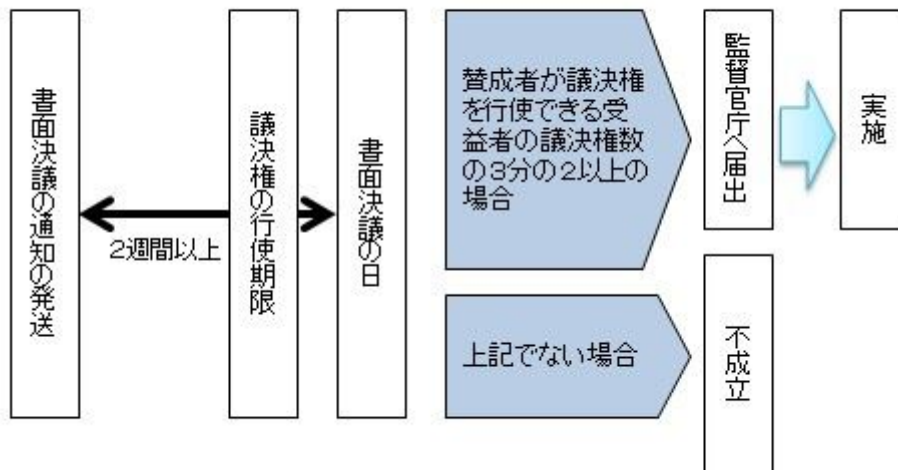
- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている



受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

#### <書面決議の主な流れ>



#### 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <http://www.resona-am.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス <http://www.resona-am.co.jp/>

#### 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

#### 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

F Wりそな円建債券アクティブファンド  
F Wりそな国内株式アクティブファンド  
F Wりそな先進国債券アクティブファンド  
F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド  
F Wりそな先進国株式アクティブファンド  
F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド  
F Wりそな絶対収益アクティブファンド  
F Wりそな国内リートインデックスオープン  
F Wりそな先進国リートインデックスオープン

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成29年 1月 5日から平成29年 9月20日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

## 【FWりそな円建債券アクティブファンド】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		609,189,222
投資信託受益証券		45,820,336,413
流動資産合計		46,429,525,635
資産合計		46,429,525,635
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		107,647,809
未払受託者報酬		2,295,551
未払委託者報酬		27,546,620
未払利息		1,652
その他未払費用		918,186
流動負債合計		138,409,818
負債合計		138,409,818
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		46,113,186,813
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		177,929,004
（分配準備積立金）		233,664,015
元本等合計		46,291,115,817
純資産合計		46,291,115,817
負債純資産合計		46,429,525,635

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	298,044,413
<b>営業収益合計</b>	298,044,413
<b>営業費用</b>	
支払利息	347,369
受託者報酬	4,323,220
委託者報酬	51,878,500
その他費用	1,729,208
<b>営業費用合計</b>	58,278,297
営業利益又は営業損失（ ）	239,766,116
経常利益又は経常損失（ ）	239,766,116
当期純利益又は当期純損失（ ）	239,766,116
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	6,440,979
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,348,016
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,348,016
剰余金減少額又は欠損金増加額	58,744,149
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	58,744,149
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	177,929,004

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	47,384,886,964円
期中一部解約元本額	1,272,700,151円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	46,113,186,813口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0039円
(10,000口当たり純資産額)	(10,039円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	233,664,015円
C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	233,664,015円
F 当ファンドの期末残存口数	46,113,186,813口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	50円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## ( 金融商品に関する注記 )

金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

#### 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	298,044,413
合計	298,044,413

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	三菱UFJ国際ヘッジ付外国債券オープン（適格機関投資家限定）	7,205,130,060	7,255,565,970	
	ネオ・ヘッジ付債券ファンド（FOFs用） （適格機関投資家専用）	7,720,319,412	8,177,362,321	
	明治安田日本債券アクティブ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	14,314,919,229	15,196,718,253	



アムンディ円債アクティブ・ファンド(適格機関投資家専用)	15,164,909,523	15,190,689,869	
合計	44,405,278,224	45,820,336,413	

(注)券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【F Wりそな国内株式アクティブファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		97,325,544
投資信託受益証券		7,665,778,312
流動資産合計		7,763,103,856
資産合計		7,763,103,856
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		18,102,947
未払受託者報酬		382,592
未払委託者報酬		4,591,103
未払利息		263
その他未払費用		152,998
流動負債合計		23,229,903
負債合計		23,229,903
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		7,036,803,683
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		703,070,270
( 分配準備積立金 )		549,305,908
元本等合計		7,739,873,953
純資産合計		7,739,873,953
負債純資産合計		7,763,103,856

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
営業収益	
受取配当金	27,738,827
有価証券売買等損益	605,488,312
営業収益合計	633,227,139
営業費用	
支払利息	63,236
受託者報酬	827,866
委託者報酬	9,934,285
その他費用	331,064
営業費用合計	11,156,451
営業利益又は営業損失 ( )	622,070,688
経常利益又は経常損失 ( )	622,070,688
当期純利益又は当期純損失 ( )	622,070,688
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	72,764,780
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	162,576,102
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	162,576,102
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,811,740
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,811,740
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	703,070,270

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	8,346,858,355円
期中一部解約元本額	1,311,054,672円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	7,036,803,683口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0999円
(10,000口当たり純資産額)	(10,999円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	26,900,969円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	522,404,939円
C 収益調整金額	153,764,362円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	703,070,270円
F 当ファンドの期末残存口数	7,036,803,683口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	999円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	559,716,050
合計	559,716,050

## 2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ダイワ・ジャパン・オープン（FOFs用） （適格機関投資家専用）	2,158,379,238	2,547,750,852	

ダイワ・バリュー株・オープン( F O F s 用 ) ( 適格機関投資家専用 )	2,231,418,713	2,453,444,874	
りそな日本株リサーチ戦略ファンド( 適格機関 投資家専用 )	2,363,895,126	2,664,582,586	
合計	6,753,693,077	7,665,778,312	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【F Wりそな先進国債券アクティブファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		47,904,661
投資信託受益証券		2,501,447,639
流動資産合計		2,549,352,300
資産合計		2,549,352,300
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		10,783,560
未払受託者報酬		128,201
未払委託者報酬		1,538,415
未払利息		129
その他未払費用		51,240
流動負債合計		12,501,545
負債合計		12,501,545
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		2,436,270,490
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		100,580,265
（分配準備積立金）		108,178,003
元本等合計		2,536,850,755
純資産合計		2,536,850,755
負債純資産合計		2,549,352,300



## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<b>営業収益</b>	
有価証券売買等損益	129,506,639
<b>営業収益合計</b>	129,506,639
<b>営業費用</b>	
支払利息	32,233
受託者報酬	277,529
委託者報酬	3,330,232
その他費用	110,927
<b>営業費用合計</b>	3,750,921
営業利益又は営業損失 ( )	125,755,718
経常利益又は経常損失 ( )	125,755,718
当期純利益又は当期純損失 ( )	125,755,718
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	17,605,603
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,808,778
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,808,778
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,378,628
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,378,628
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	100,580,265

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	2,904,740,787円
期中一部解約元本額	469,470,297円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	2,436,270,490口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0413円
(10,000口当たり純資産額)	(10,413円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	108,178,003円
C 収益調整金額	0円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	108,178,003円
F 当ファンドの期末残存口数	2,436,270,490口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	444円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## ( 金融商品に関する注記 )

金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

#### 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	117,105,355
合計	117,105,355

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラ F O F s 用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用）	811,393,655	825,917,601	
	三菱 U F J 国際 海外債券オープン（適格機関投資家限定）	822,613,570	850,335,647	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	803,030,743	825,194,391	
合計		2,437,037,968	2,501,447,639	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【 F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		58,055,923
投資信託受益証券		3,175,538,110
流動資産合計		3,233,594,033
資産合計		3,233,594,033
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		9,718,274
未払受託者報酬		158,720
未払委託者報酬		1,904,664
未払利息		157
その他未払費用		63,444
流動負債合計		11,845,259
負債合計		11,845,259
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		3,049,008,590
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		172,740,184
( 分配準備積立金 )		140,561,665
元本等合計		3,221,748,774
純資産合計		3,221,748,774
負債純資産合計		3,233,594,033

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
営業収益	
受取配当金	7,630,960
有価証券売買等損益	157,956,110
営業収益合計	165,587,070
営業費用	
支払利息	39,448
受託者報酬	333,334
委託者報酬	3,999,829
その他費用	133,252
営業費用合計	4,505,863
営業利益又は営業損失（ ）	161,081,207
経常利益又は経常損失（ ）	161,081,207
当期純利益又は当期純損失（ ）	161,081,207
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	20,519,542
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	32,178,519
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	475,397
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,703,122
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	172,740,184

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	3,593,325,719円
期中一部解約元本額	545,317,129円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,049,008,590口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0567円
(10,000口当たり純資産額)	(10,567円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	7,156,036円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	133,405,629円
C 収益調整金額	32,178,519円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	172,740,184円
F 当ファンドの期末残存口数	3,049,008,590口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	566円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	143,781,965
合計	143,781,965

## 2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ノムラFOFs用・海外アクティブ債券ファンド（適格機関投資家専用）	842,649,367	857,732,790	

三菱UFJ国際 海外債券オープン(適格機関投資家限定)	829,400,227	857,351,014	
GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	616,404,457	317,756,497	
グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	803,665,661	825,846,833	
世界新興国ソブリン・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	286,431,908	316,850,976	
合計	3,378,551,620	3,175,538,110	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【F Wりそな先進国株式アクティブファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		51,801,698
投資信託受益証券		2,395,879,206
流動資産合計		2,447,680,904
資産合計		2,447,680,904
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		7,998,574
未払受託者報酬		123,824
未払委託者報酬		1,485,876
未払利息		140
その他未払費用		49,490
流動負債合計		9,657,904
負債合計		9,657,904
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		2,213,970,682
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		224,052,318
（分配準備積立金）		151,820,917
元本等合計		2,438,023,000
純資産合計		2,438,023,000
負債純資産合計		2,447,680,904

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	185,879,206
営業収益合計	185,879,206
営業費用	
支払利息	31,781
受託者報酬	279,449
委託者報酬	3,353,256
その他費用	111,697
営業費用合計	3,776,183
営業利益又は営業損失 ( )	182,103,023
経常利益又は経常損失 ( )	182,103,023
当期純利益又は当期純損失 ( )	182,103,023
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	30,308,650
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	83,349,610
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	83,349,610
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,091,665
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,091,665
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	224,052,318

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	2,755,631,880円
期中一部解約元本額	542,661,198円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	2,213,970,682口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1012円
(10,000口当たり純資産額)	(11,012円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	0円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	151,820,917円
C 収益調整金額	72,305,620円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	224,126,537円
F 当ファンドの期末残存口数	2,213,970,682口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	1,012円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## ( 金融商品に関する注記 )

金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

#### 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	160,786,308
合計	160,786,308

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ダイワ/ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	608,808,355	790,720,291	
	シュローダ 先進国外国株式ファンド（適格機関投資家専用）	714,197,664	790,473,974	
	アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド（適格機関投資家専用）	757,987,478	814,684,941	



合計	2,080,993,497	2,395,879,206	
----	---------------	---------------	--

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【 F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		100,034,957
投資信託受益証券		5,664,891,936
流動資産合計		5,764,926,893
資産合計		5,764,926,893
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		24,600,421
未払受託者報酬		285,507
未払委託者報酬		3,426,086
未払利息		271
その他未払費用		114,173
流動負債合計		28,426,458
負債合計		28,426,458
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		5,057,641,870
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		678,858,565
( 分配準備積立金 )		429,310,778
元本等合計		5,736,500,435
純資産合計		5,736,500,435
負債純資産合計		5,764,926,893

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
営業収益	
受取配当金	2,366,649
有価証券売買等損益	484,359,936
営業収益合計	486,726,585
営業費用	
支払利息	65,026
受託者報酬	607,256
委託者報酬	7,286,993
その他費用	242,831
営業費用合計	8,202,106
営業利益又は営業損失（ ）	478,524,479
経常利益又は経常損失（ ）	478,524,479
当期純利益又は当期純損失（ ）	478,524,479
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	49,213,701
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	276,644,557
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	276,644,557
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,096,770
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,096,770
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	678,858,565

## ( 3 ) 【注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	5,862,725,500円
期中一部解約元本額	806,083,630円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	5,057,641,870口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1342円
(10,000口当たり純資産額)	(11,342円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	2,212,530円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	427,098,248円
C 収益調整金額	249,547,787円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	678,858,565円
F 当ファンドの期末残存口数	5,057,641,870口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	1,342円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	450,713,959
合計	450,713,959

## 2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ダイワ/ウエリントン・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	1,131,848,197	1,470,044,438	

シュローダ 先進国外国株式ファンド(適格機関投資家専用)	1,378,911,772	1,526,179,549	
シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	470,308,271	568,179,422	
アライアンス・パースタイン・エマージング成長株ファンド(適格機関投資家専用)	316,603,429	571,849,113	
アムンディ・グローバル株式マクロ・ファクター・ファンド(適格機関投資家専用)	1,422,254,759	1,528,639,414	
合計	4,719,926,428	5,664,891,936	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【F Wりそな絶対収益アクティブファンド】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		133,420,183
投資信託受益証券		9,630,424,377
流動資産合計		9,763,844,560
資産合計		9,763,844,560
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		31,274,501
未払受託者報酬		489,054
未払委託者報酬		5,868,617
未払利息		361
その他未払費用		195,583
流動負債合計		37,828,116
負債合計		37,828,116
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		9,640,106,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )		85,909,493
( 分配準備積立金 )		70,524,477
元本等合計		9,726,016,444
純資産合計		9,726,016,444
負債純資産合計		9,763,844,560



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
営業収益	
受取配当金	5,137,141
有価証券売買等損益	79,532,377
営業収益合計	84,669,518
営業費用	
支払利息	86,827
受託者報酬	948,927
委託者報酬	11,386,975
その他費用	379,489
営業費用合計	12,802,218
営業利益又は営業損失（ ）	71,867,300
経常利益又は経常損失（ ）	71,867,300
当期純利益又は当期純損失（ ）	71,867,300
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,342,823
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,394,267
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,394,267
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,251
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,251
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	85,909,493

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	9,886,224,469円
期中一部解約元本額	247,117,518円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	9,640,106,951口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0089円
(10,000口当たり純資産額)	(10,089円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	4,257,644円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	66,266,833円
C 収益調整金額	27,351,935円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	97,876,412円
F 当ファンドの期末残存口数	9,640,106,951口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	101円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## （関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	79,532,377
合計	79,532,377

## 2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## （4）【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	ダイワ・トピックス・ニュートラル（FOFS用）（適格機関投資家専用）	3,478,709,641	3,678,735,445	

グローバル・ボンドアルファ戦略ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	921,758,026	947,659,426	
ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家専用)	4,936,400,815	5,004,029,506	
合計	9,336,868,482	9,630,424,377	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【 F Wりそな国内リートインデックスオープン】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		9,278,738
親投資信託受益証券		2,269,152,487
流動資産合計		2,278,431,225
資産合計		2,278,431,225
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		4,478,452
未払受託者報酬		142,696
未払委託者報酬		1,284,212
未払利息		25
その他未払費用		47,530
流動負債合計		5,952,915
負債合計		5,952,915
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		2,457,255,424
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		184,777,114
（分配準備積立金）		35,444,680
元本等合計		2,272,478,310
純資産合計		2,272,478,310
負債純資産合計		2,278,431,225

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	86,647,213
営業収益合計	86,647,213
営業費用	
支払利息	4,826
受託者報酬	319,388
委託者報酬	2,874,407
その他費用	106,402
営業費用合計	3,305,023
営業利益又は営業損失 ( )	89,952,236
経常利益又は経常損失 ( )	89,952,236
当期純利益又は当期純損失 ( )	89,952,236
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	11,535,747
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,969,450
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,969,450
剰余金減少額又は欠損金増加額	116,330,075
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	116,330,075
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	184,777,114

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,000円
期中追加設定元本額	2,753,326,012円
期中一部解約元本額	296,170,588円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	2,457,255,424口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	184,777,114円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9248円
(10,000口当たり純資産額)	(9,248円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	35,444,680円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	6,589,229円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	42,033,909円
F 当ファンドの期末残存口数	2,457,255,424口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	171円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の状況に関する事項



<p>第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日</p>
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

#### 金融商品の時価等に関する事項

<p>第1期 平成29年 9月20日現在</p>
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

<p>第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日</p>
<p>該当事項はありません。</p>

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券		78,087,782
合計		78,087,782

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	R A M国内リートマザーファンド	2,187,345,756	2,269,152,487	
合計		2,187,345,756	2,269,152,487	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 【F Wりそな先進国リートインデックスオープン】

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：円 )

		第1期 平成29年 9月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン		11,623,729
親投資信託受益証券		3,062,956,705
流動資産合計		3,074,580,434
資産合計		3,074,580,434
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		5,106,762
未払受託者報酬		188,806
未払委託者報酬		2,328,587
未払利息		31
その他未払費用		62,897
流動負債合計		7,687,083
負債合計		7,687,083
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		3,077,743,360
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		10,850,009
（分配準備積立金）		85,606,721
元本等合計		3,066,893,351
純資産合計		3,066,893,351
負債純資産合計		3,074,580,434

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	101,657,005
営業収益合計	101,657,005
営業費用	
支払利息	5,857
受託者報酬	412,498
委託者報酬	5,087,487
その他費用	137,432
営業費用合計	5,643,274
営業利益又は営業損失（ ）	96,013,731
経常利益又は経常損失（ ）	96,013,731
当期純利益又は当期純損失（ ）	96,013,731
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,407,010
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,012,501
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,012,501
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,469,231
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,469,231
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	10,850,009

## ( 3 ) 【注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、設定日（平成29年 1月 5日）から平成29年 9月20日までとなっております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	100,000円
期中追加設定元本額	3,493,335,489円
期中一部解約元本額	415,692,129円
2. 計算期間の末日における受益権の総数	3,077,743,360口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	10,850,009円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9965円
(10,000口当たり純資産額)	(9,965円)

## ( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	47,953,471円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	37,653,250円
C 収益調整金額	9,927,108円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額(E=A+B+C+D)	95,533,829円
F 当ファンドの期末残存口数	3,077,743,360口
G 10,000口当たり収益分配対象額(G=E/F×10,000)	310円
H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額(I=F×H/10,000)	0円

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の状況に関する事項

<p>第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日</p>
<p>1.金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>デリバティブ取引を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。</p> <p>また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。</p>

#### 金融商品の時価等に関する事項

<p>第1期 平成29年 9月20日現在</p>
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p> <p>ん。</p> <p>2.時価の算定方法</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

<p>第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日</p>
<p>該当事項はありません。</p>

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1 有価証券に関する注記

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 9月20日	
	計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	
親投資信託受益証券		92,868,914
合計		92,868,914

2 デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	R A M先進国リ - トマザーファンド	2,957,663,872	3,062,956,705	
合計		2,957,663,872	3,062,956,705	

(注) 券面総額欄の数値は口数を表しております。



## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

「FWりそな国内リートインデックスオープン」は「RAM国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

「FWりそな先進国リートインデックスオープン」は「RAM先進国リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

## RAM国内リートマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

平成29年 9月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	375,489,378
投資証券	7,616,191,000
派生商品評価勘定	2,128,552
未収入金	380,598,104
未収配当金	76,934,607
差入委託証拠金	6,400,000
流動資産合計	8,457,741,641
資産合計	8,457,741,641
負債の部	
流動負債	
前受金	1,516,200
未払金	31,508,324
未払利息	1,018
流動負債合計	33,025,542
負債合計	33,025,542
純資産の部	

平成29年 9月20日現在

元本等	
元本	8,121,190,217
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	303,525,882
元本等合計	8,424,716,099
純資産合計	8,424,716,099
負債純資産合計	8,457,741,641

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 1月 5日
期首元本額	4,018,718,276円
期中追加設定元本額	9,250,814,496円
期中一部解約元本額	5,148,342,555円
期末元本額	8,121,190,217円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド(安定型)	393,831,896円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	715,424,986円
りそなラップ型ファンド(成長型)	627,020,173円
DCりそな グローバルバランス	1,335,770円
FWりそな国内リートインデックスオープン	2,187,345,756円
FWりそな国内リートインデックスファンド	929,860,993円
Smart-i リートインデックス	95,375円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	3,266,098,596円
グローバル9資産バランスファンド(適格機関投資家限定)	176,672円

2. 計算日における受益権の総数	8,121,190,217口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0374円
(10,000口当たり純資産額)	(10,374円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

平成29年 9月20日現在	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、リートの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。 また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 9月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額 自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

平成29年 9月20日現在
該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	平成29年 9月20日現在	
	損益に含まれた評価差額（円）	
投資証券		260,734,589
合計		260,734,589

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## 2 デリバティブ取引に関する注記

## (投資証券関連)

（平成29年 9月20日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
				うち1年超	
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	422,575,448	-	424,704,000	2,128,552
	合計	422,575,448	-	424,704,000	2,128,552

## (注) 時価の算定方法

## 先物取引

## 国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	337	149,122,500	
	MCUBS MidCity投資法人	205	68,572,500	
	森ヒルズリート投資法人	1,088	152,864,000	
	産業ファンド投資法人	275	135,575,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人	938	262,358,600	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人	230	66,539,000	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	438	212,430,000	
	GLP投資法人	1,774	208,622,400	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	369	87,822,000	
	日本プロロジスリート投資法人	1,274	309,327,200	
	星野リゾート・リート投資法人	126	70,938,000	
	SIA不動産投資法人	111	23,199,000	
	イオンリート投資法人	889	100,901,500	
	ヒューリックリート投資法人	650	108,745,000	
	日本リート投資法人	272	86,904,000	
	インベスコ オフィス ジェイリート投資法人	567	60,669,000	
	日本ヘルスケア投資法人	49	7,947,800	
	積水ハウスリート投資法人	635	82,677,000	
	トーセイ・リート投資法人	127	13,639,800	
	ケネディクス商業リート投資法人	368	88,246,400	
	ヘルスケア&メディカル投資法人	125	11,975,000	
サムティ・レジデンシャル投資法人	176	14,784,000		
ジャパン・シニアリビング投資法人	56	7,548,800		

野村不動産マスターファンド投資法人	2,906	423,985,400	
いちごホテルリート投資法人	160	17,184,000	
ラサールロジポート投資法人	764	83,505,200	
スターアジア不動産投資法人	210	21,336,000	
マリモ地方創生リート投資法人	57	5,705,700	
三井不動産ロジパーク投資法人	164	53,874,000	
大江戸温泉リート投資法人	129	11,416,500	
さくら総合リート投資法人	244	21,740,400	
投資法人みらい	129	22,394,400	
森トラスト・ホテルリ-ト投資法人	219	31,711,200	
日本ビルファンド投資法人	981	562,113,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人	958	535,522,000	
日本リテールファンド投資法人	1,948	395,833,600	
オリックス不動産投資法人	1,953	313,065,900	
日本プライムリアルティ投資法人	640	246,080,000	
プレミア投資法人	915	98,820,000	
東急リアル・エステート投資法人	679	92,004,500	
グローバル・ワン不動産投資法人	163	61,288,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人	2,234	372,184,400	
森トラスト総合リート投資法人	724	127,568,800	
インヴィンシブル投資法人	2,258	105,674,400	
フロンティア不動産投資法人	345	161,460,000	
平和不動産リート投資法人	631	56,537,600	
日本ロジスティクスファンド投資法人	644	136,077,200	
福岡リート投資法人	492	80,343,600	
ケネディクス・オフィス投資法人	296	184,704,000	
積水ハウス・S Iレジデンシャル投資法人	768	87,091,200	
いちごオフィスリート投資法人	784	58,721,600	
大和証券オフィス投資法人	218	122,080,000	
阪急リート投資法人	415	55,651,500	
スターツプロシード投資法人	160	24,352,000	
大和ハウスリート投資法人	1,042	287,696,200	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	2,924	212,282,400	
日本賃貸住宅投資法人	1,139	93,511,900	
ジャパンエクセレント投資法人	907	121,265,900	
合計	40,279	7,616,191,000	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

### RAM先進国リ - トマザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)	
平成29年 9月20日現在	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	14,647,698
コール・ローン	19,132,382
投資証券	5,280,957,617
派生商品評価勘定	8,680
未収入金	135,938
未収配当金	9,142,410
流動資産合計	5,324,024,725
資産合計	5,324,024,725
<b>負債の部</b>	
流動負債	
未払金	17,902,852
未払解約金	10,000,000
未払利息	51
流動負債合計	27,902,903
負債合計	27,902,903
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	5,113,983,112
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	182,138,710
元本等合計	5,296,121,822
純資産合計	5,296,121,822
負債純資産合計	5,324,024,725

#### 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 為替予約取引による為替差損益 原則として、約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

## (貸借対照表に関する注記)

平成29年 9月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 1月 5日
期首元本額	970,212,955円
期中追加設定元本額	4,810,307,085円
期中一部解約元本額	666,536,928円
期末元本額	5,113,983,112円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド(安定型)	389,038,753円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	220,497,103円
りそなラップ型ファンド(成長型)	457,627,634円
DCりそな グローバルバランス	1,342,764円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	2,957,663,872円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	1,087,443,013円
Smart-i 先進国リートインデックス	99,751円
グローバル9資産バランスファンド(適格機関投資家限定)	270,222円
2. 計算日における受益権の総数	5,113,983,112口
3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0356円



(10,000口当たり純資産額)

(10,356円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

平成29年 9月20日現在

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。

これらは、リートの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

デリバティブ取引等を行った場合は、信託約款に記載した目的で取引を行っております。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について、客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス分析と評価を実施し、運用委員会に報告します。

また、運用ガイドライン等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

平成29年 9月20日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

投資証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

デリバティブ取引

(その他の注記)の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

平成29年 9月20日現在

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## （その他の注記）

## 1 有価証券に関する注記

## 売買目的有価証券

種類	平成29年 9月20日現在	
	損益に含まれた評価差額（円）	
投資証券		17,597,841
合計		17,597,841

(注) 損益に含まれた評価差額は、親投資信託受益証券の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

## 2 デリバティブ取引に関する注記

## (通貨関連)

(平成29年 9月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	6,911,760	-	6,920,440	8,680
	米ドル	6,911,760	-	6,920,440	8,680
	合計	6,911,760	-	6,920,440	8,680

## (注) 時価の算定方法

## 為替予約取引

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 附属明細表

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	3,609	105,382.80	
		AGREE REALTY CORP	1,130	57,370.10	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	1,960	88,082.40	
		ALEXANDER'S INC	132	55,585.20	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	3,856	462,720.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,564	62,700.76	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	5,527	264,024.79	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	9,562	211,798.30	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	6,637	301,585.28	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	8,736	162,402.24	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES IN	1,820	24,733.80	
		ASHFORD HOSPITALITY PRIME IN	1,110	10,755.90	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	2,770	17,700.30	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	5,641	1,025,082.52	
		BLUEROCK RESIDENTIAL GROWTH	920	9,641.60	
		BOSTON PROPERTIES INC	6,417	767,729.88	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	6,892	116,819.40	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	12,413	237,584.82	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3,669	343,821.99	

CARETRUST REIT INC	2,695	51,878.75
CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	7,565	62,259.95
CEDAR REALTY TRUST INC	2,520	12,927.60
CHATHAM LODGING TRUST	1,495	31,230.55
CHESAPEAKE LODGING TRUST	2,188	55,531.44
CITY OFFICE REIT INC	1,200	15,600.00
CLIPPER REALTY INC	650	7,026.50
COLONY NORTHSTAR INC-CLASS A	22,377	288,887.07
COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	4,905	103,495.50
COMMUNITY HEALTHCARE TRUST INC	900	24,543.00
CORECIVIC INC	4,786	122,473.74
CORESITE REALTY CORP	1,461	165,209.88
CORPORATE OFFICE PROPERTIES	4,028	131,312.80
COUSINS PROPERTIES INC	17,712	165,961.44
CUBESMART	7,525	198,133.25
CYRUSONE INC	3,753	234,937.80
DCT INDUSTRIAL TRUST INC	3,653	217,316.97
DDR CORP	12,762	121,877.10
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	8,941	96,383.98
DIGITAL REALTY TRUST INC	8,500	996,710.00
DOUGLAS EMMETT INC	6,395	248,381.80
DUKE REALTY CORP	14,240	419,368.00
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	1,625	32,548.75
EASTGROUP PROPERTIES INC	1,371	123,390.00
EDUCATION REALTY TRUST INC	3,011	118,693.62
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	5,039	102,342.09
EPR PROPERTIES	2,668	189,881.56
EQUITY COMMONWEALTH	5,162	156,202.12
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	3,508	308,247.96
EQUITY RESIDENTIAL	15,258	1,019,692.14
ESSEX PROPERTY TRUST INC	2,693	693,205.13
EXTRA SPACE STORAGE INC	5,216	414,359.04
FARMLAND PARTNERS INC	1,320	11,431.20
FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,922	366,360.36

FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	5,031	158,375.88	
FIRST POTOMAC REALTY TRUST	1,680	18,715.20	
FOREST CITY REALTY TRUST- A	11,062	278,762.40	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	2,620	66,286.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	4,230	42,215.40	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	7,969	299,235.95	
GEO GROUP INC/THE	5,104	132,397.76	
GETTY REALTY CORP	1,345	38,345.95	
GGP INC	25,813	540,782.35	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	920	19,982.40	
GLADSTONE LAND CORP	420	5,691.00	
GLOBAL MEDICAL REIT INC	800	6,880.00	
GLOBAL NET LEASE INC	2,504	54,411.92	
GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	3,542	64,818.60	
GRAMERCY PROPERTY TRUST	6,237	189,292.95	
HCP INC	19,345	562,939.50	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	5,174	173,587.70	
HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	8,297	254,468.99	
HERSHA HOSPITALITY TRUST	1,458	26,783.46	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	4,350	225,678.00	
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	6,544	183,101.12	
HOST HOTELS & RESORTS INC	30,398	557,499.32	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	6,340	204,274.80	
INDEPENDENCE REALTY TRUST INC	2,050	21,115.00	
INFREIT INC	1,550	34,859.50	
INVESTORS REAL ESTATE TRUST	6,000	34,860.00	
INVITATION HOMES INC	3,350	77,050.00	
IRON MOUNTAIN INC	11,043	439,953.12	
ISTAR INC	3,340	38,276.40	
JBG SMITH PROPERTIES	3,622	117,316.58	
KILROY REALTY CORP	4,102	281,397.20	
KIMCO REALTY CORP	17,569	345,582.23	
KITE REALTY GROUP TRUST	3,671	74,007.36	
LASALLE HOTEL PROPERTIES	4,833	138,803.76	
LEXINGTON REALTY TRUST	9,305	93,515.25	

LIBERTY PROPERTY TRUST	6,297	267,685.47	
LIFE STORAGE INC	1,901	154,228.13	
LTC PROPERTIES INC	1,528	72,732.80	
MACERICH CO/THE	4,702	249,864.28	
MACK-CALI REALTY CORP	3,357	78,285.24	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	22,500	21,600.00	
MEDEQUITIES REALTY TRUST INC	1,300	15,197.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	14,818	193,523.08	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	4,765	513,190.50	
MONMOUTH REAL ESTATE INV COR	3,050	49,410.00	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES	6,038	258,547.16	
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	1,490	35,625.90	
NATL HEALTH INVESTORS INC	1,640	130,462.00	
NEW SENIOR INVESTMENT GROUP	2,930	26,780.20	
NEXPOINT RESIDENTIAL	600	14,256.00	
NORTHSTAR REALTY EUROPE CORP	2,240	28,224.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,255	268,535.15	
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	600	14,490.00	
PARAMOUNT GROUP INC	8,500	135,745.00	
PARK HOTELS & RESORTS INC	5,960	160,324.00	
PARKWAY INC	1,598	36,769.98	
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	2,939	99,926.00	
PENN REAL ESTATE INVEST TST	2,212	22,208.48	
PHYSICIANS REALTY TRUST	7,407	137,029.50	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	6,236	125,967.20	
PREFERRED APARTMENT COMMUN-A	1,640	30,389.20	
PROLOGIS INC	21,877	1,416,535.75	
PS BUSINESS PARKS INC/CA	798	108,958.92	
PUBLIC STORAGE	6,135	1,323,442.20	
QTS REALTY TRUST INC-CL A	2,116	114,052.40	
QUALITY CARE PROPERTIES	3,521	51,160.13	
RAMCO-GERSHENSON PROPERTIES	3,748	48,536.60	
REALTY INCOME CORP	11,444	672,907.20	
REGENCY CENTERS CORP	6,119	388,372.93	
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	4,626	89,513.10	

RETAIL PROPERTIES OF AME - A	9,570	126,706.80	
REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	3,055	91,130.65	
RLJ LODGING TRUST	7,589	164,833.08	
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	2,118	129,388.62	
SABRA HEALTH CARE REIT INC	6,781	155,759.57	
SAUL CENTERS INC	500	30,660.00	
SELECT INCOME REIT	2,799	64,880.82	
SENIOR HOUSING PROP TRUST	10,097	200,425.45	
SERITAGE GROWTH PROP- A REIT	1,147	52,601.42	
SIMON PROPERTY GROUP INC	12,755	2,037,356.15	
SL GREEN REALTY CORP	4,227	407,229.18	
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	19,719	170,963.73	
STAG INDUSTRIAL INC	3,744	106,329.60	
STARWOOD WAYPOINT HOMES	5,186	191,726.42	
STORE CAPITAL CORP	6,815	176,440.35	
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	4,610	70,072.00	
SUN COMMUNITIES INC	3,312	293,973.12	
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	8,849	139,548.73	
TANGER FACTORY OUTLET CENTER	3,739	91,082.04	
TAUBMAN CENTERS INC	2,510	125,650.60	
TERRENO REALTY CORP	2,224	82,176.80	
TIER REIT INC	1,660	30,842.80	
UDR INC	10,931	420,406.26	
UMH PROPERTIES INC	1,030	15,810.50	
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	460	34,270.00	
URBAN EDGE PROPERTIES	4,434	107,347.14	
URSTADT BIDDLE - CLASS A	775	16,709.00	
VENTAS INC	14,540	991,628.00	
VEREIT INC	40,984	352,462.40	
VORNADO REALTY TRUST	6,955	510,288.35	
WASHINGTON PRIME GROUP INC	6,996	56,667.60	
WASHINGTON REIT	3,185	102,748.10	
WEINGARTEN REALTY INVESTORS	5,054	162,435.56	
WELLTOWER INC	15,304	1,123,772.72	
WHEELER REAL ESTATE INVESTME	150	1,635.00	

	WHITESTONE REIT	1,150	14,973.00	
	WP CAREY INC	4,332	299,037.96	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	4,067	83,902.21	
	米ドル 小計	934,267	34,022,933.45 (3,797,980,061)	
カナダドル	AGELLAN COMMERCIAL REAL ESTA	220	2,596.00	
	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	1,734	65,753.28	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	3,709	48,699.17	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	870	33,364.50	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,639	88,248.16	
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	1,329	60,881.49	
	CHOICE PROPERTIES REIT	2,430	31,735.80	
	COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	3,180	42,643.80	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	2,160	29,160.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	1,020	14,127.00	
	DREAM GLOBAL REAL ESTATE INV	3,430	38,073.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE	1,300	11,862.50	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	2,242	47,620.08	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	883	44,935.87	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	6,237	133,908.39	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	1,480	11,706.80	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,600	21,184.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL REIT	720	10,843.20	
	MORGUARD REAL ESTATE-TR UTS	650	9,334.00	
	NORTHVIEW APARTMENT REAL EST	675	14,978.25	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	1,795	20,014.25	
	PURE INDUSTRIAL REAL ESTATE	6,800	43,656.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,636	158,069.52	
	SLATE OFFICE REIT	1,500	11,970.00	
	SLATE RETAIL REIT - U	720	9,619.20	
	SMART REAL ESTATE INVESTMENT	2,255	67,627.45	
	SUMMIT INDUSTRIAL INCOME REI	1,100	8,206.00	
	カナダドル 小計	59,314	1,080,817.71 (98,116,631)	
ユーロ	AEDIFICA	762	61,478.16	



	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	4,953	60,798.07
	ALTAREA	147	28,679.70
	AXIARE PATRIMONIO SOCIMI SA	2,832	47,181.12
	BEFIMMO	1,026	54,224.10
	BENI STABILI SPA	46,870	33,746.40
	COFINIMMO	809	87,372.00
	EUROCOMMERCIAL PROPRTIE-CV	2,089	74,786.20
	FONCIERE DES REGIONS	2,243	186,505.45
	GECINA SA	1,920	255,648.00
	GREEN REIT PLC	26,573	41,347.58
	HAMBORNER REIT AG	2,850	26,031.90
	HIBERNIA REIT PLC	30,321	45,845.35
	HISPANIA ACTIVOS INMOBILIARI	4,740	71,384.40
	ICADE	1,879	141,526.28
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	10,300	9,074.30
	INTERVEST OFFICES&WAREHOUSES	424	9,421.28
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	17,700	24,780.00
	KLEPIERRE	8,363	275,309.96
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	3,220	26,629.40
	MERCIALYS	2,008	33,975.36
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	14,140	166,145.00
	NSI NV	711	23,260.36
	RETAIL ESTATES	241	17,711.09
	UNIBAIL-RODAMCO SE	4,051	832,885.60
	VASTNED RETAIL NV	759	28,428.34
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	706	66,364.00
	WERELDHAVE NV	1,692	68,407.56
	ユーロ 小計	194,329	2,798,946.96 (374,723,019)
英bond	AEW UK LONG LEASE REIT PLC	3,400	3,429.75
	ASSURA PLC	78,713	48,920.12
	BIG YELLOW GROUP PLC	6,513	49,140.58
	BRITISH LAND CO PLC	43,488	258,536.16
	CAPITAL & REGIONAL PLC	19,200	11,040.00
	CIVITAS SOCIAL HOUSING PLC	6,200	6,882.00
	DERWENT LONDON PLC	4,560	124,944.00

	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	27,400	27,811.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	13,568	81,950.72	
	HAMMERSON PLC	33,280	180,211.20	
	HANSTEEN HOLDINGS PLC	31,499	41,862.17	
	INTU PROPERTIES PLC	35,382	82,227.76	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	32,392	315,012.20	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	26,822	44,524.52	
	LXI REIT PLC	6,200	6,463.50	
	NEWRIVER REIT PLC	12,300	41,340.30	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	20,754	25,008.57	
	REDEFINE INTERNATIONAL PLC	47,871	17,927.68	
	REGIONAL REIT LTD	8,900	8,944.50	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	9,205	36,479.41	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	19,200	11,856.00	
	SEGRO PLC	40,797	217,244.02	
	SHAFTESBURY PLC	9,413	94,600.65	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	59,857	84,996.94	
	UNITE GROUP PLC	10,100	66,357.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	4,435	39,582.37	
	英ボンド 小計	611,449	1,927,293.12 (290,732,167)	
オーストラリアドル	ABACUS PROPERTY GROUP	11,000	40,920.00	
	ARENA REIT	13,900	31,414.00	
	ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	2,000	14,460.00	
	BWP TRUST	17,555	51,962.80	
	CHARTER HALL GROUP	19,903	112,053.89	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	7,100	29,891.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	11,592	45,672.48	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	46,923	45,749.92	
	DEXUS	40,890	386,410.50	
	FOLKESTONE EDUCATION TRUST	9,100	25,298.00	
	GDI PROPERTY GROUP	14,000	16,240.00	
	GOODMAN GROUP	65,135	533,455.65	
	GPT GROUP	74,056	367,317.76	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	10,300	32,342.00	

	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS	6,020	18,842.60
	INDUSTRIA REIT	5,250	12,967.50
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	5,400	13,770.00
	INVESTA OFFICE FUND	21,321	94,878.45
	MIRVAC GROUP	151,977	343,468.02
	NATIONAL STORAGE REIT	25,500	38,760.00
	PROPERTYLINK GROUP	22,600	20,679.00
	RURAL FUNDS GROUP	10,000	21,700.00
	SCENTRE GROUP	218,732	879,302.64
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	28,627	65,269.56
	STOCKLAND	100,780	436,377.40
	VICINITY CENTRES	136,203	365,024.04
	VIVA ENERGY REIT	19,900	42,785.00
	WESTFIELD CORP	79,468	603,956.80
	オーストラリアドル 小計	1,175,232	4,690,969.01 (419,138,080)
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	33,000	33,990.00
	GOODMAN PROPERTY TRUST	34,948	44,558.70
	INVESTORE PROPERTY LTD	8,477	11,443.95
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	61,937	83,305.26
	PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	40,873	51,704.34
	STRIDE STAPLED GROUP	10,111	16,480.93
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	10,200	22,848.00
	ニュージーランドドル 小計	199,546	264,331.18 (21,574,710)
香港ドル	CHAMPION REIT	94,000	531,100.00
	FORTUNE REIT	60,000	550,200.00
	LINK REIT	91,000	5,869,500.00
	PROSPERITY REIT	53,000	177,020.00
	SPRING REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	27,000	94,770.00
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	40,000	220,400.00
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	47,000	235,940.00
	香港ドル 小計	412,000	7,678,930.00 (109,808,699)
シンガポールドル	(Right)CACHE LOGISTICS TRUST-	6,192	1,126.94

RIGHTS				
	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL	22,700	32,574.50	
	ASCENDAS HOSPITALITY TRUST	34,000	28,390.00	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	103,300	278,910.00	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	53,900	63,602.00	
	CACHE LOGISTICS TRUST	34,400	28,208.00	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	92,800	158,688.00	
	CAPITALAND MALL TRUST	109,400	228,646.00	
	CAPITALAND RETAIL CHINA TRUS	22,900	37,441.50	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	32,600	52,812.00	
	ESR REIT	36,000	19,980.00	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	32,200	21,735.00	
	FIRST REAL ESTATE INVT TRUST	18,000	24,120.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	27,200	57,936.00	
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	24,700	34,950.50	
	FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI	50,000	54,000.00	
	KEPPEL DC REIT	25,400	33,782.00	
	KEPPEL REIT	79,900	93,483.00	
	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL	77,000	33,495.00	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	76,500	117,045.00	
	MAPLETREE GREATER CHINA COMM	75,500	86,825.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	47,500	87,875.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	61,500	74,107.50	
	OUE HOSPITALITY TRUST	44,000	34,760.00	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	12,500	33,500.00	
	SABANA SHARIAH COMP IND REIT	38,400	18,048.00	
	SOILBUILD BUSINESS SPACE REI	25,900	18,130.00	
	SPH REIT	32,500	32,337.50	
	STARHILL GLOBAL REIT	62,600	46,950.00	
	SUNTEC REIT	95,800	180,104.00	
	シンガポールドル 小計	1,455,292	2,013,562.44	(166,823,648)
イスラエルシュケル	REIT 1 LTD	4,600	64,860.00	
	イスラエルシュケル 小計	4,600	64,860.00	(2,060,602)

合計		5,280,957,617	
		(5,280,957,617)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)券面総額欄の数値は口数を表しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 161銘柄	100.0%	71.9%
カナダドル	投資証券 27銘柄	100.0%	1.9%
ユーロ	投資証券 28銘柄	100.0%	7.1%
英ポンド	投資証券 26銘柄	100.0%	5.5%
オーストラリアドル	投資証券 28銘柄	100.0%	7.9%
ニュージーランドドル	投資証券 7銘柄	100.0%	0.4%
香港ドル	投資証券 7銘柄	100.0%	2.1%
シンガポールドル	投資証券 30銘柄	100.0%	3.2%
イスラエルシェケル	投資証券 1銘柄	100.0%	0.0%

(注)時価比率は通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表（その他の注記）の2 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。

## 【中間財務諸表】

F Wりそな円建債券アクティブファンド  
F Wりそな国内株式アクティブファンド  
F Wりそな先進国債券アクティブファンド  
F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド  
F Wりそな先進国株式アクティブファンド  
F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド  
F Wりそな絶対収益アクティブファンド  
F Wりそな国内リートインデックスオープン  
F Wりそな先進国リートインデックスオープン

- ( 1 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間(平成29年 9月21日から平成30年 3月20日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

## 【FWりそな円建債券アクティブファンド】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	609,189,222	1,001,173,647
投資信託受益証券	45,820,336,413	76,913,700,455
流動資産合計	46,429,525,635	77,914,874,102
資産合計	46,429,525,635	77,914,874,102
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	107,647,809	351,543,362
未払受託者報酬	2,295,551	8,354,655
未払委託者報酬	27,546,620	100,255,854
未払利息	1,652	2,715
その他未払費用	918,186	3,341,775
流動負債合計	138,409,818	463,498,361
負債合計	138,409,818	463,498,361
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	46,113,186,813	77,118,720,924
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	177,929,004	332,654,817
（分配準備積立金）	233,664,015	216,881,932
元本等合計	46,291,115,817	77,451,375,741
純資産合計	46,291,115,817	77,451,375,741
負債純資産合計	46,429,525,635	77,914,874,102

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	116,886,273	201,364,042
営業収益合計	116,886,273	201,364,042
営業費用		
支払利息	200,367	405,478
受託者報酬	2,027,669	8,354,655
委託者報酬	24,331,880	100,255,854
その他費用	811,022	3,341,775
営業費用合計	27,370,938	112,357,762
営業利益又は営業損失（ ）	89,515,335	89,006,280
経常利益又は経常損失（ ）	89,515,335	89,006,280
中間純利益又は中間純損失（ ）	89,515,335	89,006,280
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	2,250,039	6,264,635
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	177,929,004
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,582,709	75,605,829
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,582,709	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	75,605,829
剰余金減少額又は欠損金増加額	84,859,411	16,150,931
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	16,150,931
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	84,859,411	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	3,988,594	332,654,817



## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

( 中間貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 46,113,186,813円
期中追加設定元本額 47,384,886,964円	期中追加設定元本額 35,722,834,362円
期中一部解約元本額 1,272,700,151円	期中一部解約元本額 4,717,300,251円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 46,113,186,813口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 77,118,720,924口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0039円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0043円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,039円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,043円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---	----

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【F Wりそな国内株式アクティブファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	97,325,544	140,913,832
投資信託受益証券	7,665,778,312	12,217,669,992
流動資産合計	7,763,103,856	12,358,583,824
資産合計	7,763,103,856	12,358,583,824
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	18,102,947	37,620,012
未払受託者報酬	382,592	1,414,886
未払委託者報酬	4,591,103	16,978,577
未払利息	263	382
その他未払費用	152,998	565,865
流動負債合計	23,229,903	56,579,722
負債合計	23,229,903	56,579,722
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,036,803,683	10,370,469,353
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	703,070,270	1,931,534,749
( 分配準備積立金 )	549,305,908	464,905,509
元本等合計	7,739,873,953	12,302,004,102
純資産合計	7,739,873,953	12,302,004,102
負債純資産合計	7,763,103,856	12,358,583,824

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
受取配当金	6,042,954	33,478,598
有価証券売買等損益	367,824,209	582,491,680
営業収益合計	373,867,163	615,970,278
営業費用		
支払利息	35,303	64,418
受託者報酬	445,274	1,414,886
委託者報酬	5,343,182	16,978,577
その他費用	178,066	565,865
営業費用合計	6,001,825	19,023,746
営業利益又は営業損失（ ）	367,865,338	596,946,532
経常利益又は経常損失（ ）	367,865,338	596,946,532
中間純利益又は中間純損失（ ）	367,865,338	596,946,532
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	4,017,262	155,478,358
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	703,070,270
剰余金増加額又は欠損金減少額	37,537,169	953,419,993
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	37,537,169	953,419,993
剰余金減少額又は欠損金増加額	206,523	166,423,688
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	206,523	166,423,688
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	401,178,722	1,931,534,749

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 7,036,803,683円
期中追加設定元本額 8,346,858,355円	期中追加設定元本額 4,763,957,667円
期中一部解約元本額 1,311,054,672円	期中一部解約元本額 1,430,291,997円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 7,036,803,683口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 10,370,469,353口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0999円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.1863円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,999円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (11,863円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【F Wりそな先進国債券アクティブファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	47,904,661	52,230,384
投資信託受益証券	2,501,447,639	3,791,378,310
未収入金	-	2,500,000
流動資産合計	2,549,352,300	3,846,108,694
資産合計	2,549,352,300	3,846,108,694
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	10,783,560	22,276,945
未払受託者報酬	128,201	434,549
未払委託者報酬	1,538,415	5,214,535
未払利息	129	141
その他未払費用	51,240	173,726
流動負債合計	12,501,545	28,099,896
負債合計	12,501,545	28,099,896
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,436,270,490	3,825,910,617
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	100,580,265	7,901,819
( 分配準備積立金 )	108,178,003	98,028,126
元本等合計	2,536,850,755	3,818,008,798
純資産合計	2,536,850,755	3,818,008,798
負債純資産合計	2,549,352,300	3,846,108,694

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	76,995,368	150,869,329
営業収益合計	76,995,368	150,869,329
営業費用		
支払利息	20,103	26,994
受託者報酬	149,328	434,549
委託者報酬	1,791,817	5,214,535
その他費用	59,687	173,726
営業費用合計	2,020,935	5,849,804
営業利益又は営業損失（ ）	74,974,433	156,719,133
経常利益又は経常損失（ ）	74,974,433	156,719,133
中間純利益又は中間純損失（ ）	74,974,433	156,719,133
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	318,522	1,142,448
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	100,580,265
剰余金増加額又は欠損金減少額	254,128	59,685,293
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	254,128	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	59,685,293
剰余金減少額又は欠損金増加額	29,842,377	12,590,692
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	12,590,692
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,842,377	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	45,067,662	7,901,819



## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 2,436,270,490円
期中追加設定元本額 2,904,740,787円	期中追加設定元本額 1,692,762,312円
期中一部解約元本額 469,470,297円	期中一部解約元本額 303,122,185円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 2,436,270,490口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,825,910,617口
	3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 7,901,819円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0413円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,413円)	4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.9979円 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (9,979円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【 F Wりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	58,055,923	78,275,078
投資信託受益証券	3,175,538,110	5,210,270,627
流動資産合計	3,233,594,033	5,288,545,705
資産合計	3,233,594,033	5,288,545,705
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	9,718,274	19,236,857
未払受託者報酬	158,720	578,487
未払委託者報酬	1,904,664	6,941,816
未払利息	157	212
その他未払費用	63,444	231,308
流動負債合計	11,845,259	26,988,680
負債合計	11,845,259	26,988,680
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,049,008,590	5,183,736,077
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	172,740,184	77,820,948
( 分配準備積立金 )	140,561,665	129,104,191
元本等合計	3,221,748,774	5,261,557,025
純資産合計	3,221,748,774	5,261,557,025
負債純資産合計	3,233,594,033	5,288,545,705

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
受取配当金	2,998,548	14,386,997
有価証券売買等損益	88,920,565	212,867,483
営業収益合計	91,919,113	198,480,486
営業費用		
支払利息	23,954	38,394
受託者報酬	174,614	578,487
委託者報酬	2,095,165	6,941,816
その他費用	69,808	231,308
営業費用合計	2,363,541	7,790,005
営業利益又は営業損失（ ）	89,555,572	206,270,491
経常利益又は経常損失（ ）	89,555,572	206,270,491
中間純利益又は中間純損失（ ）	89,555,572	206,270,491
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	966,874	1,960,147
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	172,740,184
剰余金増加額又は欠損金減少額	172,187	128,648,437
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	172,187	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	128,648,437
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,580,647	19,257,329
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	19,257,329
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,580,647	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	84,180,238	77,820,948

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 3,049,008,590円
期中追加設定元本額 3,593,325,719円	期中追加設定元本額 2,474,544,228円
期中一部解約元本額 545,317,129円	期中一部解約元本額 339,816,741円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 3,049,008,590口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,183,736,077口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0567円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0150円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,567円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,150円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

同左

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【F Wりそな先進国株式アクティブファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	51,801,698	50,234,975
投資信託受益証券	2,395,879,206	3,618,033,402
流動資産合計	2,447,680,904	3,668,268,377
資産合計	2,447,680,904	3,668,268,377
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	7,998,574	25,079,500
未払受託者報酬	123,824	414,610
未払委託者報酬	1,485,876	4,975,334
未払利息	140	136
その他未払費用	49,490	165,747
流動負債合計	9,657,904	30,635,327
負債合計	9,657,904	30,635,327
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,213,970,682	3,190,019,888
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	224,052,318	447,613,162
（分配準備積立金）	151,820,917	129,924,691
元本等合計	2,438,023,000	3,637,633,050
純資産合計	2,438,023,000	3,637,633,050
負債純資産合計	2,447,680,904	3,668,268,377

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	105,554,812	84,754,196
<b>営業収益合計</b>	<b>105,554,812</b>	<b>84,754,196</b>
<b>営業費用</b>		
支払利息	20,494	26,642
受託者報酬	155,625	414,610
委託者報酬	1,867,380	4,975,334
その他費用	62,207	165,747
<b>営業費用合計</b>	<b>2,105,706</b>	<b>5,582,333</b>
営業利益又は営業損失（ ）	103,449,106	79,171,863
経常利益又は経常損失（ ）	103,449,106	79,171,863
中間純利益又は中間純損失（ ）	103,449,106	79,171,863
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	793,475	20,801,426
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	224,052,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	41,660,710	211,273,351
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	41,660,710	211,273,351
剰余金減少額又は欠損金増加額	342,851	46,082,944
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	342,851	46,082,944
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	143,973,490	447,613,162



## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 2,213,970,682円
期中追加設定元本額 2,755,631,880円	期中追加設定元本額 1,391,717,745円
期中一部解約元本額 542,661,198円	期中一部解約元本額 415,668,539円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 2,213,970,682口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 3,190,019,888口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.1012円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.1403円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (11,012円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (11,403円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---	----

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【F Wりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	100,034,957	135,789,198
投資信託受益証券	5,664,891,936	9,582,682,000
流動資産合計	5,764,926,893	9,718,471,198
資産合計	5,764,926,893	9,718,471,198
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	24,600,421	48,411,475
未払受託者報酬	285,507	1,038,808
未払委託者報酬	3,426,086	12,465,621
未払利息	271	368
その他未払費用	114,173	415,432
流動負債合計	28,426,458	62,331,704
負債合計	28,426,458	62,331,704
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	5,057,641,870	8,212,215,431
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	678,858,565	1,443,924,063
( 分配準備積立金 )	429,310,778	382,971,035
元本等合計	5,736,500,435	9,656,139,494
純資産合計	5,736,500,435	9,656,139,494
負債純資産合計	5,764,926,893	9,718,471,198

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
受取配当金	2,366,649	5,695,426
有価証券売買等損益	239,080,061	186,290,064
営業収益合計	241,446,710	191,985,490
営業費用		
支払利息	41,366	68,412
受託者報酬	321,749	1,038,808
委託者報酬	3,860,907	12,465,621
その他費用	128,658	415,432
営業費用合計	4,352,680	13,988,273
営業利益又は営業損失（ ）	237,094,030	177,997,217
経常利益又は経常損失（ ）	237,094,030	177,997,217
中間純利益又は中間純損失（ ）	237,094,030	177,997,217
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,775,595	33,151,765
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	678,858,565
剰余金増加額又は欠損金減少額	146,209,167	725,052,672
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	146,209,167	725,052,672
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,870,372	104,832,626
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,870,372	104,832,626
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	376,657,230	1,443,924,063

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 5,057,641,870円
期中追加設定元本額 5,862,725,500円	期中追加設定元本額 3,882,536,336円
期中一部解約元本額 806,083,630円	期中一部解約元本額 727,962,775円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 5,057,641,870口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 8,212,215,431口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.1342円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.1758円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (11,342円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (11,758円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明

同左

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【F Wりそな絶対収益アクティブファンド】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	133,420,183	213,544,458
投資信託受益証券	9,630,424,377	15,985,587,268
流動資産合計	9,763,844,560	16,199,131,726
資産合計	9,763,844,560	16,199,131,726
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	31,274,501	77,784,317
未払受託者報酬	489,054	1,747,801
未払委託者報酬	5,868,617	20,973,497
未払利息	361	579
その他未払費用	195,583	699,028
流動負債合計	37,828,116	101,205,222
負債合計	37,828,116	101,205,222
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,640,106,951	16,037,918,462
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	85,909,493	60,008,042
（分配準備積立金）	70,524,477	65,671,939
元本等合計	9,726,016,444	16,097,926,504
純資産合計	9,726,016,444	16,097,926,504
負債純資産合計	9,763,844,560	16,199,131,726

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
受取配当金	5,137,141	-
有価証券売買等損益	9,093,187	70,337,109
営業収益合計	14,230,328	70,337,109
営業費用		
支払利息	53,320	88,619
受託者報酬	459,873	1,747,801
委託者報酬	5,518,358	20,973,497
その他費用	183,906	699,028
営業費用合計	6,215,457	23,508,945
営業利益又は営業損失（ ）	8,014,871	93,846,054
経常利益又は経常損失（ ）	8,014,871	93,846,054
中間純利益又は中間純損失（ ）	8,014,871	93,846,054
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	390,088	133,909
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	85,909,493
剰余金増加額又は欠損金減少額	89,784	77,017,668
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	89,784	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	77,017,668
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,144,119	8,939,156
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	8,939,156
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,144,119	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,570,448	60,008,042



## ( 3 ) 【中間注記表】

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

## ( 中間貸借対照表に関する注記 )

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,000,000円	期首元本額 9,640,106,951円
期中追加設定元本額 9,886,224,469円	期中追加設定元本額 7,323,582,375円
期中一部解約元本額 247,117,518円	期中一部解約元本額 925,770,864円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 9,640,106,951口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 16,037,918,462口
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0089円	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1.0037円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,089円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (10,037円)

## ( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

該当事項はありません。

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---	----

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【F Wりそな国内リートインデックスオープン】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	9,278,738	11,838,234
親投資信託受益証券	2,269,152,487	2,794,219,544
<b>流動資産合計</b>	<b>2,278,431,225</b>	<b>2,806,057,778</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,278,431,225</b>	<b>2,806,057,778</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	4,478,452	5,481,004
未払受託者報酬	142,696	375,800
未払委託者報酬	1,284,212	3,382,136
未払利息	25	32
その他未払費用	47,530	125,168
<b>流動負債合計</b>	<b>5,952,915</b>	<b>9,364,140</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,952,915</b>	<b>9,364,140</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	2,457,255,424	2,957,321,555
<b>剰余金</b>		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	184,777,114	160,627,917
（分配準備積立金）	35,444,680	25,669,932
<b>元本等合計</b>	<b>2,272,478,310</b>	<b>2,796,693,638</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,272,478,310</b>	<b>2,796,693,638</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,278,431,225</b>	<b>2,806,057,778</b>

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	101,885,777	52,067,057
営業収益合計	101,885,777	52,067,057
営業費用		
支払利息	3,047	4,490
受託者報酬	176,692	375,800
委託者報酬	1,590,195	3,382,136
その他費用	58,872	125,168
営業費用合計	1,828,806	3,887,594
営業利益又は営業損失（ ）	103,714,583	48,179,463
経常利益又は経常損失（ ）	103,714,583	48,179,463
中間純利益又は中間純損失（ ）	103,714,583	48,179,463
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	8,924,433	2,332,948
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	184,777,114
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,367,556	57,932,637
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,367,556	57,932,637
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,740,778	84,295,851
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,740,778	84,295,851
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	158,163,372	160,627,917

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 100,000円	期首元本額 2,457,255,424円
期中追加設定元本額 2,753,326,012円	期中追加設定元本額 1,268,185,045円
期中一部解約元本額 296,170,588円	期中一部解約元本額 768,118,914円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 2,457,255,424口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 2,957,321,555口
3. 元本の欠損	3. 元本の欠損
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 184,777,114円	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 160,627,917円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.9248円	4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.9457円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (9,248円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (9,457円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---	----

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 【F Wりそな先進国リートインデックスオープン】

## ( 1 ) 【中間貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	11,623,729	15,234,158
親投資信託受益証券	3,062,956,705	4,849,880,380
流動資産合計	3,074,580,434	4,865,114,538
資産合計	3,074,580,434	4,865,114,538
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	5,106,762	3,070,753
未払受託者報酬	188,806	630,233
未払委託者報酬	2,328,587	7,772,844
未払利息	31	41
その他未払費用	62,897	209,995
流動負債合計	7,687,083	11,683,866
負債合計	7,687,083	11,683,866
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,077,743,360	5,382,422,617
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	10,850,009	528,991,945
( 分配準備積立金 )	85,606,721	77,871,459
元本等合計	3,066,893,351	4,853,430,672
純資産合計	3,066,893,351	4,853,430,672
負債純資産合計	3,074,580,434	4,865,114,538

## （２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 自 平成29年 1月 5日 至 平成29年 7月 4日	第2期中間計算期間 自 平成29年 9月21日 至 平成30年 3月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	90,343,410	409,076,325
営業収益合計	90,343,410	409,076,325
営業費用		
支払利息	3,672	6,758
受託者報酬	223,692	630,233
委託者報酬	2,758,900	7,772,844
その他費用	74,535	209,995
営業費用合計	3,060,799	8,619,830
営業利益又は営業損失（ ）	87,282,611	417,696,155
経常利益又は経常損失（ ）	87,282,611	417,696,155
中間純利益又は中間純損失（ ）	87,282,611	417,696,155
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	435,140	4,248,051
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	10,850,009
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,746,914	1,494,058
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,746,914	1,494,058
剰余金減少額又は欠損金増加額	94,426,883	106,187,890
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	94,426,883	106,187,890
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	5,832,498	528,991,945



## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	1. 投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 100,000円	期首元本額 3,077,743,360円
期中追加設定元本額 3,493,335,489円	期中追加設定元本額 2,675,413,954円
期中一部解約元本額 415,692,129円	期中一部解約元本額 370,734,697円
2. 計算期間の末日における受益権の総数 3,077,743,360口	2. 中間計算期間の末日における受益権の総数 5,382,422,617口
3. 元本の欠損	3. 元本の欠損
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 10,850,009円	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額 528,991,945円
4. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.9965円	4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 0.9017円
1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (9,965円)	1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) (9,017円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成29年 9月20日現在	第2期中間計算期間末 平成30年 3月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左
--	----

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

（参考）

「FWりそな国内リートインデックスオープン」は「RAM国内リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

「FWりそな先進国リートインデックスオープン」は「RAM先進国リートマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

RAM国内リートマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

平成30年 3月20日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	389,175,382
投資証券	14,070,624,020
派生商品評価勘定	5,292,060
未収入金	38,103,003
未収配当金	151,518,415
差入委託証拠金	8,845,000
流動資産合計	14,663,557,880
資産合計	14,663,557,880
負債の部	
流動負債	
前受金	3,952,500
未払金	83,281,745
未払解約金	100,000
未払利息	1,055
流動負債合計	87,335,300
負債合計	87,335,300
純資産の部	

平成30年 3月20日現在

元本等	
元本	13,718,088,222
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	858,134,358
元本等合計	14,576,222,580
純資産合計	14,576,222,580
負債純資産合計	14,663,557,880

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 派生商品取引等損益 原則として、約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

平成30年 3月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 9月21日
期首元本額	8,121,190,217円
期中追加設定元本額	11,653,191,999円
期中一部解約元本額	6,056,293,994円
期末元本額	13,718,088,222円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド(安定型)	409,905,643円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	1,108,157,531円
りそなラップ型ファンド(成長型)	957,546,283円
DCりそな グローバルバランス	2,967,061円
つみたてバランスファンド	9,545,627円
FWりそな国内リートインデックスオープン	2,629,606,197円
FWりそな国内リートインデックスファンド	1,329,193,817円
Smart-i Jリートインデックス	84,471,900円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	7,186,057,187円
グローバル9資産バランスファンド(適格機関投資家限定)	636,976円
2. 計算日における受益権の総数	13,718,088,222口

3. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0626円
(10,000口当たり純資産額)	(10,626円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年 3月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 デリバティブ取引 (その他の注記)のデリバティブ取引に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額 自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

デリバティブ取引に関する注記

(投資証券関連)

(平成30年 3月20日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建	503,142,940	-	508,435,000	5,292,060
	合計	503,142,940	-	508,435,000	5,292,060

(注) 時価の算定方法

## 先物取引

## 国内先物取引について

先物取引の評価においては、原則として計算日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

## RAM先進国リ - トマザーファンド

## 貸借対照表

(単位：円)

平成30年 3月20日現在

資産の部	
流動資産	
預金	42,949,768
コール・ローン	2,592,072
投資証券	8,003,108,448
未収入金	6,661,545
未収配当金	14,362,835
流動資産合計	8,069,674,668
資産合計	8,069,674,668
負債の部	
流動負債	
未払金	41,327,079
未払利息	7
流動負債合計	41,327,086
負債合計	41,327,086
純資産の部	
元本等	
元本	8,549,307,860
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	520,960,278
元本等合計	8,028,347,582
純資産合計	8,028,347,582
負債純資産合計	8,069,674,668

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 為替予約取引による為替差損益

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>原則として、約定日基準で計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
----------------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

平成30年 3月20日現在	
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成29年 9月21日
期首元本額	5,113,983,112円
期中追加設定元本額	3,700,826,904円
期中一部解約元本額	265,502,156円
期末元本額	8,549,307,860円
期末元本の内訳	
りそなラップ型ファンド(安定型)	470,261,401円
りそなラップ型ファンド(安定成長型)	256,269,113円
りそなラップ型ファンド(成長型)	654,474,570円
DCりそな グローバルバランス	3,439,832円
つみたてバランスファンド	5,352,362円
FWりそな先進国リートインデックスオープン	5,164,391,844円
FWりそな先進国リートインデックスファンド	1,919,851,504円
Smart-i 先進国リートインデックス	74,601,715円
グローバル9資産バランスファンド(適格機関投資家限定)	665,519円
2. 計算日における受益権の総数	8,549,307,860口
3. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	520,960,278円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9391円
(10,000口当たり純資産額)	(9,391円)

(注) は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成30年 3月20日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

#### （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

#### （その他の注記）

デリバティブ取引に関する注記

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2018年 3月30日現在です。

## 【FWりそな円建債券アクティブファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	79,711,083,146円
負債総額	86,617,986円
純資産総額（ - ）	79,624,465,160円
発行済口数	79,086,135,708口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0068円

## 【FWりそな国内株式アクティブファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	12,555,957,710円
負債総額	9,695,621円
純資産総額（ - ）	12,546,262,089円
発行済口数	10,643,838,934口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1787円

## 【FWりそな先進国債券アクティブファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	4,000,415,454円
負債総額	7,123,802円
純資産総額（ - ）	3,993,291,652円
発行済口数	3,939,590,105口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0136円

## 【FWりそな先進国 + 新興国債券アクティブファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	5,484,355,573円
負債総額	5,325,926円



純資産総額（ - ）	5,479,029,647円
発行済口数	5,312,387,152口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0314円

## 【FWりそな先進国株式アクティブファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	3,583,302,591円
負債総額	3,575,111円
純資産総額（ - ）	3,579,727,480円
発行済口数	3,261,914,061口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0974円

## 【FWりそな先進国 + 新興国株式アクティブファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	9,557,913,900円
負債総額	9,189,208円
純資産総額（ - ）	9,548,724,692円
発行済口数	8,418,777,465口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1342円

## 【FWりそな絶対収益アクティブファンド】

## 【純資産額計算書】

資産総額	16,553,749,135円
負債総額	20,780,416円
純資産総額（ - ）	16,532,968,719円
発行済口数	16,445,955,925口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0053円

## 【FWりそな国内リートインデックスオープン】

## 【純資産額計算書】

資産総額	2,874,424,952円
------	----------------

負債総額	4,628,632円
純資産総額（ - ）	2,869,796,320円
発行済口数	3,013,921,609口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9522円

## 【FWりそな先進国リートインデックスオープン】

## 【純資産額計算書】

資産総額	4,959,003,551円
負債総額	4,222,847円
純資産総額（ - ）	4,954,780,704円
発行済口数	5,497,820,519口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9012円

（参考）

## RAM国内リートマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	14,336,047,869円
負債総額	602,088,928円
純資産総額（ - ）	13,733,958,941円
発行済口数	12,836,013,808口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0700円

## RAM先進国リートマザーファンド

## 純資産額計算書

資産総額	8,805,803,427円
負債総額	54,209,290円
純資産総額（ - ）	8,751,594,137円
発行済口数	9,322,704,733口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9387円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

## (1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・ 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・ 前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・ 前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

平成30年3月末現在	資本金の額	1,000,000,000円
	発行可能株式総数	3,960,000株
	発行済株式総数	3,960,000株

###### 過去5年間における主な資本金の増減

年月日	変更後（変更前）
平成29年7月7日	1,000,000,000円（490,000,000円）

###### (2) 委託会社の機構（平成30年3月末現在）

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会において選任され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。また、取締役会は、取締役社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となります。

社長に事故または欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### 投資運用の意思決定機構

委託会社では、以下P.D.C.Aサイクルにて投資運用の意思決定を行っています。

###### PLAN：計画

・運用部は、運用基本方針や運用ガイドラインなどを策定し、運用委員会がその承認を行います。

###### DO：実行

- ・ファンドマネージャーは、決定された運用基本方針等に基づいて運用計画を策定し、運用部長が承認します。
- ・ファンドマネージャーは、決定された運用計画に沿って運用指図を行いポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。
- ・運用部長は、ファンドが運用計画に沿って行われていることを確認します。
- ・売買発注の執行は、運用計画の策定等から組織的に分離された運用部トレーディンググループが、発注先証券会社等の選定ルール等に基づく最良執行を行うよう努めます。

###### CHECK：検証 ACTION：改善

- ・法令等や運用ガイドラインの遵守状況等については、運用部門から独立した業務部がモニタリングを行います。その結果は、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告するとともにすみやかに運用部にフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。
- ・運用実績等については運用委員会が統括し、運用部に対する管理・指導を行います。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行って

います。

平成30年3月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	51	388,732

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託会社であるりそなアセットマネジメント株式会社（以下、「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受け、第3期事業年度に係る中間会計期間（自平成29年4月1日至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
資産の部		
流動資産		
預金	687,592	334,657
前払費用	20,089	36,555
未収入金	2 56,741	95,899
未収委託者報酬	16,253	67,272
未収還付消費税等	12,085	11,066
繰延税金資産	5,759	8,236
流動資産計	798,522	553,688
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 3,566	3,992
器具備品	1 3,203	3,866
有形固定資産計	6,770	7,858
無形固定資産		
ソフトウェア	23,481	36,708
無形固定資産計	23,481	36,708
投資その他の資産		
投資有価証券	-	2,796
差入敷金保証金	10,200	10,200
長期前払費用	4,416	3,416
繰延税金資産	1,392	873
投資その他の資産計	16,009	17,286
固定資産計	46,261	61,853
資産合計	844,783	615,542

（単位：千円）

	前事業年度 （平成28年3月31日）	当事業年度 （平成29年3月31日）
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	8,028	27,694
その他未払金	15,079	55,592
未払費用	12,543	17,511
未払法人税等	2,303	4,868
預り金	-	32
賞与引当金	20,683	26,272
流動負債計	58,638	131,972
負債合計	58,638	131,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	490,000	490,000
資本剰余金計	490,000	490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	193,854	496,843
利益剰余金計	193,854	496,843
株主資本計	786,145	483,156
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	413
評価・換算差額等計	-	413
純資産合計	786,145	483,569
負債・純資産合計	844,783	615,542

## （2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日）	当事業年度 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	15,708	332,491
営業収益計	15,708	332,491
営業費用		
支払手数料	7,576	150,399
広告宣伝費	23,483	20,758
調査費		
調査費	28,094	110,241
委託調査費	3,850	65,285
委託計算費	15,219	52,522
営業雑経費		
印刷費	3,450	12,940
協会費	845	1,482
販売促進費	923	1,560
その他	414	15,978

営業費用計	83,856	431,169
一般管理費		
給料		
役員報酬	18,266	46,399
給料・手当	76,336	150,916
賞与	2,360	10,843
賞与引当金繰入額	20,683	23,811
旅費交通費	425	2,575
租税公課	5,870	5,778
不動産賃借料	13,564	16,113
固定資産減価償却費	2,107	8,420
諸経費	49,785	37,244
一般管理費計	189,401	302,103
営業損失	257,549	400,782
営業外収益		
投資有価証券売却益	-	419
雑収入	0	16
営業外収益計	0	436
営業外費用		
為替差損	-	26
投資有価証券償還損	29	-
営業外費用計	29	26
経常損失	257,579	400,372
税引前当期純損失	257,579	400,372
法人税、住民税及び事業税	56,572	95,241
法人税等調整額	7,152	2,141
法人税等計	63,724	97,383
当期純損失	193,854	302,989

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年 8月 3日 至 平成28年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
会社成立日残高	490,000	490,000	490,000	-	-	980,000	980,000
当期変動額							
当期純損失（ ）				193,854	193,854	193,854	193,854
当期変動額合計	-	-	-	193,854	193,854	193,854	193,854
当期末残高	490,000	490,000	490,000	193,854	193,854	786,145	786,145

当事業年度（自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	

当期首残高	490,000	490,000	490,000	193,854	193,854	786,145
当期変動額						
当期純損失（ ）				302,989	302,989	302,989
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	302,989	302,989	302,989
当期末残高	490,000	490,000	490,000	496,843	496,843	483,156

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	-	786,145
当期変動額			
当期純損失（ ）			302,989
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	413	413	413
当期変動額合計	413	413	302,575
当期末残高	413	413	483,569

### （重要な会計方針）

#### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### 2．固定資産の減価償却の方法

##### （1）有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年

器具備品 3～20年

##### （2）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

#### 3．引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

#### 4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### （1）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### （2）連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。



## （会計方針の変更）

## 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業損失、経常損失、税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

## （追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
建物	303千円	800千円
器具備品	482千円	1,607千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産		
未収入金	56,741千円	95,685千円

（注）当該金額は、連結納税親会社から収受する金額であります。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,960,000	-	-	1,960,000

## 2 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,960,000	-	-	1,960,000

## 2 配当に関する事項

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

## 1 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社は、国の預金保護の対象となる決済性預金に預け入れ管理しております。

当社の未収入金は、主に連結納税親会社から收受する金額であります。

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に支払われる信託報酬の未払金額であります。当該信託財産は、受託者である信託銀行により適切に分別管理され、信託法により受託者の倒産の影響を受けません。そのため、当該金銭債権に関する信用リスクはありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成28年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	687,592	687,592	-
未収入金	56,741	56,741	-
未収委託者報酬	16,253	16,253	-
資産計	760,587	760,587	-

当事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	334,657	334,657	-
未収入金	95,899	95,899	-
未収委託者報酬	67,272	67,272	-
資産計	497,828	497,828	-

## 金融商品の時価の算定方法に関する事項

### 資産

預金、未収入金、未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	6,378千円	8,102千円
未払事業所税	103千円	222千円
未払事業税	555千円	1,190千円
未確定債務	512千円	1,280千円
減価償却超過額	1,748千円	1,372千円
繰越欠損金	13,723千円	37,126千円
繰延税金資産小計	23,021千円	49,294千円
評価性引当額	15,868千円	40,000千円
繰延税金資産合計	7,152千円	9,294千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	182千円
繰延税金負債合計	-	182千円
繰延税金資産の純額	7,152千円	9,110千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳  
前事業年度及び当事業年度ともに税引前当期純損失のため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はなく、影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

#### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

#### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

#### 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接)100%	連結納税	連結法人税還付請求	56,741	未収入金	56,741

##### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	建物転貸借 役員の兼任	敷金の差入	10,200	差入敷金保証金	10,200

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 差入敷金保証金は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

#### 2. 親会社に関する注記

##### 親会社情報

株式会社りそなホールディングス(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

##### (1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	株式会社りそなホールディングス	東京都江東区	50,472	持株会社としての経営管理	(直接)100%	連結納税	連結法人税還付請求	95,685	未収入金	95,685

##### (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	大阪市中央区	279,928	銀行業務及び信託業務	-	投資信託の販売委託投資助言	支払手数料 委託調査費	121,659 62,746	未払手数料 未払投資助言報酬	23,073 38,267

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資助言の費用については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(注2) 投資信託の販売委託については、一般取引条件を基に、協議のうえ決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

株式会社りそなホールディングス（東京証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	401円09銭	246円71円
1株当たり当期純損失金額	98円90銭	154円58銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純損失(千円)	193,854	302,989
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純損失(千円)	193,854	302,989
普通株式の期中平均株式数(株)	1,960,000	1,960,000

## (重要な後発事象)

前事業年度(自 平成27年8月3日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第3期中間会計期間 (平成29年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
預金	1,277,809
前払費用	25,688
未収入金	35,475
未収委託者報酬	117,387
繰延税金資産	7,080

流動資産計		1,463,441
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	3,755
器具備品	1	5,057
有形固定資産計		8,812
無形固定資産		
ソフトウェア		32,878
無形固定資産計		32,878
投資その他の資産		
投資有価証券		5,020
差入敷金保証金		10,200
長期前払費用		2,916
繰延税金資産		539
投資その他の資産計		18,676
固定資産計		60,368
資産合計		1,523,809

(単位：千円)

第3期中間会計期間

(平成29年9月30日現在)

負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		34,509
その他未払金		58,297
未払費用		20,480
未払法人税等		4,848
未払消費税		3,491
賞与引当金		23,873
預り金		22
流動負債計		145,524
負債合計		145,524
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		490,000
資本剰余金計		490,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		112,560
利益剰余金計		112,560
株主資本計		1,377,439
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		846
評価・換算差額等計		846
純資産合計		1,378,285
負債・純資産合計		1,523,809

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第3期中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			331,791
営業収益計			331,791
営業費用			
支払手数料			90,689
広告宣伝費			4,937
調査費			
調査費			72,025
委託調査費			42,473
委託計算費			37,925
営業雑経費			
印刷費			6,958
協会費			1,070
販売促進費			1,305
その他			19,004
営業費用計			276,391
一般管理費			
給料			
役員報酬			30,799
給料・手当			95,399
賞与			2,479
賞与引当金繰入額			23,873
旅費交通費			2,350
租税公課			3,019
不動産賃借料			8,194
固定資産減価償却費	1		5,397
諸経費			19,516
一般管理費計			191,030
営業損失			135,630
営業外収益			
雑収益			14
営業外収益計			14
営業外費用			
投資有価証券売却損			4
株式交付費			3,630
営業外費用計			3,634
経常損失			139,251
税引前中間純損失			139,251
法人税、住民税及び事業税			34,833
法人税等調整額			1,299
法人税等計			33,534
中間純損失			105,716

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第3期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	490,000	490,000	490,000	496,843	496,843	483,156
当中間期変動額						
欠損填補		490,000	490,000	490,000	490,000	
新株の発行	510,000	490,000	490,000			1,000,000
当中間純損失( )				105,716	105,716	105,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)						
当中間期変動額合計	510,000	0	0	384,283	384,283	894,283
当中間期末残高	1,000,000	490,000	490,000	112,560	112,560	1,377,439

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	413	413	483,569
当中間期変動額			
欠損填補			
新株の発行			1,000,000
当中間純損失( )			105,716
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	432	432	432
当中間期変動額合計	432	432	894,715
当中間期末残高	846	846	1,378,285

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備につきましては、定額法を採用しております。

その他の有形固定資産につきましては、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年  
器具備品 3～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### 賞与引当金

従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。



## 4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

当社は、株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

第3期中間会計期間 (平成29年9月30日)	
建物	1,037千円
器具備品	2,238千円

## (中間損益計算書関係)

## 1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

第3期中間会計期間 (平成29年9月30日)	
有形固定資産	867千円
無形固定資産	4,529千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第3期中間会計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

## 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,960,000	2,000,000	-	3,960,000

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,000,000株は、第三者割当増資による新株の発行による増加である。

## 2 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第3期中間会計期間(平成29年9月30日現在)

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,277,809	1,277,809	-
(2) 未収入金	35,475	35,475	-
(3) 未収委託者報酬	117,387	117,387	-
資産計	1,430,672	1,430,672	-
(1) その他未払金	58,297	58,297	-
負債計	58,297	58,297	-

## 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資産

## (1) 預金、(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 負債

## (1) その他未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（セグメント情報等）

第3期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1．セグメント情報

当社は、「資産運用業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

国内籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

顧客情報については、制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	第3期中間会計期間 （自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
1株当たり純資産額	348円05銭
1株当たり中間純損失金額	36円45銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	第3期中間会計期間 （自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）
中間純損失（千円）	105,716
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	105,716
普通株式の期中平均株式数（株）	2,899,891

（重要な後発事象）

第3期中間会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

##### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

##### <再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 51,000百万円（平成29年9月末現在）  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。  
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

##### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
株式会社大和ファンド・コンサルティング	450百万円	資産運用に関する業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

## (2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

## (3) 投資顧問会社

指定投資信託証券の選定についての情報提供および助言を行いません。

## 3【資本関係】

## (1) 受託会社

該当事項はありません。

## (2) 販売会社

該当事項はありません。

## (3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

## 第3【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

(2) 目論見書の表紙等に委託会社または受託会社のロゴ・マーク、ファンドの総称、図案等を記載することがあります。

(3) 目論見書の表紙に目論見書の使用開始日を記載します。

(4) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

交付目論見書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

(5) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

(6) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月1日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 太田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな円建債券アクティブファンドの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな円建債券アクティブファンドの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内株式アクティブファンドの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内株式アクティブファンドの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。



独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国債券アクティブファンドの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国債券アクティブファンドの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国+新興国債券アクティブファンドの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国+新興国債券アクティブファンドの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国株式アクティブファンドの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国株式アクティブファンドの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国+新興国株式アクティブファンドの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国+新興国株式アクティブファンドの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな絶対収益アクティブファンドの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな絶対収益アクティブファンドの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内リートインデックスオープンの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな国内リートインデックスオープンの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年11月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな先進国リートインデックスオープンの平成29年1月5日から平成29年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FWりそな先進国リートインデックスオープンの平成29年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2017年12月8日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 太田 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているりそなアセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、りそなアセットマネジメント株式会社の2017年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな円建債券アクティブファンドの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな円建債券アクティブファンドの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## その他の事項

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

## 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな国内株式アクティブファンドの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな国内株式アクティブファンドの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### その他の事項

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国債券アクティブファンドの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな先進国債券アクティブファンドの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### その他の事項

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国+新興国債券アクティブファンドの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな先進国+新興国債券アクティブファンドの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**その他の事項**

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

**利害関係**

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。





# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国株式アクティブファンドの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな先進国株式アクティブファンドの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## その他の事項

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

## 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中有限責任監査法人 トーマツ指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国+新興国株式アクティブファンドの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

**中間財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間監査意見**

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな先進国+新興国株式アクティブファンドの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**その他の事項**

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

**利害関係**

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな絶対収益アクティブファンドの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな絶対収益アクティブファンドの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## その他の事項

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

## 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWりそな国内リートインデックスオープン（平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間）の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWりそな国内リートインデックスオープン（平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### その他の事項

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。





## 独立監査人の中間監査報告書

平成30年5月16日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているFWRりそな先進国リートインデックスオープンの平成29年9月21日から平成30年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、FWRりそな先進国リートインデックスオープンの平成30年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成29年9月21日から平成30年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### その他の事項

ファンドの平成29年9月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表について中間監査は実施されていない。

### 利害関係

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

